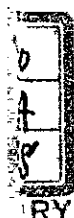


南米日系社会における 老人問題の講演指導と調査の報告

昭和56年2月

国際協力事業団



移生環
J R
81-1

100

南米日系社会における 老人問題の講演指導と調査の報告

昭和56年2月

国際協力事業団

JICA LIBRARY



1053167C1J

国際協力事業団	
受入 月日 '84. 3. 19	700
登録No. 00952	21.4
	EES

は　じ　め　に

この報告書は、南米主要邦人移住先国の日系社会における老人問題に関する第3次指導と生活実態の調査結果を取りまとめたものである。

今回の指導・調査は、前2回の調査結果を基に、日系老人クラブの育成・指導と老人問題の講演等、いわゆる生き甲斐対策を主とし、兼ねて老人問題補完対策の企画に必要な調査と資料の蒐集を、前年度に引き続き全国老人クラブ連合会評議員村田松男氏の協力を得、実施しその目的を達した。

本報告書及び前2回の報告を十分に踏まえ、今後とも高齢化が進む南米日系社会における老人問題の救援活動を当団の重点施策として取り上げたい。

本調査のため、前回に同じく外務省、厚生省、在外公館、各訪問国の日系福祉団体並びに在外事務所から多大なご協力を得たことに深謝の意を表したい。

昭和56年2月

移　住　海　外　事　業　部　長

100

目 次

はじめに

第1篇 南米諸国日系社会の老人問題にかかわる指導調査の意義	1
1. 派遣団の使命	1
2. 対象となった国	1
3. 総日程（昭和55年9月20日～10月11日）	1
4. 派遣団員氏名	2
5. 老人問題の指導調査について現地日系社会に示した派遣団の業務	2
第2篇 老人問題の講演と老人クラブの育成指導	8
I ブラジル国	8
1. 日 程	8
2. 老人福祉関係団体と意見交換	8
3. 第11回老人週間における講演	11
4. 老人クラブ指導者に対する研修指導	13
5. 単位老人クラブの研修指導	16
II アルゼンチン国	17
1. 日 程	17
2. 老人問題関係者に対する講演指導	17
III ボリビア国	22
1. 日 程	22
2. サンタクルス日本人会幹部等に対する講演指導	22
3. 移住地での講演指導	25
(1) サンファン移住地	25
(2) オキナワ移住地	27
IV ペルー国	29
1. 日 程	29

2. 老人問題関係者に対する講演指導	29
V 各国日系社会における講演指導についての考察	33
第3篇 老人問題補完対策の企画に必要な調査と資料の蒐集	34
I 調査の目的と方法	34
1. 調査の目的	34
2. 調査の方法	34
II 文化資源需要調査の結果	35
1. 文化資源の区分	35
2. 文化活動の需要	35
(1) 講演等専門家の派遣	35
(2) 技術習得の機会	38
(3) 自主活動の育成援助	40
(4) 視 察 等	41
(5) そ の 他	42
3. 文化資材の需要	43
III 老人福祉施策調査の結果	46
1. 調査項目	46
2. ブラジル国	47
3. アルゼンチン国	48
4. ボリビア国	49
5. ペルー国	50
6. パラグアイ国	51
IV 資料の蒐集	54
あとがき	54
附 録	55
I 講 演 集	59
II 資 料 篇	77
III 先進国における日系社会の研究（米国）	111

第1篇 南米諸国日系社会の老人問題にかかわる 指導調査の意義

1. 派遣団の使命

昭和53年、54年の両年度にわたって継続して実施した南米日系社会老人問題の指導と生活実態調査の結果を基に、本年度はさらに次の重点項目を設定し、その業務を遂行する。

(1) 老人問題の講演と老人クラブの育成指導

- ア. 老人週間における講演
- イ. 老人クラブ活動の指導
- ウ. 日系福祉団体等の指導

(2) 老人問題補完対策の企画に必要な調査と資料の蒐集

2. 対象となった国

ブラジル国、アルゼンチン国、パラグアイ国、ボリビア国、ペルー国（訪問順）

※ ただし、パラグアイ国については政情不安のため入国を中止し、重点項目(2)についてのみ文書照会により調査研究するにとどめた。

※ なお、今回は南米日系社会の老人問題を側面から比較検討するため、先進国として、米国を選び、同国老人福祉施策と日系社会の活動を研究する目的でロスアンゼルス市を訪問した。

3. 総日程（昭和55年9月20日～10月11日）

月 日	用 務 地	行 動
9.20 } 9.26	ブラジル国 20日 成田発 21日 サンパウロ着 〈滞在〉 26日 サンパウロ発	JICAサンパウロ支部日程等打合せ 日本総領事館表敬訪問 老人福祉関係3団体意見交換 老人週間講演（昼夜各1回） 日系老人クラブ連合会訪問 老人クラブ指導者研修指導、単位老人クラブ研修指導
9.26 } 10.2	アルゼンチン国 26日 ブエノスアイレス着 〈滞在〉 29日～30日 ブエノスアイレス } 往復 ポサダス 30日～10月1日（ブエノスアイレス滞在） 2日 ブエノスアイレス発	JICAブエノスアイレス支部日程等打合せ 亜国拓植協同組合訪問 老人問題関係者講演指導 沖縄県人会訪問 ※ 次の訪問地パラグアイ国は政情不安により同国が国境閉鎖中のため入国中止

10 2 }	ボリビア国 2日 サンタクルス着 〈滞在〉 5日 サンタクルス発	領事事務所表敬訪問 JICAサンタクルス支部日程等打合せ 日本人会幹部等講演指導 サンファン移住地講演指導 オキナワ移住地講演指導
10 5 }	ペルー国 5日 リマ着 〈滞在〉 10 8 8日 リマ発	JICAリマ事業所日程等打合せ 日本大使館表敬訪問 中央日本人会幹部講演打合せ 老人問題関係者講演指導
10 8 }	米 国 8日 サンフランシスコ経由 ロスアンゼルス着 〈滞在〉 10 10 10日 ロスアンゼルス発	JICA駐在員日程打合せ 南加日系パイオニア・センター訪問 視察 { 日米文化会館 引退者ホーム 敬老ホーム
10 11	成田帰着	

※ JICA=国際協力事業団

4. 派遣団員氏名

村 田 松 男（全国老人クラブ連合会評議員）

大 類 弘 幸（国際協力事業団移住海外事業部生活環境課長）

5. 老人問題の指導調査について現地日系社会に示した派遣団の業務

- (1) 国際協力事業団においては、53年、54年度の2回にわたる指導調査の報告を踏まえ、今後の対応策を種々検討してきたが、当事業団の実施可能な援助は

① 老人福祉活動指導者の派遣

② 各地援護協会、日本人会、老人クラブ等による老人のための福祉活動に対する技術的援助

等を主とした、いわゆる生きがい対策に限られ、このほかに現地側が要望している施設建設、その運営等に対する補助や、本邦において行われている老齢年金、健康保険の給付等の老人福祉対策は実現困難との結論に達したので、了承願いたい。

- (2) 現地関係者各位の絶大な協力を得て、昨年度実施した日系老人生活実態に関するアンケート調査から、各国日系老人の共通事項として、生活上のなやみ、生きがいについて次のような傾向を知ることができた。

なやみごと（各国合計）		生きがい（各国合計）	
特にない	6 0.5 %	特にない	5.1 %
あ る	3 9.5 %	あ る	9 4.9 %
〈あるの内訳〉		〈あるの内訳〉	
健康のこと	1 3.8 %	家族のこと（子・孫の成長など）	3 7.2 %
経済のこと	9.4 %	信仰をもつ	1 7.0 %
家族のこと	8.3 %	仕事をする	1 3.8 %
住宅のこと	3.7 %	趣味や娯楽をたのしむ	9.1 %
身の廻りの世話のこと	2.0 %	社会奉仕に励む	8.7 %
そ の 他	2.3 %	友人や隣人と交際する	8.4 %
		そ の 他	0.7 %

このことに対応する当事業団の補完対策として、日系老人の生きがいづくりには、すくなくとも次のことを配慮する必要があると考えられる。

- ① 文化資材の提供
- ② 老人クラブ活動の奨励と育成指導
- ③ 後継者の育成指導
- ④ 地域社会での老人問題理解の醸成

これらの考え方を進展させるため、前記(1)に示した重点項目が派遣団の使命として課せられている。

- (3) なお、老人クラブ活動の奨励と育成指導を重点項目の一つとして採りあげる導因となった現地の活動と要望等について、第2回調査団の報告（南米五カ国の日系社会における老人問題に関する調査指導の結果報告－昭和54年12月）を援用し現地に対する説明に役立てた。それは次のようなものである。なお、この内容は、当時各国訪問時に実施した意見交換、講演会、研究会等によるもので、今回の説明に当っては各国別に、その国日系社会の関係事項を中心とした。

① ブラジル国

○ 老人クラブ連合会幹部との意見交換から

ア. 本年9月現在で単位クラブ104、会員6,201名となった。1972年当時8グループの老人親睦団体があったが、これが急速に老人クラブづくりへと発展した。連合会は1975年の結成で、本年8月31日付でブラジル国公認団体として登録された。

イ. 老人クラブ連合会の活動の主なものとしては、日系老人クラブ全伯大会、同じく芸能祭、老人クラブ一日研修会、高齢者健康診断、老人週間の開催である。

また連合会と各単位クラブ間の連携を密なものとする努力をし、そのための一つの手段として月刊紙ブラジル老壮の友（8ページ）を発行している。

ウ．老人クラブ活動には、ブラジル国の補助は全然見込めないし、日本の老人クラブのような助成金を本国から受けることもできない。全くの自前の活動で今日まで進めてきた。それだけに思うような活動が資金難のためできかねる。これをどのように解決するか頭が痛い。

エ．単位クラブに対し指導用教材、講師派遣の道を開発したい。このことについて本国の協力を求めたいのだが。

オ．調査団意見－親睦的な集まりが散見するに過ぎなかった頃から、当国の登録団体として全伯を総合する老人クラブ連合会にまで発展するに至った時間的経過は、わずか7年である。日系老人の生きがいつくり、老後問題の自衛活動に取り組んできたその情熱は大きく評価できる。

しかしこれらの老人クラブ活動は、今日まで主としてクラブ数の増加に多くの力が注がれてきた感がある。したがって、一般的に見てその活動は十分ではなく、レクリエーション、健康活動等老人側のみの欲求充足的活動に片寄りすぎた傾向が見られる。今後の目標として地域社会から、より有用視されるクラブ活動へ発展させることが望ましい。連合会としては、単位クラブに対し特にそのような指導をする必要がある。

そのため、クラブ運営の指導力を充実させる大きな課題は、連合会の強化充実ということである。

② アルゼンチン国

○ ブェノスアイレス市郊外Mさん（園芸家83才。妻79才。家族と住む）の話から－老人の集まりをつくろうと考え、新聞で呼びかけたところ13人集まったので、朗人会と名づけ、会員の年齢を60才以上ときめた。みんながその気になったので第2回の会合を近日中にすることにしている。こんどは30人は集まると思う。生活が安定した人が集まってくる。会のやり方は会食中心としている。集まればむかしの苦労話から現在の自慢話しも出て、結構たのしい会に発展して行くと思う。

もう一つ、花づくりの人たち、いわば同業者が集まる長寿会を続けている。最初は花を売る側のOBも集まったが、最近は来なくなった。この会では健康の葉を印刷し会員に毎月配っている。

○ ブェノスアイレス市郊外Nさん夫婦（恩給受給者。夫78才、妻73才の2人ぐらし）の話から。

夫— 日本へ帰ろうとは思わない。しかし日本の事情を知りたいので日本から2種類の月刊雑誌を送ってもらっている。定価よりペラ棒に高くつくが。

妻— 日本の映画を業者の巡業で時々観ることができる。それをたのしみにしている。

夫— 老人仲間で毎週1回近くの寄り場に集まり、そこでなにかしらやっている。

妻— 夫は自分で芝居の脚本を書き、演出もやり、近所の人たちに芝居を観てもらう。

この前は「錆び刀百万両」を公演してたいへん受けた。

夫— これはすごくてのしい。観る方も喜んでくれるが、芝居をする方も張り切ってしまう。芝居好きの仲間が結構集まる。スタッフに若い人も加入してくれる。小道具も自製だ。

- うるま老人クラブ— 1977年発足。プエノスアイレス市内にあり、沖縄県人を主な会員としている。会員数60才以上150名。平均年齢72才。

以下会員の意見から

- ア. 日本の老人クラブと情報を交換したい。自分たちのクラブ活動が一人歩きであるので、これで良いのか悪いのか判断ができない。手探りから脱れるためには、どうしても本国の活動傾向を知っておきたい。
- イ. 日本から若干数の老人クラブ関係の図書を入手して、ここでも読んでいるが、もっとたくさんそういう参考図書が欲しい。

③ パラグアイ国

- アスンシオン日本人会幹部との意見交換から

- ア. 老人たちがクラブをつくるということであれば、若い側は賛成すると思う。
- イ. 敬老会は40才～50才台が中心となり運営し、年1回、5月の日本人祭に行われる。しかし、老人の自発的なクラブ活動は、生きがいつくりとして必要だ。

- アルトパラナ移住地関係者との意見交換から

- ア. 敬老会は年1回、自治会と婦人部の主催で行い、65才以上が招待される。招待される側でも芸能などを披露して、たのしいひとときを過ごすことができる。
- イ. 老人の自主的な集まりとしては、1973年発足の老春会がある。会員は60才以上とし、74名が登録している。

例会は年2回で毎回の参加率は35%程度。このほか役員会年2回、総会1回。会員は移住地の広範な地域に点在しているため、通信、連絡、会合等に悩みがある。

- フラム移住地自治会幹部との意見交換から

- ア. サンタロー市に年1回の会合ではあるが、10年の実績を持つ明治会という老人の集まりがある。

最近は大正生れの老人が増えてきているので、長寿会と改名した。世話役は57才の人で、先輩の面倒をよく見ている。この実績を基盤として各地の移住地に老人クラブづくりを働きかけている。

- イ. この移住の歴史は1956年以来だから20年を越え、当時の青壮年も老年期に達した者が多い。自分も含めて老年期に達した者は、いたずらに年を重ねるということではなしに、社会に役立つ意義のあるものを後輩に残して行きたいと考えるのだが、まだ実現していない。

ウ. 比較的若い老人, およそ60才から65才ぐらいまでの人が中心になって老人クラブをつくり, クラブ活動をよりどころにして老人問題の自衛策を図ろうという考えはすばらしいことと思う。

エ. 老人福祉のことは, 移住地に多少の老人問題がある程度に考えがちなが, 本日の意見交換で, もっと深いところを掘り下げる必要のあることがよく理解できた。コロニアあがての勉強会, 話し合いをもちあげて行くことが大切だ。われわれ幹部が音頭をとろう。

④ ポリビア国

○ サンタクルス日本人会幹部との意見交換から

ア. 孤独化を防ぎ, 生きがいをつくるために老人クラブづくりを真剣に考えてみたい。

○ コロニア農牧組合幹部(オキナワ移住地)との意見交換から

ア. 老人クラブのような集まりがない。年1回程度の敬老会があるだけだ。

イ. あと10年もたてば当地でも老人が多くなる見込みなので, 今からその対応を心掛けておくべきだ。

○ オキナワ第2移住地Fさん夫婦(養鶏業, 夫73才, 妻65才の2人ぐらし)の話しから
妻— カトリックの洗礼を受けた。この婦人たちの多くが入信している。日曜日ごとの教会通いがたいへん楽しい。おおぜいの仲間と話しができるから。

夫— 男の場合は入信者がすくない。自分も入っていない。その理由は仕事やつきあいで人と会う機会が多いので, 別に淋しいとは思っていないからだ。

妻— 集会場でときどきカセットテレビ鑑賞会がある。夜の7時から10時すぎまでだが, 鑑賞会は子どもからおとなにまで人気があるので, ややもすれば老人の送り迎えが満足になされない。そこで思うことは老人の集まりに足の問題が解決できたらということだ。

○ オキナワ第1移住地Gさん夫婦(夫77才, 妻72才, 長男夫婦と同居の12人家族)の話しから

夫— 当地は移住歴が浅く, だれもが仕事に多忙なため, 老人でもレクリエーションをたのしむまでに至っていない。でも自分の場合は囲碁が趣味なので, 年1回の大会(アスンシオン市)をたのしみにしているが, ふだんは相手を探すのに苦労している。

妻— ここでは仲間同志で助け合う頼母子講が2カ月に1回程度開かれるが, 定期的に顔を合わせるといことはよいことだ。

○ サンファン移住地Hさん夫婦(夫68才, 妻66才, 長男夫婦と同居の8人家族)の話しから

夫— ここは営農地なので仕事に追いかけてゆっくりする暇がない。老人の役割も

いっぱいある。自分の一番のたのしみは毎晩酒をのむことである。村落のたのしみは8月の村祭りで、この時は村全体がたのしいふんいきに包まれる。

妻― 結婚や葬儀には隣り組が集まって手伝いをする。このような時には喜びも苦しみも分け合う気持で、みんなの心が強く結ばれることを痛いほど感じる。とにかく人が集まるということを大いにやりたい。

⑤ ペルー国

○ リマ市日系各団体との意見交換から

ア. 福祿寿会という老人の集まりが年1, 2回開かれる。会員は60才以上20名で、主として物故者の回向と、会員のレクリエーションをしている。

イ. 自分たちは70才以上を会員とし、月1回の話し合う会を続けている。現在の会員は10名である。なにか有意義なことをやろうと考えて最近はやとして結婚相談も扱っている。これは今のところ成果はあがっていないが、気長に続けて行くつもりである。

ウ. 別の地域でも同好会などで老人が集まっている例がみられる。こういう集まりは老後生活の生きがいにつながるので、もっと盛んになすべきだ。

エ. しかし老人クラブの名称では参加したい人も参加しにくいといった老人気質がある。別の名をつけたらよいのではないか。

オ. 老人の集まる場所を各地域につくり、老人として意義のある活動を取り入れたらどうか。

カ. みなの話から、老人の集まりが或る程度はバラバラに存在しているということを知ったが、これらをもとに一丸とした組織づくりをはかり、老人クラブとしての本格的な活動をするということも考えたらよいと思う。

第2篇 老人問題の講演と老人クラブの育成指導

I ブラジル国

1. 日 程

9月20日(土) 午後6時45分 成田発(PA800 便)

21日(日) 午前10時30分 サンパウロ着(ニューヨーク, リオデジャネイロ経由)
(万里ホテル～25日まで滞在)

22日(月) 午前9時 JICAサンパウロ支部にて日程並びに調査事項打合せ

午前10時30分 在サンパウロ日本国総領事館矢部領事表敬訪問

午後2時 老人福祉関係団体(日伯援護協会, ブラジル日系老人クラブ連
合会, 救済会)と意見交換。於 JICA 支部会議室

23日(火) 午後1時 第11回老人週間講演(昼の部) 於文化協会記念講堂
演題 " 老後を生きる権利と責任 "

午後6時 同じく講演(夜の部) 会場は昼の部と同じ
演題 " 愛される老人になるための5カ条 "

24日(水) 午前10時30分 日系老人クラブ連合会訪問(研修方法の打合せ)

午後1時20分 老人クラブ指導者に対し研修指導。於文化協会1階会議
室

25日(木) 午後1時30分 単位老人クラブ研修指導(サンベルド・ド・カンポ老人
クラブと近郊老人クラブの会員) 於サンベルド・ド・
カンポ日本人会館

26日(金) 午後0時25分 サンパウロ発(AR253 便)

2 老人福祉関係団体と意見交換

と き 9月22日 午後2時～4時

と ち ろ JICA 支部会議室

参加団体 サンパウロ日伯援護協会, ブラジル日系老人クラブ連合会, 社会福祉法人救
済会 (以上3団体)

司 会 JICA 支部 堀 口 進 一 課長

団体側出席者（9名）

氏 名	性別	年齢	世代	職 業	所 属 団 体	役 職	発言記号
小笠原 勉	男	68	一世	商 業	日伯援護協会	副 会 長	A
小 畑 博 昭	男	51	一世	団体職員	同	事務局長	A
伴 不二雄	男	60	一世	同	同	援護課長	A
田 中 丑 子	男	78	一世	無 職	老人クラブ連合会	会 長	B
宮 口 義 長	男	69	一世	時 計 商	同	副 会 長	B
宮 坂 勝 美	男	74	一世	農 業	同	専任理事	B
渡辺マルガリーダ	女	80	一世	主 婦	救 済 会	会 長	C
吉 安 園 子	女	52	二世	団体職員	同	事務局長	C
中 村 たか子	女	32	二世	同	同	福祉担当	C

主な発言

JICA（本部） 第1篇5に記述した派遣団の業務を説明。

B 老人クラブのために今までに援護協会からたいへん協力してもらい感謝している。

最近援護協会も事業拡張のため老人クラブ連合会は、今までのように甘えているわけにいけないので、自力で活動を行って行きたい。

B 老人クラブ連合会は僻地にまで指導育成の手を伸ばしたい。単位クラブもそれをのぞんでいる。そのため本国から指導者を派遣してもらえれば、たいへん助かるのだが。ブラジルは広大な土地なので、各地の日系社会を廻ることはできないとしても、さしあたり重点指導地点を34カ所とし、本国からの指導者を迎え入れたいと願っている。一昨年から継続して指導者を派遣してもらい感謝しているけれども、ぜひ、来年以降も引き続いてお願いしたい。

A 日本から34カ所を廻る指導者を迎え入れることは、経費の問題、期間の問題、適任者選定の問題等から、JICAに協力を願うとしても、現段階では一挙に実現することに無理があるのではなかろうか。

A できれば老人クラブ連合会に指導者を確保する努力をした方が早手廻しかとも考えられる。34カ所廻りの構想の実現は年次計画で本国にも協力をお願いするとして。

A 指導者の確保はとりあえず4,5名というところか。

B しかし、指導者を数名抱えることに費用が掛って、今は不可能だ。参考までに単位クラブを指導する連合会の苦しい台所の実情を説明しておきたい。たとえば、ベレーンの老人クラブから指導を頼まれて飛行機を利用する場合、2万クロゼイロの旅費が必要となる。この場合、半額はやむをえず私費負担としている。奥地のマットグロッ

ソなどはサンパウロから2,000キロも遠い。旅費だけでもたいへんだ。体力も必要だ。

A ともあれ、53年度以来本国から継続して指導者を派遣してもらったことで、ブラジルの老人クラブ活動が大いに進歩した。

C 老人クラブに限らず、本国から指導者を求めることで、本国でのブラジル日系社会の実情を把握する人がふえることは、きわめて大切なことと思う。

村田講師 希望通りにはいかないとしても、指導者を派遣するとした場合は、季節的にはいつがよいか。

B マツグロソは6月、7月、アマゾンでは9月、パラナも9月、サンパウロは1年中いつでもよい。ただし、サンパウロの場合、できれば9月の老人週間を中心に願いたい。

JICA(支部) 指導者派遣が来年度以降も継続できると仮定するとすれば、先程意見があったように年度内に34カ所廻ることは到底不可能なので、なん年か掛けてひと廻りすることになるろう。

A 講師(指導者)を現地側で確保する努力については、日語教育の事例にもあるので、日本へ研修に出す方法があればよいのだが。

A 最近、州社会福祉局の婦人ソーシャルワーカーが領事館の枠を活用し、児童福祉と老人福祉の勉強で日本へ研修に行っている。そういう例もあるということ参考までに。

JICA(本部) 老人クラブ指導者を養成する研修制度は今のところはないが、人材養成のうえで日本へ勉強に行くことは必要と思う。既存の他の研修員制度を活用することできるよう働きかけたらよい。

A 以上たくさんの意見が出たが、今回の老人週間のあと反省会を持つことにしているので、これらも含めて前向きに検討しよう。

C 老人ホーム憩の園(社会福祉法人救済会経営)が今大きな曲り角にきている。以前は孤老救済を経営の目的として事業を進めてきたが、近頃は健康上の問題、家族間の人間関係の問題が複雑にからむようになってきた。健康問題を例にあげると、アルコール中毒、脳動脈硬化性精神病、老人性痴呆等の精神疾患に起因する相談が目立つようになり、設備、専門職員配置等のことで受け入れが困難な状態である。

C この新しい傾向を踏まえ、憩の園は今後どう対応すべきなのか、園の役割を再認識する必要を痛感している。そこで、日本の老人ホーム経営上の諸問題について教えてもらい、自分たちの青写真づくりの参考にしたい。

村田 (日本の老人ホームについて、その歴史的な移り変りと現状について説明)

C 救済会は、かわいそうな人を救済する目的で発足し、現在38年経過している。このうち憩の園は設立22年を迎えた。維持会員7,000人近くを擁し、会員からの会費を中心財源とし、運営している。

C 最近は設立目的の救済対象に質的な変化が見られる。健康問題のほか、家庭問題がからんで、経済力のある老人、孤老でない老人がふえてくる傾向がある。

だから会員に呼びかけるためには、単にかわいそうな老人としてでは現状に合わなくなっているのでは、どういう呼びかけをしたらよいか。

村田 日本の老人ホームはそういった傾向をすでに消化している。明治以来の伝統的な暗い養老院という困窮老人収容時代を清算し、今は人間の尊厳を保障するための生活の場として、明るい老人ホームが提供されている現状である。したがって老人ホームを現代的イメージに変える努力が必要と思う。そういう理解を会員に働きかけるべきだろう。

A 前回の調査団報告のなかに、老人福祉指標をつくるべきだと提言がなされているが、それはどういうことか。

村田 その提言は五つの提言のうちの一つで、報告書では老人生活福祉指標の設定という文言を使っている。これは提言はしたものはまだ実現してはいないが、趣旨はこの福祉指標に現地日系社会が老人問題に取り組むための道しるべというべき役割を持たせるものだ。たとえば、老人問題のとらえ方、現在の問題としてすぐ取りかかるべき対応手段、これから起りうることが想見される老人問題の対応手段を基本の3項目として、老後生活の上ですぐ役立つよう、だれもが利用できるよう、広い範囲にわたり、わかり易く具体的なガイドブックをつくるべきだという提言だ。

A それはぜひ実現させてほしい。

A いろいろ率直な意見が出され、また適切な答もうけたまわったが、指導者派遣の問題、現地指導者養成の問題、老人ホーム経営上の問題等について本国においても今後とも特段の指導を賜りたい。

A なお日系社会においては、本国の文化資源、情報などの提供を渴望しているのでこれもよろしく願います。しかし願うばかりではいかにも自主性がないので、日系社会としては今までもそうであったように老人問題にとどまらず、すべての生活面でその福祉追求に努力していく決意である。

JICA(本部) 事業団としても要望に合うよう可能な限りの配慮をしたい。しかしそれには限度があることでもあるし、またブラジルだけを対象にできないので了承願いたい。

3. 第11回老人週間における講演

(1) 老人週間行事のあらまし

ブラジル日系老人クラブ連合会機関誌「ブラジル老壮の友」1980年9月10日号に老人週間の日程が紹介されているので、そのなかの関係記事を記載しておく。

第11回老人週間——9月21日より27日までの1週間、老人週間がサンパウロ日伯援護協会、ブラジル日系老人クラブ連合会、社会福祉法人救済会の3団体主催で行われることになりました。

ことしの老人の日9月23日には、昨年に引きつづき老人問題専門家の村田松男先生が国際協力事業団の厚意により伯国に派遣されることになりました。

昨年は「老後生活と幸福の条件」「残された役割を生かす」と題して有益な講演をされました。今回は9月23日「老後に生きる権利と責任」午後1時より、「愛される老人になるための五カ条」午後6時よりと題する二つの講演を、文化協会記念講堂において行う事になりました。

なお、24、25日の両日、同氏には日系老人問題の調査と指導にあたることが予定されております。(以下 略)

(2) 講演(9月23日)

昼間の部 午後1時～2時

聴衆 推定1,500名(老人が多く、1、2階とも満席で立つ人もあり、すし詰めの状態)

司会 日伯援護協会小畑博昭事務局長、日伯援護協会小笠原勉副会長

主催者挨拶 日伯援護協会竹中正会長

演題 老後に生きる権利と責任

内容 ①権利と責任の関係、②ブラジル憲法にみる社会秩序の教え、③中国の老人のあり方、④アルゼンチンの憲法に規定してある老人の権利、⑤アメリカ合衆国の老人憲章が示す老人の責任、⑥日本の老人福祉法にある権利と責任、⑦南米日系老人の権利と義務の意識、⑧まとめ“社会参加の心構え”
(※講演内容の詳細は附録Ⅰの講演集に掲載する。)

夜間の部 午後6時～7時

聴衆 推定700名(昼間の学習勤労等を終えた青壮年の姿も見られた)

司会 昼間と同じ

主催者挨拶 ブラジル日系老人クラブ連合会田中丑子会長

演題 愛される老人になるための五カ条

内容 ①愛される老人とはどんな老人か、②地球人口高齢化の波と老人の立場、③学ぶ意味、④遊ぶ意味、⑤健康を守ること、⑥社会に役立つこと、⑦安心立命(天命を知り心安らか)のこと、⑧あいうえお型とかきくけこ型、⑨若い人に望むこと

(※講演内容の詳細は附録Ⅰの講演集に掲載する。)

(3) 新聞にみる講演会の反応

講演を聴衆がどう受けとめたであろうか。主催者ならびに講演者にとり会場の反応は気にかかるところである。次に示すものは翌朝の新聞紙にみる講演評である。

サンパウロ新聞－ 老人週間ハイライトである23日の文協記念講堂の催し物には、全伯から1,500人以上の老人達が集まった。リンスやパラナの遠方からオニブスを仕立てて来た組も。講師の「老後に生きる権利と責任」「愛される老人になるための五カ条」に熱心に耳を傾けていた。

パリウス新聞－ 昨日文化センターでおこなわれた老人問題の講演で、講師の指導的発言に感心する老人が多かった。「私達も片隅に居るだけでなく、積極的に行動して発言しなきゃあ」という人も居て啓発された感じ。

日伯毎日新聞－ 昼の講師の講演は、身じかな例をあげて、権利と責任は表裏一体をなすものと説く村田節に、うなずき聞き入る老人の姿も多かった。引き続き夜の部も盛況。「盛会になればなるほど私たちの責任は重くなる」という援協の小畑事務局長の談話も捨て難い。

4. 老人クラブ指導者に対する研修指導

(1) 研修指導の規模

第1篇5「老人問題の指導調査について現地日系社会に示した派遣団の業務」で記述したように、ブラジル国の老人クラブ活動は南米日系社会の中では群を抜いて盛んである。しかしその活動内容は、本格的活動をしているクラブもある反面、一般的に言って日本のそれに比較し十分とは思えない。

そこで、研修の対象を老人クラブの指導者、クラブ会員、地域の人々（日本人会関係者等）に区分したうえで講演、討論、意見交換、質疑応答等を実施し、地域社会における老人の位置づけ、老人福祉のための地域ぐるみの取り組み、老人クラブの本質等の理解を促し、併せて老人クラブづくりとその運営上の基本事項が習得できるよう研修指導に期待をこめた。

この研修指導は以上の考えにもとづいて、対象を老人クラブの指導者とした。

と き 9月24日 午後1時20分～4時20分

と ころ 文化協会1階会議室

参 加 者 43名（内訳、老人クラブ関係25単位クラブ、その他婦人会等 一氏名記載省略）

司 会 老人クラブ連合会田中丑子会長

(2) 研修指導の内容

順 序 講演 1時間

グループ討議（４分科会） １時間

討議結果報告（各グループ代表） ２０分

全体討議 ２０分

講 評 ２０分

講 演 演題 老人クラブのあり方

※講演要旨は附録Ⅰの講演集に掲載する。

グループ討議

講議の内容を軸とし、参加者を４グループに分け、共通課題「社会参加の老人」を設定のうえ、各グループに次の協議題を課した。

Aグループ 教養（学習活動）

Bグループ 健康（健康増進活動）

Cグループ レクリエーション

Dグループ 交流（社会交流活動、奉仕活動）

討議結果報告

各グループで出た意見を代表者がまとめて報告。報告の主な内容は次のようなものである。

- ① Aグループ（教養、学習活動） 発表者 土屋賢一氏 78才。（ピラカロン松葉会副会長）

- 教養には個人差があるので、プログラムを組む段階でその調整に苦心を要する。
- 教養活動として実行しているものに、名士の講演、グループによる読書、小グループに分かれての懇談会などがある。
- 婦人会員の意見も大いに出してもらう。
- 会員以外の若い人の意見もきくようにしている。
- 趣味を伸ばす努力をする。
- 日本人学校を会場に利用しているクラブからの報告では、老人クラブが講演会を開くときは話を聞きたいのでぜひ呼びかけてほしいと、若い人たちから言われたとのことだが老人クラブの行事に若い人が入るということはたいへんいいことだと思った。

- ② Bグループ（健康増進活動） 発表者 小平ふさ子さん 65才。（ジュンジャイ老壮睦会）

- 姿勢を正しくすることがたいせつである。このことを健康づくりのために会員は励行している。
- 老人にふさわしい体操を取り入れている。
- 食事は腹八分目とし、また塩と砂糖の節減をはかる。

- 水を毎朝一杯のみ便通を整える。
- 踊りや民謡もからだによい。
- 健康に関する本を読む。

③ Cグループ（レクリエーション） 発表者 光田八千代さん 61才。（レクリエーション指導者）

- レクリエーション指導者の養成をのぞむ。
- だれでも参加できるものを選ぶ。
- 自由に使える会場を持たないクラブが多い。会場に苦労する。
- 若い人によりかからないよう心掛けよう。
- バス旅行をたのしみにしているが、その場合地域の若い人にも呼びかけ参加をすすめる、老若融和を心掛けている。
- 若い人にクラブ活動を通して老人の実態をよくみてもらおう。
- 施設訪問や地域の行事に参加し、踊りや歌などを披露して人々との合流をはかる。
- クラブでレクリエーションの新しい型を開発しよう。

④ Dグループ（社会交流・奉仕活動） 発表者 宮坂勝美氏 74才。（アルジャ文協老人部会長）

- 憩の園、子供の園の協力を次のようにしている。
 - ア. 老人クラブが慰問する。
 - イ. 二つの園の維持会員になることをクラブ員に奨励し、会費を納める。
 - ウ. クラブ以外の会員の会費も集金して協力する。
- 青年会、主婦会等の地域活動に合流する。
- クラブが会場に利用している会館の除草や庭木の手入れを奉仕する。
- 村の創立記念日とかその他の行事に参加し、行事を手伝う。
- 家庭内の団らんをはかり、各家庭を訪問し合う。
- 若者との交流をはかる（互いに話し合い、理解し合うよう努める）。

全体討議

代表者の報告をうけて参加者全員が共通課題「社会参加の老人」を中心に討議。

<主な発言>

- 老人クラブ運営の参考書を日本から入手する方法はないか。
- 老人クラブ連合会から――国際協力事業団にも協力を求め、連合会としても努力し要望に応えたい。
- クラブの運営は民主的な話し合いが基本だと講師の話があったが、それをもうすこし具体的に説明してほしい。
- 村田講師――説明

5. 単位老人クラブの研修指導

(1) 研修指導の規模

老人クラブ指導者に対する研修指導と同じ方法で行った。ただし、対象が一般クラブ員であることを配慮のうえ、講演内容は指導者の場合と等質としながらも、説明は平易であることを心掛けた。

と き 9月25日 午後1時30分～4時30分

と ころ サンベルド・ド・カンポ市日本人会館(サンパウロ市近郊の工業地帯)

参 加 者 69名(氏名記載省略)

内 訳 サンベルド松寿会55名

近郊老人クラブ9名(樹徳老壮クラブ2, マウア好友会3, 福寿会4)

婦人会1名, 一般2名, 日本人会2名

司 会 松寿会宮口義長会長

(2) 研修指導の内容

前日の老人クラブ指導者の場合と同じ。ただしグループ討議のグループは参加者多数により、次の5グループに分けた。

Aグループ 教養(学習活動)

Bグループ 健康(健康増進活動)

Cグループ レクリエーション

Dグループ 交流(社会交流活動, 奉仕活動)

Eグループ 小遣いの作り方

※討議結果報告, 全体討議の様子は前日とほぼ同じものなので記載を省略する。

Ⅱ アルゼンチン国

1. 日 程

9月26日(金) 午後4時40分 ブエノスアイレス着

(ホテルシティ〜28日まで滞在)

27日(土) 午前9時30分 JICA ブエノスアイレス支部にて日程並びに調査事項
打合せ

午後2時 亜国拓殖協同組合幹部と講演についての打合せ。於同組合応接
室

午後3時40分 老人問題関係者に対し指導講演。於同組合会議室

午後6時30分 沖縄県人会訪問(情報交換)。於同県人会館

28日(日) 日曜日につき休養。資料整理

29日(月) 午前8時45分 ブエノスアイレス発(AR712便)

午前10時 ポサーダス着

当地からパラグアイ国入国の予定であったが、同国が政情不安による
国境封鎖中のため、同国エンカルナシオンへの渡航不能となった。
終日入国折衝に費す。

(ポサーダス・シティホテル泊)

30日(火) 午前中入国折衝続行。不調に終る。

午後1時45分 ポサーダス発(オーストラル航空)

午後3時30分 ブエノスアイレス着(ロザリオ経由)

(ホテルシティ〜10月1日まで滞在)

10月1日(水) ボリビア国入国の航空券手配。資料整理

2日(木) 午前8時15分 ブエノスアイレス発(アルゼンチン航空280便)

2. 老人問題関係者に対する講演指導

と き 9月27日 午後3時40分〜6時

と ころ 亜国拓殖協同組合会議室

参 加 者 18名(老人問題関係団体ならびに一般)

司 会 日亜福祉センター入江正治会長

講 演 1時間、終了後質疑応答1時間20分

講演内容

既存のうるま老人クラブ(1977年発足)の指導と、昨年訪亜の際実施した実態調査
により、老人クラブへ発展する可能性を示す老人の集まりが若干数認められたので、こ

れに対するクラブづくりの促進と、さらに老人クラブづくりには地域社会の老人福祉についての関心を高める必要があるので一般市民に語りかける内容をも配慮した。

※講演要旨は附録Ⅰの講演集に拠る。

現地側参加者

氏 名	性別	年齢	世代	職 業	所属団体	役 職	発言記号
安 齊 儀 耿	男	64	一世	花 卉 業	亜国拓植協同組合	組 合 長	A
秋 山 幸 光	男	72	一世	同	同	相 談 役	A
入 江 正 治	男	64	一世	同	日亜福祉センター	理 事 長	B
竹 原 太 郎	男	80	一世	商 業	同	会 計	B
仲 間 嘉	男	74	一世	同	同	副 会 計	B
与 儀 正 顕	男	72	一世	保険会社 社員	うるま老人クラブ	会 長	C
玉 城 福太郎	男	83	一世	無 職	同	副 会 長	C
服 部 豊三郎	男	69	一世	銀 行 業	日本カトリック協会	会 長	D
宮 園 三 郎	男	68	一世	商 業	日 本 人 会	理 事	E
寺 川 正 人	男	77	一世	写 真 業			F
我如古 弥 助	男	68	一世	商 業			F
新 垣 喜 盛	男	81	一世	無 職			F
屋 良 朝 昌	男	72	一世	洗濯店 経営			F
新 垣 善 幸	男	67	一世	同			F
渡 慶次 喜 俊	男	73	一世	無 職			F
名 和 道 子	女	42	一世	日本航空 社員			F
他 2 名	女		一世				F

主な発言（質疑応答より）

A 日本の老人が老後生活になにを生きがいとしているのか講演でよくわかったが、具体例をもうすこし紹介してほしい。

村田講師 例をあげて補足説明。

C 老人の生きがいの一つに死後の安心感というものがあると思う。自分が死んだらどうなるか、つまりちゃんとした墓地に入れないのではないかなどの不安、これを解消することが生きがいにつながる。昨年講師が訪亜の折に耳に入れておいた日本人墓地の計画のことだが、着々と実現しつつあることを報告しておきたい。計画は1基50人収容の130基建設ということになっているが、建設費に1基2,000ドル必要だ。

C 老人クラブ活動のプログラムづくりには毎回苦心する。日本の参考書をたくさん

入手したいが協力願えないか。

- B 定員60名の老人ホーム建設計画を立て、高齢者福祉センター建設委員会を1978年に発足させ募金活動を展開した(第2回調査報告書で詳細紹介済み)。

しかし昨年末にその委員会を改組し当初の老人専門施設といった考えを改め、総合センターの構想で、年代別に若いも若きも集まることのできる福祉施設を目指し、日亜福祉センターという組織を発足させた。

- B そのためまず土地の入手を第一目標に資金づくりを始めている。ただし、従来の寄附金方法をやめて会員制を採用し、正会員は毎月3千ペソ、賛助員(団体、企業等)には毎月3万ペソをお願いしている。

- B 会員は現在150名居る。これを当面500名に上げ、将来1,000名確保を目標としている。このほか、強制的でなく任意制で正会員にセンター建設資金(一口1万ペソ)の協力を求めている。

- B 土地としては、ブエノスアイレス市から40Kmの地点、南部と北部の間に13.5町歩の好適地があるので、これの取得に全力を挙げている。

- B 土地を取得したあかつきに、本国政府には改めて助成金を働きかけるつもりだ。
※入手した会員募集の趣意書を参考までに添付しておく。

- B センターの資金づくりには会員制が基礎となるが、そのほかチャリティバザーとかチャリティショウなども考えている。

- B 若い世代にもセンター構想を知ってもらうよう働きかけている。

- D 老人ホームの宗教活動について助言を得たい。

村田 日本の場合は憲法で信仰の自由が認められている。したがって在寮者の自由意志が尊重される。しかし、特定の宗教が全体の在寮者を心理的に束縛する結果をもたらすことは良くないと考えたい。

- E 日本に帰りたい人が国援法で旅費を立替えてもらい帰国することができたとして、仮に旅費の返還ができなくなった場合、どのような救済方法があるか。

村田 国援法については専門知識を持っていないので答えられない。日本大使館に聞いたら納得できる回答を得られるのではなかろうか

日亜福祉センター会員募集に就いてのお願い

日亜福祉センターは、既に御高承の通り在亜日系社会の多年の念願でありました。老人福祉問題に就て亜拓が移住援護事業の一環として数年前より慎重に検討調査し、其の具体化として1978年11月に在亜老人問題の調査目的を以って事業団本部より派遣された厚生省老人福祉専門官の来亜を機に、各団体の代表並に先輩有識者よりなる会合の結果、日亜高齢者福祉センター建設委員会として発足したので

あります。

其の後、此の事業に対する各方面よりの期待と相俟って、其の重要性に鑑み、日系社会に於ける全国的規模と云う見地から正式に法人団体としての認可を得て事業の推進を促す為に、該委員会の発展的解散をし、1979年12月に創立総会を開催、日亜福祉センターとして再出発したのであります。而して本センター設立の目的は、日系社会の福祉機関の設立と運営を事業とする慈善団体であります。具体的に記しますと第一に老人ホームの建設、身体障害者（精神障害者も含め）の施設の建設等ではありますが、先ず老人ホームに就いては身寄りのない不遇なお方、或は子宝に恵まれず行末に不安を感じて居られる方、事情に依り子供達と別れて生活し余生を案じて居られる方等の老人は、年々高齢化現象の目立つ僅か三万数千人に過ぎない狭い日系社会に意外に多い事実は誠に憂慮に堪えないものがあります。

斯うした不遇な先輩同胞の方々の余生を、後顧の憂いなく暮して頂く為には真の意味での憩の家として自然環境を加味した近代的設備を有した明るいセンターを建設し、其等の施設の充実した暁には老人クラブ或は各層の行楽の場として利用して頂き、収容老人の方達との物心両面の繋りを常に持続し、運営の円滑化を図る様計画して居ります。

同分福祉事業の建設、運営には多大な犠牲を伴う事を覚悟し、事業の完遂に努力したいとの熱意を新たに致すものであります。

此の度会員制を採用するに当り、広く在亜同胞よりの右主旨に就ての深い理解と御賛同を賜り是非会員となられ、此の聖業に御参加下され恒久的御支援を得たく御願ひ致します。

1980年3月25日

日 亜 福 祉 セ ン タ ー

理事長 入 江 正 治

幹 事 兼 本 聡 行

拝 啓

清涼の候と相成り貴会益々御清栄の段慶賀に存じ上げます。

就きましては別紙のとおり日亜福祉センター会員を左記条項に依り募集致す事になりましたので、本会の趣旨目的に御理解と御賛同を戴き会員としての御協力を賜ります様お願い申し上げます。

尚貴会会員内にての募集に就いては時節柄種々御都合御有りの事と存じ上げ甚だ恐

縮には存じますが、貴会を通じて募集の労を採って戴きますれば幸甚と存じ重ねて
お願い申し上げます。

記

正 会 員 会 費 毎月 3千 5百 円

建設資金積立金(1口)※ 1万 5百 円

賛助会員 会 費 毎月 3万 5百 円

(資格 団体、企業)

尚、本会の建設資金として在留同胞諸賢から寄せられました浄財は現在までに銀行利子を含め五千数百万 5百 円の額に達して居ります。この御協力戴きました金額を基盤として一人のもれなく参加して戴き、其の安全な経営維持の為の会員制度を採用し運営の円滑を計る所存であります。

何分此の慈善事業の建設と運営には前述の如く莫大な資金と多大な犠牲を要求されます故、只今から積立金制を採用致したのでありますが、一口1万 5百 円の積立金に就ては会員の義務制ではありませんが、本会の趣旨を深く御理解の上御賛同戴ければ幸甚に存じます。

先ずはお願い迄。

1980年3月25日

日 亜 福 祉 セ ン タ ー

理事長 入 江 正 治

幹 事 兼 本 聡 行

殿

Ⅲ ボリビア国

1. 日 程

10月2日(木) 午前9時30分 サンタクルス着

午前11時 在サンタクルス領事事務所福井領事表敬訪問

午後2時 JICAサンタクルス支部にて日程並びに調査事項打合せ
(グランホテル・コルデス〜4日まで滞在)

3日(金) 午前中資料整理

午後3時40分 サンタクルス日本人会幹部等に対し講演指導。於日本人会

4日(土) 午前11時 サンファン移住地在住者代表に対し講演指導。於JICA事業
所近くの食堂

午後3時40分 オキナワ移住地在住者代表に対し講演指導。

於オキナワ第1移住地日ボ文化協会

5日(日) 午前9時 サンタクルス発(LAB970 便)

2. サンタクルス日本人会幹部等に対する講演指導

と き 10月3日 午後3時40分〜6時30分

と ころ サンタクルス日本人会

参 加 者 13名(日本人会会長ほか)

司 会 日本人会岸本太次郎会長

講 演 1時間、終了後質疑応答1時間50分

講演内容

昨年訪ボの折、サンタクルス日本人会幹部との意見交換のなかで、現地側より次のような発言を得ている。

「サンタクルス日本人会は市街地の日系人集合体で、会員130名、家族ぐるみで520人の構成となっている。このうち60才以上は47名、その比率はおよそ9%強である。この人たちは老人の意識をあまり持たない。働けるだけ働こうといった気持ちでいる。老人のほとんどがそういう姿勢である。会員には自営業が多いので、そういうためには生活条件がよい。しかし現に老境にある一世の心の中には、健康のこと、所得のこと、家族のことなど老人特有の老人問題がひそんでいる筈だと講師から指摘を受けたが、全くその通りだと思う。孤独化を防ぎ、生きがいをつくるために老人クラブが必要であると、適切な教えを受けたが、日本人会でも真剣に考えてみたい」

以上の発言にみられるように、昨年は老人クラブの必要性を当地で理解したという感触を得ているので、今回はその雰囲気伸ばし育てるような配慮を講演内容に織り込み

話をすすめた。

※講演要旨は附録Ⅰの講演集に拠る。

現地側参加者

氏 名	性別	年齢	世代	職 業	所属団体	役 職
岸 本 太次郎	男	62	一世	記入なし	日本人会	会 長
大久保 繁 次	男	70	一世	同	同	
太 田 守 英	男	75	一世	同	同	
福 島 曼 翁	男	59	一世	同	同	
福 島 フサ江	女	59	一世	同	同	
浦 崎 文 子	女	59	一世	同	同	
南 雲 マサ子	女	63	一世	同	同	
伊 集 朝 規	男	75	一世	同	同	
伊 集 よ し	女	67	一世	同	同	
沢 元 吉 雄	男	59	一世	同	同	
比 嘉 敏 子	女	69	一世	同	同	
石 垣 朝 清	男	64	一世	同	同	
吉 家 隆 生	男	62	一世	同	同	

主な発言（質疑応答より）

- 会の名称が老人クラブでは抵抗がある。
- 老人クラブの効果はどんなことか。

村田講師 老人クラブに期待されるものを大きく分けると次の2つになる。

- ① 老人が自主的に自分の生きがいを高めるようになる。
 - ② 老人福祉について地域社会の関心が高まる。
- 自分は明治43年生れである。今日まで頑固で通してきたが、老人クラブ活動が続ける間に、物わकारの良い老人に変わることができると思えば、老人クラブはあった方がよいと思う。
 - ポリビアの事情では長男次男でも家庭を出て行ってしまう。そういう風習があるが日系人であっても若い者にしてみれば、それが当たり前だと思うようになってきつつある。このことは日系老人にとりたいへんな問題だ。
 - 日系老人がクラブ活動をするためには、場所が必要であるが、老人専用のものがないので既存の建物を借りることになる。既存のものは老人クラブ用にできていないから不便で使いづらい。
 - 老人クラブをつくることは賛成。でも当地では70才ぐらいまでは働いているのだから

つくってもなかなか集まらないのではなかろうか。

村田 集まらないうちからきめてかかることは間違いだ。集まるようなたのしいクラブ、集まりがよいのある有意義なクラブにすれば、働いているからといっても集まってくる。日本の活躍しているクラブを見ればこのことが立証できる。しかし集まりがわるいからと強制的にあるいはことわりなしに会員に仕立てあげてはいけない。会員になるならなはいは一人一人がきめることで、あくまでも老人クラブは自由参加の原則を崩してはいけない。

- 自分の妻は現地人なので、わが家では日本語を使わない。だから老人仲間が集まれば日本語で話し合うことになり、たいへん解放感を味わうことができると思う。
- 講演の中で、趣味で生きがいづくりをという話があったが、自分は日本種の金魚を飼っている。朝晩眺めているがつくづくきれいだなあとと思う。きれいな心、そういう人生を送りたい。趣味と生きがいについて感じたことをひとこと。
- 日本独特の盆栽づくりで集まるのもよいと思う。初心者仲間に入れて腕を磨き、ボリビア社会に老人クラブで作った盆栽であると展示することにしたらどうだろう。
- 一緒に移住した仲間が遠く近くに散らばっているの、なかなか集まる機会がない。だから老人クラブを作り、できるだけ集まるようにしたらどうだろうか。
- 1年のうち1回ぐらいは敬老会で集まっているが、あれはお客様として招待をうけるわけだ。老人クラブともなれば自分たちのことを自分たちで考え、実行し、生きがいづくりをしようということなのだから、敬老会とは大いにちがう。
- 近い将来サンタクルスでも老人ホームが必要になってくる。資金があれば郊外にそれをつくりたい。そこで野菜作りその他で老後を送るのが自分の夢だった。しかし事業に失敗して夢が果たせなかった。そこでとりあえず老人クラブをつくることは有意義だと思う。
- では老人クラブ設立委員会をつくろうではないか。
- 最初からそういうことでなしに、気楽に集まることから始めたらどうか。
- きょうここに集まった者が知り合いや友だちに声をかけ、なるべく大勢の人を集めてみようか。
- それもよいと思うが、60才以上の仲間に老人クラブが必要かといったアンケートを出して、まずPRをしてみたらどうか。
- 日本人会が老人クラブづくりの音頭をとればまとまると思うが。
- 日本人会ということでは却って堅くなってしまっているので、別の方法は考えられないか。
- しかしだれかが中心にならないと、折角ここで盛りあがったものが中途半端な尻切れとんぼになる。
- では日本人会代表を集めて意見を聞いてみることから始めよう。

- その間にみんなでJICAからもらった老人クラブ指導指針（※日本の全国老人クラブ連合会発行）を研究し、自由参加の原則でクラブの発会へこぎつけるよう、そのふんいきづくりをしておこう。

3. 移住地での講演指導

(1) サンファン移住地

と き 10月4日 午前11時～午後1時30分

と ころ JICA事業所近くの食堂

参 加 者 12名（サンファン日ボ協会、明治会、大正会の各代表）

司 会 JICA事業所上園義房所長

講 演 1時間、終了後質疑応答1時間30分

講演内容

昨年訪ボの折にサンファン日ボ協会幹部との意見交換と家庭訪問から得た老人クラブづくりを必要とすることの感触を、昨日のサンタクルス日本人会での講演指導と同じように、話の中に織り込み、話を進めた。

※講演要旨は附録Ⅰの講演集に拠る。

現地側参加者

氏 名	性別	年齢	世代	職 業	所 属 団 体	役 職	発言記号
宮 原 定	男	60	一世	農 業	日ボ協会	会 長	A
松 本 英 安	男	56	一世	同	同	副 会 長	A
伴 井 吉 雄	男	44	一世	同	同	理 事	A
久 家 弘 美	男	59	一世	同	同	理 事	A
本 多 恒三郎	男	42	一世	同	同	理 事	A
追 野 英 志	男	35	一世	精米業	同	理 事	A
二階堂 薫	男	34	一世	商 業	同	理 事	A
内 山 剛 志	男	37	一世		同	事務局長	A
川 原 万次郎	男	75	一世	農 業	明治会	会 長	B
長 谷 春 雄	男	69	一世	同	同	役 員	B
日比野 卯 門	男	69	一世	同	大正会	会 長	C
島 田 リ ッ	女	68	一世	同	同	副 会 長	C

主な発言（質疑応答より）

JICA（事業所） 移住25周年記念行事をサンファン日ボ協会事務所竣工式を兼ねて
 本年末までに行う計画を立てている。7月には移住地総合開発委員会を現地ポリビ

ア人も入れて発足させ、コロニア自主活動の活発化をはかっている。

中野医師（JICA） 70才以上の一世が13人居る。健診したところ大きな問題は認められない。

A ここは敬老観念が強く、としよりと若者の間で家庭内のトラブルはおこしていない。

JICA（事業所） 今まで営農地の経営に移住者全体で取り組んできて、近頃漸く営農の基礎が確立したものと考えている。今後は社会開発を大きな目標としたい。初期からの事業団指導を離れてコロニア自主活動を盛んなものにすることも、社会開発の大きな要素となる。

B 明治生れの者が明治会をつくり、互いに励ましあっている。会員は現在20名居る。

C 大正会は昨年結成し、明治会の人たちが培ってきたコロニアの精神を受けついで社会開発へ向けて努力して行く考えだ。会員は150名。

JICA（事業所） 明治会も大正会もサンファン日ボ協会の組織の中で文化活動機関と位置づけている。文化活動機関にはこのほか、園芸愛好会、茶道愛好会、書道愛好会、生花愛好会、獺友会があり、性別年齢別を超えてみんな一緒に楽しんでいる。また移住地を6区に分け、各区ごとに青年会と婦人会をつくり、移住地全体としてそれぞれの連合会を組織し、活動をしている。なお、体育協会では相撲、野球、バレー、柔道、剣道、サッカーの6部が心とからだを鍛えている。そういった活動と老人クラブの明治会と大正会とが積極的に交流をはかれば、老後生活の生きがいにつながると思う。

B ここは移住歴が比較的浅いので、やらねばならない仕事がいっぱいあり村全体の年齢も若いため、60才や65才では老人とっていない人が多い。

C しかし、移住地も次第に高齢化があらわれてくるので、老人問題をいろいろな形で経験することになると思う。

A 後継者と老人の問題が特にこれから複雑になるだろう。たとえば子どもたちは、最近の傾向として中学から高校への進学がほとんどである。高校を卒業して営農地へ定着してくれる者がどのくらいあるか、また現地人と結婚する者もふえてくるし。

JICA（事業所） この移住地には60才以上が100人前後居る。総人口の7%である。

A 老人の集合できる場所がほしい。現在日ボ協会事務所をつくっているが、これに付設して公民館ができればと願っている。

C 明治会、大正会は講師の話の中にある初歩の老人クラブだと思う。この集まりにレクリエーションを大いに取り入れたらよいと考える。そしてそれが健康づくりに

も役立つよう、ダンスなどどうか。幸いなことにサンファンの幼稚園長（65才）が指導してもいいと云ってくれている。

A ダンスはよいと思う。若い人も一緒にたのしめるから、互いを理解することにも役立つ。明治会の人たちもどうか。

B やってみようよ、若返りのために。

(2) オキナワ移住地

と き 10月4日 午後3時40分～午後5時20分

と ころ オキナワ第1移住地、日ボ文化協会集会場

参 加 者 23名（オキナワ日ボ協会、婦人の集まりデイゴの会、その他）

司 会 JICA事業所生野次雄所長

講 演 40分、終了後質疑応答1時間

講演内容

サンファン移住地と同じく昨年訪ボの感触を踏まえ、老人クラブづくりの原理原則を説いた。

※講演要旨は附録Ⅰの講演集に拠る。

現地側参加者

氏 名	性別	年齢	世代	職 業	所 属 団 体	役 職	発言記号
金 城 達 己	男	59	一世	農 業	日ボ協会	監 事	A
安 里 嗣 幸	男	54	一世	同	同	監 事	A
富 田 栄	男	65	一世	同	同	班 長	A
新 城 安 信	男	47	一世	同	同		A
比 嘉 栄 清	男	66	一世	同	同		A
宮 島 利 成	男	59	一世	同	同		A
山 内 勲	男	73	一世	同	同		A
大 城 盛 栄	男	62	一世	同	同		A
比 嘉 清 次	男	78	一世	同	同		A
山 城 ウ タ	女	66	一世	家 事	デイゴの会	会 長	B
玉 城 す み え	女	67	一世	同	同	副会長	B
下 地 久 子	女	66	一世	同	同	会 員	B
金 城 ヨ シ	女	60	一世	同	同	同	B
当 間 ヨ シ	女	62	一世	同	同	同	B
知 花 ト ヨ	女	63	一世	同	同	同	B
津嘉山 カマド	女	67	一世	同	同	同	B
祖 慶 カマド	女	76	一世	同	同	同	B
知 念 ト キ	女	60	一世	同	同	同	B
佐 度 山 ヒ デ	女	61	一世	同	同	同	B
城 岡 ハ ル	女	63	一世	同	同	同	B
山 城 徳 子	女	48	一世	同	同	世話係	B
シスターパラオ	女					指 導	C
生 野 レイ子	女	47		JICA生野所長夫人			D

主な発言（質疑応答より）

A 日本 of 農村での老人のあり方を知りたい。

A 同じく日本の老人福祉施策を知りたい。たとえば在宅老人に対しどんな施策がなされているか、老人ホームや老齡年金の現状など。

JICA（事業所） 一昨年と昨年に老人問題の調査団が来て、現地老人家庭を訪問するなど実態調査をしたので、本国から年金がもらえることになるのか、それはいつから実現するかなどと質問を受けた。そこで調査団は来ても年金がもらえることにはならないと説明するのに骨が折れた。

A 老人クラブをつくるために老人が集まる場所が欲しい。この会場は第1移住地にあるので近くの人には便利かも知れぬ。しかし第2移住地は遠くてなかなか利用できない。しかも集まる適当な建物にはクラブ活動に適した小部屋、中部屋も必要、さらに大部屋も要る。そういう施設を第1、第2、第3移住地ごとにできればよいのだが、それをつくるとした場合、本国から援助してもらえらうか。

JICA（本部） 移住地老人問題の対応についてJICAのあり方を説明。

A 25年間をコロニアの基礎づくりに努めてきたが、今後は老人の生きがいを真剣に考え、かつ実行する段階に来ている。

A したがってコロニアとしても老人クラブづくりについて十分に検討していきたい。

B ここには去年10月発足した中年以上の婦人の集まりデイゴの会がある。会員は現在16名。月2回集まっている。毎回出席率はよい。

B 会員には60才以上の人が多いので、事実上は老人クラブと言える。

B 毎回、あみもの、お茶、踊りなどを楽しんでいる。

村田講師 本格的な老人クラブに程遠いが、デイゴの会は初期の段階だ。しかし、老人クラブは集まることから始まるので、先を期待している。

B ともあれ、問題は集まるための足の確保である。遠隔地からでも気軽に集まれるようにならないと、会の発展につながらない。

Ⅳ ペルー国

1. 日 程

10月5日(日) 午前11時30分 リマ着

日曜日につき休養

(ホテル・ガーデン～6日まで滞在)

6日(月) 午前10時 JICAリマ事業所にて日程打合せ

午前10時30分 在ペルー日本大使館長崎大使表敬訪問

午後1時 ペルー中央日本人会幹部と講演について打合せ(於、日秘文化
会館応接室)

午後4時30分 老人問題関係者講演指導(於、日秘文化会館集会室)

7日(火) 午前10時 JICA事業所にて調査事項打合せ

午後 資料整理

午後11時 空港到着

8日(水) 午前0時35分 リマ発(BN920便)

2. 老人問題関係者に対する講演指導

と き 10月6日 午後4時30分～6時40分

と ころ 日秘文化会館集会室

参 加 者 25名(ペルー中央日本人会、ペルー日本婦人会、その他)

司 会 中央日本人会橘田正三会長

講 演 1時間、終了後質疑応答1時間10分

講演内容

昨年訪秘の折、すでに当地には物故者の回向と会員のレクリエーションを目的とする福祿寿会と、話し合いを目的とする話そう会のきわめて初歩的な老人クラブがあることを知った。しかし、本格的活動に程遠いため指導する必要がある、またその節実施した日系各団体との意見交換のなかに、各地域で老人が集まるための組織づくりをしようとの参加者の決意表明が見られている。このような老人クラブ作りの盛り上りを本年はさらに伸ばす必要を考え、老人クラブの必要性、運営の方法、活動のあり方などを説明した。

※講演要旨は附録1の講演集に拠る。

現地側参加者

氏 名	性別	年齢	世代	職 業	所属団体	役 職	発言記号
橋 田 正 三	男		一世		中央日本人会	会 長	A
末 川 秀 登	男		一世		同	副 会 長	A
比 嘉 栄 長	男	75	一世	製 造 業	同	顧 問	A
伊 芸 銀 勇	男	72	一世	商 業	同	顧 問	A
池宮城 秀 長	男	82	一世	同	同	顧 問	A
仲宗根 敏 夫	男	72	一世	同	同	顧 問	A
大 城 文 雄	男	72	一世	同	同	顧 問	A
仲 地 正 男	男	70	一世	カフェー店	同	顧 問	A
翁 長 良 真	男	70	一世	無 職	同	顧 問	A
土 佐 秀 壮	男	69	一世	バザール	同	顧 問	A
土 田 梅 雄	男	78	一世	商 業	同	理 事	A
伊 佐 真 保	男	67	一世	同	同	理 事	A
安座間 フアン	男	51	二世	同	同	理 事	A
渡慶次 賀 得	男	67	一世	パン製造業	同	理 事	A
末吉フランチスコ	男	49	二世	商 業	同	理 事	A
岸 本 広 安	男	75	一世	貸 家 業	同	監 事	A
藤 田 卯 一	男	78	一世	鉄 工 場	同	募集責任者	A
吉 元 実	男	65	二世	旅 行 社	同	会 計	A
遊 佐 智 子	女	60	二世	主 婦	日本婦人会	会 長	B
上 北 清 子	女	54	二世	食 料 品 店	同	幹 事 長	B
三 島 庄 市	男	83	一世	商 業	話 そう 会	会 員	C
奥 山 嘉 重	男	84	一世	製 造 業	同	会 員	C
栗 永 敏 雄	男	51	二世	商 業	LIMA NIKKO DOOSO-KAI	会 長	D
豊福アルベルト	男	50	二世	同	福岡クラブ	部 長	D
並 里 清 裕	男	61	一世	新聞記者			

主な発言（質疑応答より）

A 老人クラブを作るために、なんらかの援助が受けられるか。

村田講師 老人クラブづくりはあくまでも自主的な活動であるから、援助を得られなければつukれないとの考えは、基本的に間違いである。日本の老人クラブづくりも、最初
は徒手空拳、だれにも頼らず老人みずからがこしらえた。国から助成金が出るまでには15年かかっている。

A 本国は在外老人になんらかの対応策を打ち出すべきであると希望したい。なぜならば、すくなくとも70才以上は移民政策に応じて渡航し、海外で苦勞を重ねた。しかも常に日本のことを忘れず関東大震災時に義捐金を募り、大東亜戦争には飛行機を贈るなどして尽している。そういう在外老人のことを忘れないでほしい。

JICA(本部) 現在の良好な日秘関係の礎を築いた皆様方の貢献も十分理解できるが移民政策の論争は基本的に言えば、現地では移住者と大使館との関係であると思う。今回の派遣団の課題とは外れるので、そういう意見のあったことを本国へ伝える。

A 日本人としてわれわれをはっきり認めてもらえることが生きがいというものだ。日本の老人と同様に扱ってもらいたいとは言わないまでも。

A 要すれば、日本に期待をかけないで老人クラブをわれわれ自身でつくるということだ。

C 日本と同じに扱えということは、日本の事情からむずかしいと考えよう。また自主的な活動なのだから、他に頼るということもほんとうはおかしい。

A それでは、きょうの講演を契機に、早急につくろうではないか。初めは小人数でもよいから、福祿寿会や話そう会の経験も参考にして本格的なものを。

A レクリエーションのことだが、社交ダンスについて日系の専門家に話をしたところ、老人クラブができれば無料で奉仕をしてくれると、内諾も得ているので希望すれば実現すると思う。

A クラブはここ(日秘文化会館)を使わせてもらおう、無料で。

※参加者のうちの会館関係者より結構でしょうとの発言があった。

A 80才以上を相談役にすること。

A 若い人にも参加を呼びかける。

D 日本の老人クラブは会員の年齢をどこからとしているか。

村田 おおむね60才以上としているが、老人クラブの若返りを考えて若い人の参加も奨励している。たとえば準会員、ボランティアなどで、若い人を会員にしてはならないという制約は別に無い。

A 若い世代に手伝ってもらえれば活気が出てくる。

A 婦人会にも積極的に協力してもらおう。

B できるだけ協力はさせてもらおうとして、婦人会の若い人たちをクラブに直接参加させることについては、みんなの意見をきかないと、ここではすぐ答えられない。部外協力という方法もあると思う。

A 会名は老人クラブを名のるということにすると、としはとってもまだ若いなどと抵抗が出てくるので、ほかのものにすべきだ。

A 老人を中心にクラブを進めて行くとしても、若い人にも入ってもらいたいので、老

人クラブではまずい。

- A いろいろ活発な意見が出されたが、きょうの講演会に良い刺激を受け、全員が老人クラブづくりに意欲の盛り上がりを見せているので、今回の集まりを老人クラブ発会式に切りかえることにしたらどうか（賛成の声多い）
- A 来年また本国から指導に来てもらえることを期待し、その間に老人クラブの充実に向けて努力してみよう。
- A では早い機会にもう一度集まって、その時に会名を持ちよることにしよう。

V 各国日系社会における講演指導についての考察

今回の派遣業務により南米日系社会で実施した講演指導は、入国不可能となったパラグアイ国を除く4カ国で、合計10回、動員総数2,412名に達した。

国名 指導区分		ブラジル		アルゼンチン		パラグアイ		ボリビア		ペルー		計	
		回数	動員数	回数	動員数	回数	動員数	回数	動員数	回数	動員数	回数	動員数
老人週間講演		2	2,200									2	2,200
研修指導等	老人クラブ指導者	1	43									1	43
	単位老人クラブ	1	69									1	69
	老人問題関係団体等	1	9	1	18					1	25	3	52
	日本人会幹部							1	13			1	13
	移住地							2	35			2	35
計		5	2,321	1	18	0	0	3	48	1	25	10	2,412

表は講演指導の種別、回数、動員数を国別に示したものであるが、ブラジル国はすでに老人クラブ活動を中心とした老後生活の生きがいづくりが根づいていて、動員数は他の国より圧倒的に多く、老人週間講演会以外の老人クラブ研修指導においても、本格的なグループ討議を立派に消化して、研修会の成果を挙げている。

その他の国では過去2回の派遣団（調査団）により、老人福祉の向上推進についてその地盤馴らしがなされていた関係と思われるが、いずれの国でも自主活動への芽生えが認められ、したがって今回の講演指導に対し、現地側のたしかな手応えが得られた。

たとえば、アルゼンチン国では、既成のうるま老人クラブについて、その充実をはかるため、参考資料入手に関する積極的な協力を求めたいとの要望が出され、ボリビア国は都市部での講演終了後、質疑応答の時間に、老人クラブ設立委員会を設ける意欲が盛りあがり、日本人会で老人クラブづくりの意見をまとめることをきめた。また同国移住地ではすでに初期段階の老人クラブがつくられていて、その運営についての再確認が今回なされたようである。

またペルー国は派遣団訪秘を契機として講演指導会参加者の間で本格的な老人クラブをつくることへの合意に達し、講演指導会をそのまま老人クラブ発会式に切りかえ、具体的な検討に入った。

以上、総合的な考察をすれば、派遣目的は果たしえたものと思われ、今後はさらに重点的、専門的な継続指導を施すことにより、各国の老人クラブ活動と、日系社会の総力による老人福祉の推進活動が充実されることを期待したい。

第3篇 老人問題補完対策の企画に必要な 調査と資料の蒐集

1. 調査の目的とその方法

1. 調査の目的

第1篇で述べたように、南米日系社会が抱える老人問題に対する当事業団の対応目標を、その生きがい対策に置き、現地に説明したところである。そして今回は、前回2回にわたる調査指導のなかで積み残されている文化資源の需要を明らかにすることと、現地当該国、現地社会、日系社会が、日系老人にどのような福祉施策、福祉活動を展開させているであろうか、という課題を設定し、現地に臨んだのである。

2. 調査の方法

以上の目的を具体化するため次のような方法を採用した。

- ① 文化資源需要調査の実施
- ② 老人福祉施策調査の実施
- ③ 各国社会保障制度に関連のある資料の蒐集

これらのうち、①と②については調査表に対する現地事業団の文書回答、③については既刊の印刷物、あるいは日系福祉団体による活動状況の文書報告により、概ね所期の目的を達成することができた。

〔附〕第1篇2（対象となった国）で述べた米国日系社会の研究は附録Ⅱで触れる。

Ⅱ 文化資源需要調査の結果

1. 文化資源の区分

文化資源の需要傾向を次の両面から明らかにした。

(1) 人事面～文化活動の需要

講演等専門家の派遣

技術習得の機会

自主活動の育成援助

視察等

その他

(2) 資材面～文化資材の需要

定期的補充を必要とするもの（書籍その他）

半永久的なもの（主として機器類等）

2. 文化活動の需要

(1) 講演等専門家の派遣

老人福祉の専門家を各年定期的に日本から派遣して欲しいとの要望はおおむね各国ともに共通している。また、従来のような主要都市を中心とする在り方を一歩進め、地方（地方都市、奥地移住地）にも指導の手を差しのべる必要性を訴えていることも共通している。

なおボリビア国は専門家派遣を常駐制として要望している。

このほか各国の回答内容には、それぞれ独特のものが認められる。たとえば、ブラジル国、アルゼンチン国、パラグアイ国が期待する講演と指導の内容は健康、生きがい、老人クラブづくり等の老後の生き方に関するものとなっているが、ボリビア国は老人問題のほかに婦人、青少年問題を含めた幅広い指導を望んでいる。またペルー国では、特に地方の指導に当たっては、ペルー人の知日家を対象に含めた文化交流の必要性を強調し、計画の中に日本文化の正しい紹介を加味するよう配慮を求めている。

講演等専門家の派遣（文化活動１）

国名	需要見込数	説明
ブラジル	年１回（７地区） サンパウロ市および地方都市。 講師は日本の専門家とする。	1. サンパウロ講演 9月の老人週間中に２回 2 地方都市巡回講演 とりあえず６地区を選定し、奥地日系老人の生きがい推進に資する。 時期は講師の都合に合わせて決める。 3. 講演内容（各地区共通） (1) 健康保持に関するもの (2) 生きがいに関するもの (3) 老後の生き方に関するもの
アルゼンチン	年２回（最低） 日本の専門家による。 その他地元有識者の講演は随時行うこととする。	現在は沖縄県出身者による“うるま老人クラブ”と主に花卉業者を中心とする“朗人クラブ”が組織的に老人クラブ活動をしているが、これはブエノスアイレス市とその周辺都市についてである。 地方には組織的な活動がないので、うるま老人クラブ、朗人クラブの育成指導を含め、地方の指導が必要である。 講演内容は老人病対策、老人クラブづくり等を中心とし日亜福祉センターを通じて行うことがのぞましい。
ボリビア	専門家の常駐	精神面の教養に資する幅広い内容による指導。 対象としては老人のほか婦人、青少年等を含めて生活改善、知識向上に役立つよう、日本の生活改善普及員の派遣がのぞまれる。
ペルー	ペルー日系社会は日系人口の８５％以上がリマ首都圏に集中していることと、日本からの文化人の講演等が常にリマ市に限られがちであるところから、リマ、カヤオ両市の在住者は比較的に文化資源に恵まれており、首都圏と地方とでは、需要に差が見られる。	

	首都圏〜リマ市立ち寄りの著名人、文化人に依頼しての講演、人形劇公演、歌謡ショー等はかなり実現している。また国際協力事業団貸与のVTRビデオ一式もリマ市日秘文化会館に設置、公開され、さらに同館内図書館には数度にわたり、日本より図書の寄贈があり、蔵書もかなりの数になっている。 地方〜地方では日系人のみを対象とした文化公演よりも、ペルー人知日家等を含めた、より国際的なものが歓迎されると思われる。これは地方在住日系人がその地で生活していくためには、常にペルー国官民と密接な接触を保つ必要があることからきており、日本文化の正しい紹介は現地から常に要望されているところである。	
パラグアイ	エンカルナシオン支所 年2回	老人クラブを結成し、自主的に講演会、研修会、娯楽等を行わしめるべく、クラブ結成の方法、活動内容等指導できる専門家の派遣が必要である。
	アルトパラナ事業所 年6回	現地で行われているものに、衛生講話（事業団診療所医師）年2回、一般講演会（不定期、日本から来訪の学識経験者に依頼する）が年数回行われている。
	イグアス事業所 年2回	現地側に老人問題の指導機関と専門家が皆無である。
	アマンバイ出張所 （需要見込数無記入）	老人自身による健康管理、生きがい等を求めるよう仕向けるため、健康、教養に関する専門家の講演指導を希望している。

(2) 技術習得の機会

この技術とは老人の生きがいを助長せしめるためのものである。地域社会との交流，レクリエーション，教養，趣味娯楽等の多種目について，その活動を盛りあげることによって，生きがい向上に役立てるため，技術習得の道を開発する手掛りの資料が，この回答から得られるよう期待した。

さて，回答は技術習得の方法として次の二つを示している。

① 指導者養成

ア 適格者を日本に派遣し，一定期間学ばせる。

イ 日本の専門家を招請し，現地研修をする。

② 一般参加者の直接指導

各種の生きがい講習会に参加した人たちに直接指導し，技術の向上を通して生きがいを高める。

この場合の講師は日本の各種専門家，または現地の指導者群にする。

なお，指導種目を列挙すると次のようなものである。

ア 指導者向け

レクリエーションの指導について

老人福祉の企画立案について

老人クラブの運営について

健康の管理について

地域社会の交流について

イ 一般参加者向け

実益と趣味を生かすもの（手工芸，書道，絵画，音楽，園芸，製菓，日本語，その他）

また，地方に散在する日系社会にも技術習得の機会を与えるよう望んでいる。

その他としては，ボリビア国が前項と同じく専門家の常駐に期待をかけている。

技術習得の機会（文化活動Ⅱ）

国名	需要見込数	説 明
ブラジル	年1回（2名）	1. 老人福祉指導者の養成および技術向上を目的として、適格者を日本へ派遣し、技術習得の機会を与えたい。 2. 研修内容 (1) レクリエーションの指導 (2) 老人福祉の企画立案 (3) 老人クラブの運営 3. 期 間 2カ月程度
	年1回（3地区）	1. 地方指導者研修（日本の専門講師による現地研修） 2 対 象 (1) 老人クラブ地区リーダー、(2) 福祉関係中堅職員 3 研修内容 (1) レクリエーション指導 (2) 老人クラブ運営 (3) 健康管理 (4) 地域社会交流 4 期 間 1地区2日間とし、3地区巡回
アルゼンチン	老人向きの技術講習会を年10日程度	日系社会の職業分野は主として洗濯業と花卉栽培業の二つに分れる。このどちらかの仕事を継続して老人となった人が多いので、それらの人たちに新たな生きる光を与えるため、老人としてできる範囲の実益と趣味を生かす技術を習得させたい。 手工芸、書道、茶道、絵画、音楽、園芸、盆栽等が良いと思う。
ボリビア	専門家の常駐	専門的・高度な技術を内容とするものは、受講者側のレベルの上でその完全消化に困難さがあるので、青年協力隊等の派遣により、生活と営農に密着した平易な内容の指導がのぞましい。
ペルー	首都圏～各種講習会は活発に行われている。茶の湯、生け花、アートフラワー、日本語、空手、書道、手芸、折り紙等の講習会は常時活動していて、それらの習得の機会は、地方に比べ恵まれている。 地方～日系人口が少いため、首都圏のような恵まれた環境ではない。講師派遣、指導者養成などの手段により、地域差をなくすよう配慮されるべきである。	
パラグアイ	エンカルシオン支所（需要見込数無記入）	第一線を離れた老人たちに、生活の生きがいを見いだしめるために必要。種目としては手工芸、農産加工、園芸等の技術指導を希望する者が多い。
	アルトパラナ事業所 年2回	現地は入植20年を経過したが、未だ経済面、社会面の基礎確立がなされておらず、老人の技術習得の機会とその場は設けられていない。しかし老人層には今後の生きがいのために、そのような機会を求める声が多い。
	イグアス事業所（需要見込数無記入）	（説明無記入）
	アマンバイ出張所 技術指導員2名	老人たちが生きがいを求め、社会とのかかわり合いを持ち、社会的に活動ができる場を確保し、老後の生活安定をはかるため、職業指導（製菓、手芸等）を希望している。

(3) 自主活動の育成援助

元来、老人福祉には年金、健康、就労等の諸制度によって国、自治体からの施策として対象者へ働きかけるものと、関係諸団体の福祉活動によりもたらされるもの、これらのような与えられる福祉と、老人自らの手で創り出す福祉とがある。

本来的にはこの後者の自主活動が優先し、前者は自主活動による福祉効果の補足活動として位置づけられる。

そこで本項では、この自主活動の促進をはかる援護手段を見い出そうと試みた。

さて、南米日系社会はその都会地、地方を問わず、日本からの援助を期待しながらもおよそその期待の遠く及ばない現実のなかから、それぞれの自主活動を続けている心意気を今回までの3回にわたる訪問で十分感じとったところであるが、今回の回答からは前各号と同じく人事面、経費面等の日本の援助に期待をかけていることを知らされる。育成援助の方法を日本からの専門家の派遣、現地グループワーカーの養成、各種研修会による一般参加者への直接指導、育成援助を地方にも及ぼすなど、自主活動の立場から回答がなされているものの、内容については前各項と似ているため説明を省くので、次の結果表を参照されたい。

自主活動の育成援助（文化活動Ⅱ）

国 名	需要見込数	説 明
ブラジル	年1回（サンパウロ）	1. 老人大学、老人学級、趣味のクラブ活動等に対する指導（日本の専門講師および現地専門家による。） 2. 対 象 (1) 老人福祉指導者 (2) 老人クラブ地区リーダー 3 期 間 1 日間
	年1回（サンパウロ）	1. グループワーカー養成（日本の専門講師および現地専門家による） 2. 対 象 福祉関係者の中より希望者を募り選考する。 3. 期 間 7 日間
アルゼンチン	随 時	現在ブエノスアイレス市を中心に二つの老人クラブが自主的活動を行っているが、日本で行われている活動には遠く及ばない段階である。また比較的日系人の多いミンオネス州、コールドバ州、サンタフェ州等にも自主的活動がなされるよう育成援助を行う必要がある。このことは、その他の州についても検討すべきである。
ボリビア	年4回	婦人学級、青年学級、老人等を対象に研修会を行うべきで、その経費の援助が必要と思われる。
ペ ル ー	首都圏〜リマ市日秘文化会館等を拠点として日系社会の自主活動には見るべき成果があげられているものの、さらにこれを充実する必要がある。そのため本国からの援助姿勢にも大きな期待がかけられる。 地方〜トルヒーヨ、アレキパー、クスコ、チクラヨ等の日系団体には、かなりのペルー人が参加しており、日秘交流に大いに貢献しているが、このような自主活動の特殊性を十分考慮の上、その育成援助を配慮されたい。	
パラグアイ	エンカルナシオン支所（需要見込数無記入）	講師のあつ旋、経費の援助について道が開かれるべきである。

パラグアイ	アルトパラナ事業所 年2回	日系団体（ピラゴ自治会）と事業団現地事業所が自主活動に協力している。
	イグアス事業所 （需要見込数無記入）	当移住地内に明治会という老人会が結成され、年数回の話し合いの場が持たれているが、その活動に対し指導援助が必要である。
	アマンバイ出張所 年1回	明正会（老人クラブ）の企画、運営を円滑にして、生きがいづくりを有意義なものとするため、専門家の具体的な実施指導を要請する。

(4) 視 察 等

人はだれでもその環境が住みよい、住みにくいに関係なく、そこからある時間を脱出したいという欲求を抱いているものである。日本でもその年齢群のすべてに旅行ブームが続いているのもそのあらわれであり、また前回報告した日系老人生活実態調査のなかにも、視察、旅行等の要望が盛んに出されている。このように心の転換を試みることは生きがいづくりの一つの有力な手段といえる。

本項はこれを文化活動の面からとらえてみた。

ブラジル国は日系社会一般老人の指導面に役立てる目的で、現地関係者を日本の老人福祉実情視察に派遣させる希望を表明し、アルゼンチン国は国内を集団で旅行し、都市と地方の日系社会の交流交歓を希望している。ボリビア国はアルゼンチン国と同じ趣旨ながら、後進国として先進国への視察を指向している。また、パラグアイ国では特に他地区の老人クラブとの交流をのぞむ声が目立っているように見受けられる。これらの要望がいずれも所要経費にその道をふさがれている実情のようである。

視 察 等（文化活動Ⅳ）

国 内	需要見込数	説 明
ブラジル	年1回（1名）	日本の老人福祉実情視察のため、現地関係者の派遣がのぞましい。期間おおむね1カ月。
アルゼンチン	年3回程度 （団体による視察）	日系老人は、自分の住んでいる周辺以外の知識を持たない者が多く、アルゼンチンのことについても余り認識を持っていない。その理由として、今日まで生活保持と子弟教育のために他をかえりみる余裕がなかったからとも考えられる。これからの生きがいを得るためにも、リーダーの引率による視察旅行はぜひ実現させたい。 また、都市部と地方との日系人相互の交流交歓も生きがいづくりに必要と思われる。
ボリビア	年2回程度 （1回20名とする）	当国は南米でも後進地域であり、先進地視察によるレベルアップが必要である。その経費の援助がのぞまれる。
ペルー	回答なし	

国 名	需要見込数	説 明
パラグアイ	エンカルナシオン支所 年2回程度	他地域の老人クラブとの交流のため、視察研修の機会を設ける必要がある。
	アルトパラナ事業所 年1～2回	老人クラブ（老春会という自主的活動組織。会員数60名）で、会員の希望により計画を立てているが、未だ実行されていない。そのため旅行積立金制度を研究中である。
	イグアス事業所 年2～3回	老人向きの娯楽等が全くないため。
	アマンバイ出張所 年1回	疎外感を解消し、充実した気持で老後を過ごすために、適宜視察の機会を与え、社会的な視野を広げる。 また他地区の老人クラブとも交流をはかりたい。

(5) そ の 他

ここでは第2篇Ⅱアルゼンチン国（老人問題関係者に対する講演指導）で紹介した高齢者福祉センター建設委員会の要望が、文化活動として回答に出されているが、その建設に並々ならぬ情熱を感じとることができる。なお、パラグアイ国（国際協力事業団アルトパラナ事業所）でも老人集会用のセンターを要望している。このような老人福祉センターの設備を要望しながら、経費その他の事情で果たしえないという声は、このほかの各地の日系社会からもよく聞かされる。

そ の 他（文化活動Ⅴ）

国 名	需要見込数	説 明
アルゼンチン	老人福祉センター とりあえずブエノ スアイレス市近郊 に1カ所	老後生活の支えとなる諸活動（たとえば教養の涵養、健康づくりと相談、レクリエーション、老人と若者との交流等）を提供できる福祉センターの設立が必要である。日系人の少い他州の人たちにも利用できる地点（ブエノスアイレス市近郊）を選び、図書室、娯楽室、会合室、診療室、リハビリ室（温水療法）、園芸室、宿泊室等を提供するとともに、青少年、婦人等のための多目的施設を配慮したい。
パラグアイ	アルトパラナ事業所 福祉センター 常時使用可能となるもの	現在老人層の強い要望として、福祉センターの設置がある。それには老人の健康を保持するための室内各種体操器具類の設備を持った、レクリエーションを兼ねる集会の場が考えられる。

3. 文化資材の需要

前回の日系老人生活実態調査は、一世老人が概して現地語に弱い傾向を指摘している。そのためもあってか、ほとんどの老人が日本とのつながりを強くのぞんでいる。そして各地で、日本語で意志が通じる日系老人ホーム、日系医療機関、日系老人センター等の施設面の要望となつてあらわれ、また、文化資材面として日本の文化、風物、人情にふれる手段としての日本語の図書、カセット、VTR等の需要が盛んに要望される。

この調査ではそれら文化資材を次の種類に限定して要望の傾向をみることにした。

書 籍

雑 誌

新 聞

カセット（ビデオテープを含む）

スライド

映 画

その他（映写機等の機器類等）

これらを嗜好別にみると、娯楽を主とするものが第1位を占め、教養を主とするもの、健康を主とするものと続いている。（次表Ⅰ、Ⅱを参照されたい。）

文化資材需要の内容（百分比）

教養を主としたもの	健康を主としたもの	娯楽を主としたもの	そ の 他
27.6	19.7	45.3	7.4

注1. ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ3国の回答実数より、南米日系社会の需要傾向を推定する。

注2. その他～老人クラブ育成に役立てるための指導者用参考書が主なもので、そのほとんどがブラジル国の需要である。

文 化 資 材 I

国名	種 類	※ 所管地域内の 需要見込数	内 訳				説 明
			教養を 主としたもの	健康を 主としたもの	娯楽を 主としたもの	そ の 他	
ブラジル	書 籍	90冊				90	老人クラブの指導書(老人クラブ用)
	同 上	40冊	30	10			福祉関係者の参考資料 援護協会救済会、老人クラブ連合会用
	雑 誌	30冊	10	10	10		
	新 聞						
	カセット(ビデオテープ含む)	60本	20	20	20		講演会、巡回指導、老人クラブ太会
	ス ラ イ ド						等の集会用。
	映 画	18本	6	6	6		老人クラブ連合会、援護協会備付
	16mm映写機	1台				1	老人クラブ連合会備付
	VTRセット	2組				2	老人クラブ連合会、援護協会備付
	他 音 響 装 置	1組	(マイクとアンプ一式)				
アルゼンチン	書 籍	最初300冊	80	20	200		日亜福祉センター(現在仮事務所)に備えつける。地方の団体に貸出しもする。文化資材は半永久的なものほかに、新しいものを定期的に補給する必要がある。この点についての配慮が欲しい。
	雑 誌	5種類程度(週刊・月刊)	1	1	3		
	新 聞	3種類			(芸能・スポーツ) 1	(一般誌) 2	
	カセット(ビデオテープ含む)	最初6〜7本	1	2	3〜4		
	ス ラ イ ド	最初5組位	1	1	3		
	映 画	年8本位	4	2	2		
ボリビア	書 籍		必要	必要	必要		1. 青少年から老人までが気軽に読める幅広い内容の書物がよい。 2. 日本語活字に飢えている(入手困難) 3. 日本の映画、ビデオテープ等は娯楽の少ない移住地で全員から歓迎される。
	雑 誌		必要	必要	必要		
	新 聞						
	カセット(ビデオテープ含む)		必要	必要	必要		
	ス ラ イ ド		必要	必要			
	映 画	毎月1〜2本			必要		
ペルー	首都圏、地方のいずれも日本文化の接触を望んでいるが、特にトルヒヨ、ワンカーヨ、バランカ、ワチャ、ワラル、カニエテ、イカ等の地方在住日系人はすべてにおいて、文化資源に乏しく、これらの地域へはどんな形の文化資材であれ積極的な投入が求められている。 この意味で当国全体の希望として、書籍、映画、カセット(ビデオテープ含む)等は、一世向けの日本語版のほか、スペイン語による日本文化紹介の資材を求める声も多い。 なお、これら資材のために必要な機器等の配慮も必要である。						

注、所管地域別とは本表に限って、回答作成の国際協力事業団支部等の所管内の需要見込を示している。
(ブラジル国 — サンパウロ支部、アルゼンチン国 — ブエノスアイレス支部、ボリビア国 — サンクルス支部、ペルー国 — リマ事務所)

文化資材Ⅱ（パラグアイ国）

地域名	種 類	需要見込数	内 訳				説 明
			教養を主としたもの	健康を主としたもの	娯楽を主としたもの	その他	
エンカルナシオン支所	書 籍	100冊	30	20	50		各地区に配布する。
	雑 誌	100冊	30	20	50		同 上
	新 聞						
	カ セ ッ ト						
	ス ラ イ ド						
	映 画	月3回					エンカルナシオン、フラム、アルトバラナ、チャベス等、所管地域を巡回上映
	その他（VTR）	月3回					エンカルナシオンにて上映
アルトバラナ事業所	書 籍	15	1	2	12		現在購読中の数量を計上
	雑 誌	79	23		56		同 上
	新 聞	（邦字新聞） 5					同 上 （国内発行2紙、ブラジル発行3紙）
	カ セ ッ ト						各家庭は市販されているものを購入している。
	ス ラ イ ド	1	1				自治会所有。必要に応じて上映
	映 画	18	2	1	15		日本の映画を領事館提供か商業ベースのものを月1回程度見る。
	その他	ラ ジ オ（全戸所持） テ レ ビ（全戸のうち半数所持）					圧倒的にNHK国際放送を聞く。 パラグアイとアルゼンチン放映のものをみる。
イグアス事業所	書 籍	200冊	50	75	75		日本語学校に図書はあるが、老人向きがすくない。
	雑 誌	150冊	50	50	50		同 上
	新 聞	6部					移住地が6地区ある。各地区1部必要
	カ セ ッ ト	6本					同 上
	ス ラ イ ド	15本	5	5	5		
	映 画	年6回					現地映画は豊富だが日本映画がすくない。
アマンバイ出張所	書 籍	2冊		（医学） 1	（趣味） 1		老人クラブ明正会本部備付
	雑 誌	2冊			2		同 上
	新 聞	2種類					同 上
	カ セ ッ ト （ビデオテープ含む）	月1回					同 上
	ス ラ イ ド						
	映 画	月1回					明正会本部にて上映

Ⅲ. 老人福祉施策調査の結果

1. 調査項目

この調査は現地の制度、活動が日系老人のうえにどのように作動しているかということ を明らかにする目的を持っている。そこで調査項目を「所得」「健康」「就労」「施設」「社会活動」に大別し、これらと現地当該国の施策と活動、日系社会の活動等との作動関係を調査表により現地事業団の文書回答を求めたのである。なお調査結果を述べる前に調査項目の細別を説明しておこう。

所得 ～ 経済面で老人生活を見る。したがってここではその所得源の代表として「年金」「生活保護」「援護謝金」に限定のうえ、作動関係を調べる。

- 年 金 … 当該国制度の有無と日系人の利用の可否
- 生活保護 … 当該国制度の有無と日系人の利用の可否。さらに日系社会の活動として生活費補助の仕組みがあるか。
- 援護謝金 … これは日本国籍保有者のうちの困窮者救済制度で在外公館が扱う。これを調査表では日系社会の活動のなかに含めて分類しておく。

健康 ～ 健康管理面で制度と活動の作動関係を「医療保険」「健康診査」「施療」に限定したうえで調べる。

- 医療保険 … 当該国制度の有無と日系人の利用の可否
- 健康診査 … 当該国制度の有無と日系人の利用の可否。さらに現地社会または日系社会の活動としてこの手段が存在するか。
- 施 療 … 困窮者に対し、主として無料で医療を給付する手段であって、当該国制度の有無と日系人の利用の可否。さらに現地社会または日系社会の活動としてこの手段が存在するか。

就労 ～ 職業面で「定年制」「職業紹介」に限定し、老人問題を調べる。

施設 ～ 老人ホーム（養老院）に限定し、日系老人の利用の可否を調べる。

社会活動 ～ 日系老人の生きがいを高め、あるいは老人問題打開の手段を老人の自主活動、その援助活動としてこれを「老人クラブ自主活動」「老人クラブ育成活動」「敬老会の行事等」「相談指導」に限定して調べる。

なお、作動項目に関連のある諸資料を、老人問題補完対策の企画の上で参考とするため、可能な限り蒐集した。

以下、各国別に調査結果を紹介する。

2. ブラジル国

この国の老人福祉施策は、連邦憲法第157条16項「母性の利益のため、及び老年、病弱、疾病、ならびに死亡の結果に対する連邦、雇傭主及び被傭者の拠金による社会保険」の立法精神を拠りどころとし、これを社会保障総合法(Lei Organica de Previdencia Social)で年金、医療扶助、労働災害保険の制度等に生かしている。南米諸国においてはアルゼンチン国に次ぐ社会保障制度を進める国として老人福祉の向上にも努めている。人種構成もポルトガル人を中心に、スペイン、イタリア系と幅広く、日系人も80万近く存在し、このような複雑な人種の集まりで国が形成されている理由もあって、この国にはおよそ人種的偏見がないもののようである。国の年金制度、生活保護制度、医療保険制度、健康診療事業、施療活動に日系人の利用が認められていることがこれをよくものがたっている。

これらの詳細については、附録Ⅱの資料篇により承知されたい。

老人福祉施策等の状況Ⅰ（ブラジル国）

種 類		現地当該国の施策等			日系社会 の 活 動	日系人利用の可否			備 考
		当該国の 制 度	現地社会 の 活 動	他の国の 活 動		日本国籍 保 有 者	帰化した 一 世	一世以外	
所得	年 金	○	×	×	×	○	○	○	添付資料あり（附録Ⅱ資料篇に掲載）
	生 活 保 護	○	×	×	○	○	○	○	同 上
	援 護 謝 金	×	×	×	○	○	×	×	
健康	医 療 保 険	○	×	×	×	○	○	○	同 上
	健 康 診 査	○	×	×	○	○	○	○	同 上
	施 療	○	○	○	○	○	○	○	同 上
就業	就 定 年 制	×	×	×	×	×	×	×	
	労 働 業 紹 介	×	×	×	○	○	○	○	同 上
施設（老人ホーム）		×	○	○	○	○	○	○	同 上
社会活動	老人クラブ自主活動	×	×	×	○	○	○	○	同 上
	老人クラブ育成指導	×	×	×	○	○	○	○	同 上
	敬老会等の行事	×	×	×	○	○	○	○	同 上
	相 談 指 導	×	×	×	○	○	○	○	同 上

※ ○印～適用

3. アルゼンチン国

着陸指令の出たアエロ・バルケ空港の上から見たブエノスアイレス市街は、南北に走る大通りと、至るところに配置された緑の公園、そして植民地時代からの長い歴史を偲ぶ古くかつ豪壮な建物と近代風の洗練された高層建築物が立ち並び、重厚で格調のあるたたずまいを見せていた。

この国は、その規模において南米第一の都市、首都ブエノスアイレスをはじめとして、国全体がヨーロッパの影響を深く受けて今日に及んでいるため、社会制度にもラテンアメリカ中随一の発展を示していることを、今回の訪問で試みた資料蒐集のなかからも強く感じとられた。

たとえば労働者は多くの労働関係法規により、すぐれた労働者福祉制度が整備され、特定の権利や免除を受け、その保護優遇措置は欧米先進国に照らし遜色がないものと思われる。この事例から労働者のみならず一般の福祉施策、社会保障制度の整備を知ることができよう。

さて、派遣国の使命とする老人福祉に関連する日系社会の指導について、その基盤となる当該国の施策と現地社会の活動を知る必要があるので、まずアルゼンチン国の憲法のなかから、老人福祉に対する国の基本理念を研究してみた。その「第1部基本原則、第3章労働者家族・老年者並びに教育および文化の権利」として、老人については10カ条の権利を挙げていることがわかった。この権利については附録Ⅰの講演集「老後を生きる権利と責任～(4)アルゼンチン国の憲法」に紹介しておいたので参照されたい。

次に試みた研究手段は、ブラジル国と同じく老人福祉施策等の状況調査で得た文書回答と、入手資料の解析である。（資料「アルゼンチンの社会保障制度解説」は附録Ⅱの資料篇に掲載する。）

さて、老人福祉施策等の状況Ⅱはこの国の制度（所得援護、健康援護）が日系社会にも利用の道を開いていることを示している。社会保障が国籍にかかわらず手を差しのべているということである。

老人ホームは、ブラジル国の公立ホーム皆無の事情と異り、国全体として500施設を越え、このうち公立は79施設（国立13、州立18、市立48）に及んでいる。なお現地の資料によれば、公立老人ホーム在園の邦人は18名居るとのことである。

老人福祉施策等の状況Ⅱ（アルゼンチン国）

種 類	現地当該国の施策等				日系社会 の 活 動	日系人利用の可否			備 考
		当該国の 制 度	現地社会 の 活 動	他の国の 活 動		日本国籍 保 有 者	帰化した 一 世	一世以外	
所得	年 金	○	×	×	×	○	○	○	添付資料あり（附録Ⅱ資料篇に掲載）
	生 活 保 護	○	×	×	×	○	○	○	同 上
	援 護 謝 金	×	×	×	○	○	×	×	
健康	医 療 保 険	○	×	×	○	○	○	○	同 上
	健 康 診 査	○	○	×	○	○	○	○	同 上
	施 療 院	○	○	○	○	○	○	○	同 上
就 労	定 年 利	×	○	×	×	○	○	○	
	職 業 紹 介	×	○	×	×	×	×	×	
施設（老人ホーム）		○	○	×	×	○	○	×	
社会 活動	老人クラブ自主活動	×	×	×	○	○	○	×	
	老人クラブ育成指導	×	×	×	×	×	×	×	
	敬老会等の行事	×	×	×	○	○	○	○	
	相 談 指 導	×	×	×	×	×	×	×	

※ ○印～適用

4. ボリビア国

老人福祉施策等の状況Ⅱによれば年金制度があるものの、日系人利用については、給料生活者で社会保険加入者に限定しているようである。これは日系人に限らず、ちょうど国民皆年金制度以前の日本が、農業、商業等の従事者に年金制度の道が閉ざされていたように、おそらくこの国においても、給料生活者以外の国民は、その制度の外に置かれているものと推察される。また医療保険制度が、この表で見る限りでは国の施策となっていない。これは当国が南米諸国中の貧しい国の一つに数えられている国勢にあるとのことであるが、そのことから考えると、社会保障の後進国としてこれらをとらえることができそうである。しかしたとえ調査表の回答がそうであっても、軽がるしく判断することは至当でなく、さらに慎重な研究をし、その上でこの国における日系社会の老人問題対応を考えてみるべきだと思う。援護謝金は日系社会独自の制度であるにもかかわらず、適用の○印がないことにも疑問があるものの、日系社会が、その大部分を戦後移住者で占めている関係で、全体的には比較的若いことから、日系社会に老人問題は今の段階では顕在しないという意識があり、また日系人のほとんどが営農に従事し、家族総掛りの体制のなかに、老人の座（その役割、指導力、発言力）が確立しているなどの諸事情のうちに、援護謝金の発動を今のところは必要としないのであろうかとの推察もなされるものの、当国制度と日系老人対策との関係については、今後

の研究に期待したい。なお医療保険制度が皆無という回答に対しても同様に今後の研究課題としたい。

老人福祉施策等の状況Ⅱ（ボリビア国）

種 類	現地当該国の施策等			日系社会 の活動	日系人利用の可否			備 考
	当該国の 制 度	現地社会 の活動	他の国の 活動		日本国籍 保有者	帰化した 一世	一世以外	
所得	年金	○	×	×	○	○	○	給与生活者で社会保険加入者のみ
	生活保護	×	×	×	×	×	×	
	援護謝金	×	×	×	×	×	×	
健康	医療保険	×	×	×	×	×	×	
	健康診査	×	×	×	○	○	○	
	施 療	×	×	×	○	○	○	
就労	定 年 制	○	×	×	○	○	○	社会保険による年金受給の目的を持つ場合のみ
	職業紹介	×	×	×	×	×	×	
	施設（老人ホーム）	×	○	×	○	○	○	宗教団体（カトリック系）の経営のみ
社会 活動	老人クラブ自主活動	×	×	×	×	×	×	
	老人クラブ育成指導	×	×	×	×	×	×	
	敬老会等の行事	×	○	×	○	○	○	
	相談指導	×	×	×	×	×	×	

※ ○印～適用

5. ペルー国

当国の日系人総数70,118名（1978年10月日本外務省）のうち邦人永住者は10,910名（1973年8月ペルー政府移住局）で、このうち70才以上についてその比率を見ると、日系人総数では2.2%で高齢化現象とは言い得ないが、邦人永住者としては14.4%を占め、一世人口がきわめて高度の高齢化にあることが明白な事実として老人問題の対応がせまられている。要するに日系社会の老人問題は、一世達にとっては重要な課題であるものの、全体としてはさほど大きなウェイトを占めていないといった二つの流れがうかがえる。

こういう状況下にあって、この国の社会福祉制度は日系老人を含む日系人に道を開き（第1回調査報告Ⅱペルー国に詳細記述）、日本人会の救済、敬老活動等と共に老人問題対応の両翼となっていることは力強いものを感じる。

なお、当国で本格的な日系老人クラブの自主活動も最近漸くその歩みが芽生え、今後老人の生きがいに大きな力となることへの期待がかけられる（第2篇Ⅳペルー国～2.老人問題関係者に対する講演指導を参照されたい）。

※ 入手資料「ペルー国における老人福祉施策等の概況」を附録Ⅱの資料篇で紹介する。

老人福祉施策等の状況Ⅳ（ペルー国）

種 類	現地当該国の施策等			日系社会 の活動	日系人利用の可否			備 考
	当該国の 制 度	現地社会 の活動	他の国の 活動		日本国籍 保有者	帰化した 一世	一世以外	
所得	年金	○	×	×	○	○	○	添付資料（附録Ⅱ資料篇に掲載）
	生活保護	×	×	×	×	×	×	
	援護謝金	×	×	×	○	○	×	同 上
健康	医療保険	○	×	×	○	○	○	同 上
	健康診査	×	×	×	×	×	×	
	施 療	○	×	×	○	○	○	
就 業	定 年 制	×	×	×	×	×	×	
労 働	職 業 紹 介	○	×	×	○	○	○	
施設（老人ホーム）		○	○	×	×	○	○	同 上
社会 活動	老人クラブ自主活動	×	×	×	○	○	○	
	老人クラブ育成指導	×	×	×	×	×	×	
	敬老会等の行事	×	×	×	○	○	○	
	相談指導	×	×	×	○	○	○	

※ ○印～適用

6. パラグアイ国

国境閉鎖という思わぬ事態に遭って、現地での派遣団による調査は断念し、調査を現地の当事業団アスンシオン支部に委託した。そこで支部は調査表により、管内4地区（エンカルナシオン支所、アルトバラナ事業所、イグアス事業所、アマンバイ出張所）から回答を集めたのであるが、これらの調査報告を整理して次表Ⅴを得た。

さて、年金は当該国制度が日系人に適用される模様であるが、支部の説明によれば、関係資料が入手困難とのことであり、したがって詳細にあるいは概要を知る方法がない。また医療保険制度については、日系人の労働者は適用されるらしいが、これも関係資料を得ることができず、これら二つの主要制度の解析には他日を期したい。

なお、今回の調査地域のうちから次の2地域について、若干の状況を紹介しよう。

アルトバラナ移住地

- 医療の対応については、現地事業団診療所が全面的に努力している。
- 診療料は現地側病院と比較し、安価となっている。
- 老人ホームは現地には存在しない。
- 自主活動として、日系社会のなかに老春会があって、60才以上74名を会員に擁し、年2回集まり親睦をはかり、日常生活でも移住地の模範となるよう心掛けて、後

継者へ残す良い環境作りに励んでいる。

- 敬老会は日系団体（自治会）と婦人会が共催で毎年5月の日本人祭に一世の高齢者を招待している。
- 相談活動は必要に応じ、現地事業団が当たっている。

アマンバイ地区

- 老人クラブの自主活動

アマンバイ地区には唯一の老人クラブ明正会が活発に活動している。

会 員 60才以上 75名

事業実績 総会，新年会，懇談会，定期総会（以上それぞれ年1回）

盆踊り大会，将棋大会，演芸会，即売会，団体旅行（以上それぞれ年1回）

ビデオ鑑賞会（年6回）

規 約

- ① <目 的> 相互に親睦を計りながら，健康管理に留意し余生を楽しく明るい地域社会と成り得るよう最善を尽すを目的とする。
 - ② <名称区地域> アマンバイ日本人会に所属し，名称はアマンバイ明正会とし，地域はアマンバイ，ポントポラン地区およびその周辺とする。
 - ③ <会員の資格> 明治・大正・昭和年代の男女で，本会の主旨に賛同し毎回行事の出席者を以て会員とする。
 - ④ <行事及び会費> 新年会，懇談会，総会の年3回会合で，期日会費はその都度役員会で決め，特志寄付金は会費に充当する。
 - ⑤ <総 会> 前年度の行事並びに収支決算の報告，新年度の行事予定，役員選出，会則の訂正補足等をも行う。
 - ⑥ <役 員> 下記の役員を置き任期は1ケ年とする。
会長1名，副会長男1名女1名とし，書記および会計は会長の任命とし，又地区より班員が班長を選出，班長は監事をも兼任する。
 - ⑦ <役員会> 会長は行事の都度役員を招集し，行事の内容，日時，場所，こん立会費の金額等を決め運営の万全を計る。又，毎回行事の終了後収支の監査と反省をも行う。
- 敬老会などの行事
敬老会は毎年9月の第2日曜日にアマンバイ婦人会が主催，65才以上の老人達を招待し，学生寮において贈物の贈呈，昼食の招待，演芸大会などの催物を行なって老人達を慰安している。
 - 相談，指導
明正会の上部機関であるアマンバイ日本人会及び移住の公的な実務機関である国際

協力事業団アマンバイ出張所が、微力ながら明正会の企画運営について相談、指導にあたり、アマンバイにおける地域社会の実情に応じてクラブ活動を展開し、老人福祉に役立つよう努力している。

今後一層クラブ活動を推進し、その成果を高めてゆくためには、あくまでも老人クラブに主体性をもたせながら、外部から経済的援助、専門家による指導が期待されるところである。

また、多くの老人達の意見によれば、老人クラブに加入しても所詮レクリエーションの域を出ず、健康な老人にとっては労働の意欲をどのように処理するか、より豊かな生活をおくるにはどうすればよいかという、より大きな課題を抱えており、これに対処することこそ生きがいであり、この生きがいは人間関係の中以外には見出せないとしている。

この老人達の疎外感をうめ、充実した気持ちで老後を生きてゆくためには、高齢者にも就労出来る職場を与えとか、職業指導を個別に実施する必要性を痛感している。

老人福祉施策等の状況Ⅴ（パラグアイ国）

備 考	現地当該国の施策等			日系社会 の活動	日系人利用の可否			備 考
	当該国の 制 度	現地社会 の活動	他の国の 活動		日本国籍 保有者	帰化した 一世	一世以外	
所得	年金	○	×	×	○	○	○	
	生活保護	×	×	×	×	×	×	
	援護謝金	×	×	○	○	×	×	
健康	医療保険	○	×	×	○	○	○	
	健康診査	×	×	○	○	○	○	
	施 療	○	×	○	×	○	○	
就労	定 年 制	○	×	×	○	○	○	
	職 場 紹 介	×	×	×	○	○	○	
	施設（老人ホーム）	○	○	○	×	○	○	
社会 活動	老人クラブ自主活動	×	×	×	○	○	○	
	老人クラブ育成指導	×	×	×	×	×	×	
	敬老会等の行事	×	×	×	○	○	○	
	相 談 指 導	×	×	×	○	○	○	

※ ○印～適用

※ 本表はエンカルナシオン市と近郊、アルトパラナ移住地、イグアス移住地、アマンバイ地区からの回答表を総合したものである。したがって表示した○印が地域によっては×印と回答してきた場合もありうる。

Ⅳ 資料の蒐集

派遣団の使命達成に必要な資料の蒐集手段には、現地福祉関係者との意見交換や研修指導時における参加者との接触等から口頭で情報や要望を得るとか、国際協力事業団現地職員の協力による二つの調査回答（文化資源需要調査，老人福祉施策調査）のように文書で求めることも可能であり，さらに現地刊行物を入手する手段もある。

このようにして得た資料は第2篇，第3篇の記述のなかに適宜に挿入し，報告内容を充実させることに役立てた。

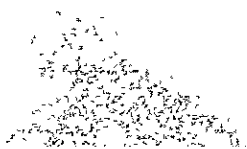
しかし，これら資料のうちから，特に部厚な資料については附録Ⅱ資料篇で改めて紹介することとする。

あ と が き

昭和54年1月から2月にかけて，はじめて老人問題の対応を課題とする調査団が，南米各国の日系社会を歴訪してから，同年9月，そして今回の派遣と，僅か2年足らずの間に現地と接触を重ねたことで，国際協力事業団の現地へ注ぐ真意が理解されえたものと確信する。

たとえ現地の期待には諸般の事情から十分に応えられないとしても，老人問題とその対応に関わる問題意識を正しく真剣にとらえようとの機運が，現地に高まってきていることが認められる。このことは3回の訪問がもたらした成果と思える。そこで今後は今までに得た現地の人々とのふれあい，各種の調査，求めた資料等を生かし，日本の立場からこれら日系社会の老後対応の自衛姿勢に対し，有効な援助手段を講じる努力が必要であろう。

附 録



目 次

I 講 演 集	59
1. 老後を生きる権利と責任	61
2. 愛される老人になるための五カ条	67
3. 老人クラブのあり方	72
II 資 料 篇	77
1. ブラジル国	79
その1 ブラジル日系社会の老人福祉活動	79
その2 農業者老齢年金の手引き	81
その3 在サンパウロ各国のコロニア（移民）に対する母国政府関係からの 援助活動調査	82
その4 ブラジルの社会保障制度概説	83
2. アルゼンチン国	86
その1 アルゼンチンの社会保障制度解説	86
3. ペルー国	107
その1 ペルーにおける老人福祉施策等の概況	107
その2 社会保険料	108
III 先進国における日系社会の研究（米国）	111
1. 資料蒐集と南加パイオニア・センター	113
2. 日系福祉施設等の視察	115
3. 米国社会保障制度のうち老人福祉に関係ある事項（資料）	118
(1) ソーシャル・セキュリティ（Social Security）	118
(2) メディケア（Medicare）	120
(3) 高齢者援護の宣言	122

I 講演集

1000

1000

1000

1000

1000

1000

1000

1000

1000

1000

1000

1000

1000

1000

1000

1000

1000

1. 老後を生きる権利と責任（全文—ブラジル国老人週間屋の部）

(1) 権利と責任の関係

話のはじめにこういうことを考えてみましょう。老後を生きる権利とはどういうことなのか。また、老後を生きる責任とはどういうことなのか。この権利と責任の関係を皆さんは皆さんなりに考えてみてください。

たとえば、人というものはいのちをたいせつに守らねばなりません。したがって物を食べるということは、いのちを保つための権利なのです。食べる、寝る、男と女が仲良くする。これが三つの大きな人間の権利なのです。

さて物を食べたあと、食べかすを肛門から出してこれを土に返します。つまり人間には食べる権利に伴って、いいウンコを出すという責任があります。おいしいご馳走をたくさん食べましょうと考え、暴飲暴食をしてからだをこわすということであれば、食べるという権利のみたのしんで、いいウンコを出すという責任を怠るということになり、神の恩召しにそむくことになります。

つまり、食べるという権利、排泄という責任、これは切っても切れない密接な仲なのです。

また、結婚について考えてみましょう。男が女を求め、女が男を慕い、お互いに良い思いをする。この性をたのしむという権利。一方、愛の交換の結果として、子どもが生まれます。夫婦には子どもを生み育てる責任があります。中には子宝に恵まれない夫婦も居りますが、一般に男女が睦み合うという権利ばかりたのしんで、子育ての責任を怠りますと、かならず老後に子どもにかかわる不安、悔悟の念が出てまいります。

話を変えますが、私は先日、ここへお邪魔する前に、日本の隣の中国へ行ってまいりました。その中国の憲法の中に「働かざる者は食うべからず」ということが述べられています。同じく憲法に、老人、病人、障害者のように保護を必要とする人には、手厚く保護をするということも述べられています。つまり保護を受ける権利に対し、元気な者は働いて国家を建設する責任が明確に規定されています。

権利と責任の関係は、まあそういうことだと思ってください。

(2) ブラジル国の憲法

次にご当地のブラジル連邦憲法をみますと、「世の中にでたらめは許せない、そして国もその国に住んでいる人々も協力して国民の生活を秩序正しいものにしなければならない」という意味の、つまり社会秩序についての条文が載っています。

この秩序正しく国民生活を守るという考えの中に、老人の生活も国民の努力、協力によって当然守られるべきだといった考えが含まれているものと解釈できます。

以上のことを頭に置いて、ブラジルでの老後生活を過ごすための権利と責任について考えてみましょう。老人がその生活を守られるということは憲法で認めている老後を生きる権利です。しかし、そうであっても、老人が元気なうちは保護を受けるということよりも、保護の手を差しのべねばならない老人やその他の人々に対し、国や若い世代と力を合わせて、その人たちの権利を守る立場で努力する、これが老後を生きる姿勢、つまり責任なのです。このように権利と責任は、物のウラとオモテのようなもので、権利だけを言い張っても、責任を伴わなければ、世の中は正しく進んで行きません。

(3) 中国の老人の考え

中国の話に戻りますが、あの国は老人天国というべきところで、老人は国の主人公として尊敬され、家族の人からも地域の人からもだいじにされています。一方、身寄りのない老人については、手厚く国から保護されています。このことは老後を生きる権利が、国全体から認められているということです。それに対し老人側では、毎日1時間程度は勉強することで世の進歩に遅れないよう心掛けながら、若い時の経験や知識を社会づくりのために役立てています。

瀋陽という人口400万の都会、といってもおわかりにならないかと思いますが、日露戦争の時日本と昔のロシアが喰うか喰われるかの大激戦を展開した奉天と云えばああそうかとおっしゃるでしょう。そのホテルに泊った折、朝4時頃表通りにガヤガヤ大勢の人の通る音がしますので、外を眺めたところが、なんと、マラソンをしている人、広場の方へ行く人など、いろいろな人が通り過ぎて行きます。そこでねぼけ眼で起き出して広場へ行ってみますと、そこには朝の4時から5時というのになん百人、なん千人という人たちが太極拳という中国独特の体操をしていました。大きなグループ、小さなグループ、いろいろです。老人も若者も居ります。

そこで老人の人に聞いてみましたところ、早起きはからだのためになる。としよりだからと家の中に出不精でくすぶっては、ぼけてしまう。体も心もきたえて国のために役立てたいと、返事をしてくれました。

また、帰り道をホテルに向けてブラブラ歩いてきますと、町の道路を掃除している老人の群に出会いました。定年退職した老人たちが手に手に箒を持って、町をせつせ、せつせと掃ききよめているわけです。

朝早くからご苦労さまですね、と声をかけますと、町のために役に立つということはいもんだと言うんですね。

この国は社会主義の国ですから、老後生活は国から保障されます。これは老人としての権利で、そのお返しとして、少しでも世の中のお役に立ちたいと考え、これが権利に対する責任というわけです。

(4) アルゼンチン国の憲法

話のついでに、ブラジル国のお隣りのアルゼンチン共和国の憲法を見ましょう。

この国は日本と同じように65才以上の老人が全国民の8%を越えた高齢化の国ですから、いろいろな老人問題を抱えています。そのため特に老人問題に力を入れ、老人の権利を憲法に示しています。

それによりますと

- ① 扶助を受ける権利
- ② 住居に対する権利
- ③ 食物に対する権利
- ④ 被服に対する権利
- ⑤ 身体上の健康の注意に対する権利
- ⑥ 精神上の健康の注意に対する権利
- ⑦ 娯楽に対する権利
- ⑧ 労働に対する権利
- ⑨ 平穩に対する権利
- ⑩ 尊敬に対する権利

以上老人の10の権利を挙げています。この10の権利を国民に約束しているからには、老人は当然、権利に対する責任で応えねばなりません。

(5) アメリカ合衆国の老人憲章

このような権利に対する老人の責任について、こんどはアメリカ合衆国の例をあげてみましょう。この国では、国民の総意として老人のしあわせづくりに関わりのある申し合わせを1961年の老人憲章で表明しています。その中で老人の責任を6つあげています。

- ① 健康と境遇の許す限り、いつも活発、機敏であって自立し、かつ役立つよう心がけ、また隠退後に備える責任。
- ② 心身の健康について原理を学び、応用する責任。
- ③ 隠退後にできるだけ社会奉仕の道をさがし、それを進めて行く責任。
- ④ 自分の持つ過去の経験と知識を人のために役立てる責任。
- ⑤ 年をとるにつれておこる種々の変化に適応するよう努力する責任。
- ⑥ 晩年において、尊敬される相談相手となりうるような関係を、家族、隣人、友人との間に維持するよう心掛ける責任。

(6) 日本の老人福祉法

また日本には老人福祉法という、老人のしあわせを守るための法律がありまして、この中で老人の権利を、「老人は多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として敬愛され、かつ、健康で安らかな生活を保障されるものとする」と規定しています。この規定には二

つの意味が含まれています。

一つは、社会的貢献者としての老人—その経験、知識などの豊かな先輩として若い世代から学ばれる老人。

二つは、社会的弱者としての老人—保護される老人。

そして一方では老人の責任を

「老人は老齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持し、その知識と経験を社会に役立たせるように努めるものとする」と規定し、社会参加の老人としての役割（責任）を持たせています。この社会参加の心構えについて次のことを提案いたしますので、皆さんも考えてみてください。

三つのかけ橋

① 自然と人間とのかけ橋

ふるさとを愛する心

物のたいせつさを忘れない心—これらを若い世代にも教えたい。

② 世代間のかけ橋

中国の三結合ということばより—老・壮・青の三者が力を合わせたらその町は栄える。

③ 現在を未来にかける橋

今日と明日に橋をかけよう。

(7) 南米日系老人の実態調査

さて、ひるがえって、昨年ご当地へお邪魔して皆さんからご協力いただいた南米日系老人の実態調査のなかで、皆さんがお答えくださった、老後を生きる権利と老後を生きる責任、つまり皆さん自身が考えておいでの、老後の権利と責任を紹介してみしましょう。

① 希 望

皆さんが自分の老後生活は、こうあるべきである、こうしたい、こうしてもらいたい、といろいろの希望をお持ちなのですが、それらを整理して希望の多いものの順に三つ並べてみますと、

○ 一番希望が多いものは、生きがいに関係のあるもの（43.5%）です。

○ 二番目が健康のこと。（22.1%）

○ 三番目が経済生活のこと（17.9%）となっています。

このうち、一番目の生きがいということですが、これは「趣味を生かしたい」「旅行に行きたい」「子どもや孫の成長がたのしみだ」「老人クラブで仲間とたのしく過ごせる」その他いろいろ、老人の人たちが自分の心に張り合いのある事がらを答えてくれています。

二番目の健康のことですが、これは「老後生活をさらに健康で長持ちさせたい」「病気になっても安心してお医者にかかれるように」などです。

三番目の経済生活のことと申しますのは、「老人年金が欲しい」「仕事を続けて収入を得たい」「十分に使える小遣いがあればよいがなあ」などが希望として答えられています。

② 基本的人権

こういう皆さんの希望の中に、人間としての生きる権利を確かなものにしたい、といった強いものがにじみ出ています。

すべての人間は基本的人権という権利を持っています。この権利は誰から与えられたものではなく、人間である以上生まれながらにその人その人それぞれに備わっているものです。つまり造化の神様からもらったものだと言えます。生まれながらの権利を大ざっぱに分けてみましょう。

○ 生命に関する権利

前にしゃべったことに重複しますが、たとえば生きるための食べる権利（排泄の責任。）休むための寝る権利（英気を養う責任）。性をたのしむための愛情交換の権利（種族保存と育成の責任）はこれに該当します。

○ 自由に人生を送る権利

たとえば、勉強したい、結婚したい、遊びたい、そういう自由が保障されねばなりません。しかし、これには、社会の秩序の中の自分という責任が伴います。

○ しあわせに暮らせる権利

しあわせでありたい。この切なる願いも保障されねばなりません。このような幸福を求める権利は自分としてのものだけではなく、子ども、老人、病弱者、障害者など保護を必要とする人々をしあわせにしてさしあげようといった責任が伴います。この場合、自分そして保護を必要とする人のすべてがしあわせでありたいという幸福追求権があり、また自分に力のある限り他人をしあわせにするための責任があるという考えを持っていたきたいものです。

以上の基本的人権に根ざす皆さんの希望、つまり生きる権利の叫びをさらに具体的に細かく分けて、一番多いものから10番まで次の③に挙げてみましょう。

③ 希望ベスト10

- ア. 一家の平和、子孫の成長（10.3％）
- イ. 健康でありたい（9.9％）
- ウ. 年金制度の適用（8.4％）
- エ. 旅行（日本里帰り、外国視察、国内観光）（8.0％）
- オ. 日本から図書その他文化資材の寄贈（7.3％）
- カ. 現地で老後を送る心構え（6.1％）
- キ. 趣味等で充実した生活（5.7％）
- ク. 日系病院等医療機関の充実（5.3％）

ケ. 老人医療に対する援助（ 4.6 ％）

コ. 日系老人ホームの新設（ 3.8 ％）

老人福祉センター等の設置（ 3.8 ％）

これらの中には容易に実現できないものもあるでしょうが、一般的な言い方をすれば、こうありたいと願いながら、積極的に自分でそれに対しての努力をしないで、ただあなた委せの態度で過ごすのであれば、それはなかなか実現はできないものです。

(8) まとめ（老後の生活責任―四つの答）

日本には「論語読みの論語知らず」ということばがあります。論語というのは、そのむかし中国から日本に伝わってきた学問です。これには、人間はこうあるべきであるという教えが示されています。かなりむずかしい学問なのですがこれを自由に読みこなすことのできる人でも、それを実際に実行するのでなければ論語としての意味がない、ということが論語読みの論語知らずなのです。

つまり今申し上げた 10 の希望、あるいはその他いろいろな希望もただ希望するというだけでは、論語読みの論語知らずになります。その希望をすこしでも自分自身の努力で実現させようとするのが、希望すなわち老後を生きる権利に対して、老後を生きる責任ということになります。

ところで、このことについては同じ調査の中で、皆さんから次のような答をいただいていますので紹介してみましょう。

老後の生活責任について、あなたはどのようにお考えですか―という質問に対して皆さんは四つの答を出しています。それは

- ① 自分の責任である。
- ② いや、子どもの責任である。
- ③ 国、または社会全体の責任と思う。
- ④ わからない。

ということなのですが、このうち、自分の責任だと答えた人が圧倒的に多く、全体のおよそ半分を示しています。このほか答の多い順から並べますと、二番目は、子どもの責任、三番目はわからない、四番目が国、社会全体の責任ということなのですが、私に言わせてもらえばこれらの答、とくに半数が自分の責任としていることは、今までお話をしてきた権利と責任の関係の上から優等生みたいな答だと思います。こうありたいと願う生活をする上での権利意識に対し、自分の責任において実現に努めようとする気持が答のなかによく現わされているからです。

これと同じような調査が日本の老人にもなされていますが、それによりますと、

「自分の責任である」よりも「子どもの責任だ」とする答が多いのです。また「国、社会全体の責任だ」という考えが、ご当地の皆さんの考えの倍も多いという結果が出て

います。さて、どちらの老人の考えがよいか、といった批判はここでは申し上げませんけれども、ただ皆さんに云えることは、権利に対する責任の強さは、日本の老人よりも絶対に強いということです。

そういう意気込みで、これからの老後を生きがいのあるものにしてくださることを期待します。ではいつまでもご機嫌よろしう。

2. 愛される老人になるための五カ条（全文—ブラジル国老人週間夜の部）

(1) 愛される老人とは

昨年ご当地に参りまして、「高齢者の役割」と「幸福の条件」についてお話をしました。再び皆さんにお目にかかれ、これほど嬉しいことはありません。今日のお話は昨年の続きだと思ってください。

さて、昨年は皆さんに、高齢者の役割として、老人はどういう役割を持つべきかということをお話しました。念のためここで復習しますと、これからは世界中が老人の数の多くなるにつれて、これを支える若者の負担がたいへんになる。だからこの高齢化をのりきるためには、老いも若きも共に力を出し合って生きのびる、共存共栄の方法を考えてほしい。そのためには老人自身の自覚、後輩世代の自覚、老若相互の理解がたいせつである。だいたいこういうことを申し上げておきました。きょうはおとしよりのほかに勤労青壮年の方もおいでなので、この共存共栄の道について、さらに改めて申し上げたいと思います。

そこで、話の順序として老人の立場から愛される老人になるための心構えを話してみましよう。

まず、愛される老人とはどんな老人か、ということですが、日本の柳だるという古い川柳のなかにこういうのがあります。

しゅうとめの日向ぼっこは家を向き（私が居ないのを幸いに嫁がなにしてるか、家のなかが気がかりだの意味）

返事をばでっかくしろと姑いい（わかったのかわからないのか小さい声ではきこえないよ）

しゅうとばば、どういばっても先がない（うるさいばあさんだなあ。はいはい）

こんな姑には嫁はなかなかついていけません。早くくたばってくれと考えられるようになってしまう。

愛される老人となるには、喜びも悲しみも若者と共に味わいながら生きて行こうという心構えが必要です。自分のためにも努力するが、家族や友人のためにも励み、社会のためには役立つことを考える。こんな老人がだれからも愛されることになります。

(2) 高齢化の波と老人の立場

としは1980年ですから、日本流に言いかえると昭和55年ですが、あと2年たちま

すと、北米合衆国のニューヨークに本部のある国連の呼びかけで、老人福祉のための世界会議が開かれます。これは世界中が力を出し合って老人の問題に取り組もうという運動です。この頃のように、老人のための医学が進み、公衆衛生が充実してまいりますと、長生きする老人が増えて、老人を支える若い人の肩がずっしりと重くなってまいります。しかし若い人の力には限度があり、やがて支えきれなくなります。これが高齢化社会という世界中の傾向で、すでに深刻な高齢化の波に洗われている国や、これからそうなるであろうという国もありますが、早い遅いにかかわらず、地球の上で増え続ける老人の対策について、世界中が強い関心を寄せ、お互いに知恵を出し合って、老人のしあわせをどう守るかという問題に取り組もうというわけです。

老人の立場からも、寿命が伸びたことは、まことにめでたいことにちがいませんが、若い時、盛んな時の、現役時代からみれば第一線から退いたあとは、普通では収入が落ちこんで経済生活の上で心細くなります。なかには老齢年金などで暮らしを立てている人も居りましょうが、その年金の額は一般に、活躍の盛んであった頃からみれば低くなります。日本では国民皆年金と申しまして、年を取りますと、だれでも老齢年金が貰える仕組みになっていますが、年金だけで十分な暮らしができるという人は庶民階級ではほとんどないと言えます。

また健康のことですが、年を取ると病気にかかり易くなり、しかも病気にかかると回復する力が弱いので、それは例外なく長引きます。日本の調査によれば、老人と若い人との病気にかかる割合は、若い人が1回病気にかかる間に、老人は7回から10回も病気にかかります。年を取ると抵抗力が衰えて病気にかかり易いということですね。しかも治りにくいということなのです。

このように健康についての心細さも、老後生活の不安のタネとなります。

さらに若い人たちは、どんどん新しい勉強をし、新しい技術を身につけて新しい時代を勇敢に切り開いて行きます。向学心に燃え、ありつたけの若い情熱をぶつける。これは若い人の特権ですね。しかし老人には頭のひらめきも、からだの動かし方も、到底若い人にはついて行けません。そこで、たいていの老人は気持ちの上で、若い人や新しい時代から取り残されるのではないかと、といった心細さがあり、若い人との心のふれあいがうまく行かなくなるなどの取り越し苦労をして、人間関係の上での不安がつのります。

さて今まで申し上げたような老後生活の上での三つの不安、つまり、経済生活、健康生活、人びととのふれあい、の上から来る心細さを見事にのりきれるかどうか、これが老人のしあわせ、ふしあわせの分れ目となります。

このしあわせづくりについては、老人だけではできません。国や若い人たちの積極的な協力が必要であると同時に、老人自身の努力が必要なのです。老人が自分自身のしあわせをどうつかむかについて、その努力目標、つまり老人の立場からのしあわせづくりの心構

えを5つ申し上げます。

これは香り高い老年期、愛される老人になるための五カ条というべきものです。

(3) 学ぶこと

わたしは最近中国へ行ってきました。中国政府で国民の福祉のことを担当している民生局の方に、この国には老人性痴呆の人はどのくらい居るかと聞いてみました。この老人性痴呆という病気は、たとえば夜中に大声でわめくとか、ふらふらとなりふりかまわず町へ出かけて自分の帰る家がわからなくなるとか、自分がたれたウンチをこねまわすとか、人から話しかけられても全然うけこたえないで隅っこにうずくまっていると、老人ぼけがかなり進んで、異常な行動をとる病気です。

ところが中国では、そういう老人はほとんど見当たらないという返事が返ってきました。実際には居ないことはないと思いますが、その返事によりますと、中国では子どもから老人に至るまで、学習、学習、また学習のかけ声で、国民すべてが勉強に励む気持があって、老人ホームの老人でも生活の中にならず勉強の時間を取り入れていますので、老人にはぼける暇がない、ということでした。

この中国の例にもみられますように、学ぶということは、老人にとって頭の体操になるわけです。血のめぐりの衰えを頭を働かすことで防ぐことができる程度できるわけですね。

しかし、老人が勉強すると云ったところで、若い人のように頭の働きが敏捷で、耳も目もしっかりしているというわけにはまいりませんので、老人は老人らしく気楽な気持で、新聞を読むとか、人の話をきくとか、自分の体力、能力に合わせて勉強する。それで良いのです。そういう姿勢で、世の中の動きがどうなっていくのか、老人問題とはどういうことなのか、老人のあり方はこうすべきではないのか、など日毎に進む世の中のことを学び、それに遅れないでついて行こうとする態度が必要と考えられます。

日本の諺に「よく学び」「よく遊べ」ということがあります。学ぶということは、老人にとっては若返りの妙薬だと考えてください。

(4) 遊ぶこと

「よく学び」「よく遊べ」のうちの「遊び」を生活の中に取り入れるということを改めて考えてみましょう。遊びは人の心を柔げ、人と人とのふれあいをよくいたします。遊びと同じくなくてはならない若返りの妙薬なのです。遊びを別な言い方をすればレクリエーションをたのしむということです。これは1人でたのしむ遊びもないことはないでしょうが、若い人たちや老人仲間と一緒にやった方が効果的なのです。むしろ遊びには相手が必要であると言った方がよいでしょう。日本では老人クラブの活動が盛んで、よく学びよく遊べを取り入れて、生きがいつくり大いに役立てています。こちらでも老人クラブが年々盛んになっているようで喜ばしいことと思います。

さて、日本の老人クラブは60才以上の人々が会員で700万人ぐらいの老人が、各地で

一つのクラブにおよそ50名から100名ぐらい集まり、次に申し上げる四つの活動項目を中心として、生きがいに仲良く励んでいます。皆さんの老人クラブもだいたいそういう線で活動しておいでようですが、四つの活動項目というのは、

- ① 学習活動
- ② レクリエーション
- ③ 健康活動
- ④ 社会参加活動

ということなのですが、一つ目の学習活動はよく学ぶということで、これは最初に申しあげた通りです。二つ目のレクリエーションについてはこれからお話をしますが、三つ目の健康活動は、できるだけ病気にかからないようにしようということです。四つ目の社会参加活動と申しますのは、老人の力を世の中のために役立てようということです。この三つ目と四つ目についてはあとから申し上げます。

さて、レクリエーションというのは遊ぶことなのですが、ゲーム、踊り、歌、旅行などいろいろな種類があります。つまり遊びの中心は、それぞれの趣味を生かすということになります。そこで、俳句、短歌、川柳など、ことばや文字を中心にたのしむもの、絵や写真など目に訴えることを中心にしたもの、泥をこねまわし、いろいろな形を作り出す焼物、陶芸などを中心としたもの、そういうものもレクリエーションなのです。ですからレクリエーションは遊びと同じことだと申しましたが、遊びを一般には狭く考えがちで、広くレクリエーションの中に遊びを取りこむという考え方がよいと思います。

同じ道を志す仲間が、このような趣味をたのしむことは、老後生活にはかりしれない潤いをもたらしてくれるでしょう。

(5) 健康を守ること

第3は自分の健康は自分で守るということです。老人は病気になると先細りの人生を考え、心がめっきり弱くなります。

ですから自分の健康は自分で守るといった心構えで、積極的に健康づくりに取り組みたいものです。

日本では700万人の老人クラブの会員が中心になり、病いにかからない運動を続け、たいへん効果をあげています。たとえばある老人クラブでは、毎月1回はかならず町の保健婦さんにクラブへ来てもらい、血圧測定をいたします。そして、時にはお医者さんを囲んで健康についての座談会をしています。またある老人クラブでは婦人会と一緒に老人向きの食事献立の研究会を持ち、食生活の改善をはかっています。さらにある老人クラブでは老人にふさわしい散歩やスポーツをたのしみながらからだをきたえています。老人体操も全国的に盛んです。

(6) 社会に役立つこと

第4は老人の力を世の中に役立てるということです。これを老人の社会参加と言います。たとえ小さなことでもよいのです。老人が長い人生で培ってきた経験や技術、考え方などを社会に役立てるということは、老後生活に生きがいをもたらせます。しかしこれには決して体力や金銭上のことなどで無理をしては長続きしません。自分のできる範囲で、たのしみながら長く続けるのがよいのです。

このようにして、老人が社会に役割を持つこと、それは老後生活にどんなにか生きがいになることでしょう。

(7) 安心立命のこと

第5は心安らかに老後を生きるということです。今までに申し上げた勉強、遊び、健康、社会参加、それぞれの活動をする老人の人々は、若い人たちから愛される老人として迎え入れられることになるでしょう。

これらの活動をするうえでたいせつなものは、人生への感謝の心です。長生きして、生きがいづくりのために、そういう活動ができるのは、ありがたいことだという感謝の心によって、心安らかな心境が得られることでしょう。安心立命とは、天命をうけとめて心を安らかにしようということです。

(8) あいうえお型とかきくけこ型

老後のしあわせづくりの五つのよりどころを説明いたしましたが、要するに老人1人1人がそのための心構えをしっかりと自分のものとするのがたいせつなのです。

今までの話をまとめると次のようになります。結論から先に申し上げますと、あいうえお型ではだめ老人で、かきくけこ型がよい老人ということなのですが、

あいうえお型とは

あぐらをかいて無精をきめこむ～活動的でない老人

いじを張る～自己中心で、まわりのことを考えない老人

うちべんけい～自分が思っているほどにはそとで相手にされないの、わが家でいばる老人

えんぎをかつぐ～若い人にそっばをむかれることになる。

お～こうしておいぼれて行く。

つまり、あぐらをかくのあ、いじを張るのい、うちべんけいのう、えんぎをかつぐのえ、おいぼれるのお、これではだめ老人となります。

次にかきくけこ型というのは

かんがえるのか、きくのき、くみとるのく、けんこうに気をつけるのけ、こころを高めるのこのことで、日進月歩の世の進展に合わせて、老人も社会の動きを考え、他人の言うことを聞く雅量も持ち、人の心を汲みとることに努め、一方では健康に気を配り、これ

らの努力が心を高めることにもなるということです。

このかきくけ型の生き方の中に老後のしあわせがあるとは思いませんか。

(9) 若い人に望むこと

さて、最初に高齢化社会をのり切るには、共存共栄・老いも若きも協力することの必要性について申し上げておきました。そこでこんどは若い人に申し上げたいのですが、日本の諺に「死なせ上手は親孝行」というのがあります。これは老人が早く死んでくれたらさっぱりするということではありません。老人が満足した心で、老後生活を十分に充ち足りた心で、老人をあの世とやらへ旅立たせるという意味です。そのために若い人は老人の心の中には人とのふれあい、特に家族とのだんらん、心のつながりを望んでいるということをよく理解したうえで、老後生活が満足できるよう、若い人の協力をぜひお願いしたいのです。もう一度申し上げます、死なせ上手は親孝行。

さらに日本の諺に、「嫁が姑になる」というのがあります。また「歳月は人を待たず」ということばもあります。

嫁だ嫁だと思っているうちに、やがて姑になるということなので、なにか当り前のことを諺で言っているように思われますが、要すれば若い人たちもあつという間に老人の仲間入りをするということなのです。

今や老人の数がぐんぐん増え続けている世界的な傾向ですので、現在の若い人たちが老人になった時の老後生活は、今よりさらに厳しいものになることが予想されています。ですから自分がさて老人になった時、どういう老後生活を送るべきなのかを真剣に今考える必要があります。そのためには現在の老人たちが高齢化社会に見事に生き抜いている姿を十分に学んで、自分たちの老後に備えるよう努めてください。

ということは、老人としては自分たちの生き方が若い人たちに学んでもらえると考えてみただけでも、責任を感じないわけにはまいりません。そこで今まで申し上げた愛される老人となるための五カ条を身につけるようがんばってもらわねばなりません。

高齢化社会を乗り切るために、老いも若きも一致団結した共存共栄の道はこうして力強さを発揮することでしょう。

3. 老人クラブのあり方（要旨－各国共通）

(1) 老人クラブの目的と発展の順序

老人クラブは、老人の老後の生活を健全で豊かなものにし、老人の福祉の増進に役立てようと、同じ考えの老人が集まる自主的な組織です。

老人クラブはおよそ次の段階を踏んで発展してまいります。

第一段階 孤独感をもった老人が友を求めて集まってきます。

第二段階 集まった仲間で楽しく過ごす方法を考えます。

第三段階 なにかをやりたい、なにかを創り出そう。そう考えて今まで自分自身で気がつかなかった自分の能力などを掘りおこします。これは創造性、潜在能力の開発ということです。また趣味や体験を活用して人生をたのしくすることで、老人だからという今までの引っ込み思案の姿勢、これは劣等感とか欲求不満と云われるものですが、第三段階ではこれらを解消するための努力をいたします。

第四段階 他人や社会に役立つ人になろうと考え、社会との交流（ふれあい）をはかり、奉仕活動にも精力を傾けるようになります。

(2) 老人クラブ活動の効果

では、老人クラブをつくって、どういう効果があるかといった質問がよく出されます。その質問にお答えしましょう。それは日本の場合およそ次の3つが主な効果です。

① 老人福祉の与論を高めたということ。

老人の人たちが集まって、一生懸命、仲良く、勉強に励み、健康づくりもして、社会に役立つような奉仕活動もするという姿を通して、老人を見直すことと、老人のしあわせづくりを一般の世代も応援するといった気運が盛りあがってきます。

② 老人福祉対策の推進を促したということ。

老人福祉の与論の高まりにより、国も県や市の自治体も老人福祉の対策を取り入れることになります。

③ 老人自身の生きがいを高めたこと。

そして、老人自身が今までの引っ込み姿勢をクラブ活動により解消させ、世の中へ溶け込む適応力を伸ばします。つまり孤独から張り合いのある老後生活を自分たちの手で作り出すことができます。

(3) 老人クラブの運営五則

老人クラブがなぜ必要なのか、活動の効果があるのか、について説明しましたので、ここでは実際に運営する上での心構えを述べてみましょう。老人クラブ運営の五則として覚えてください。

① 老人クラブの本質を理解すること

老人クラブは老人の生きがいを会員自身の努力によって作り出す道場です。このことは個人生活の単調さを救い、自分というものを改めて見直し、まだまだやって行けるという気持ちを引き出し、老後不安の解消に役立つことができる。これが老人クラブなのです。このことを会員がもれなく理解するようにしましょう。

② 会員のすべてが満足できるよう工夫すること

会員の一人一人が独立した人格を持っています。個性も能力も生活してきた歴史も違います。こういう人たちが同じ目的で集まって活動をするのですから、民主的な運営が

なされねばなりません。会員ぐるみで集団活動をするのがのぞまれます。それには話し合いを励行して、会員すべてが卒直に自分の考えをのべるふんいきづくりが必要です。そして結果的には多数の意見を採用し、活動計画にそれを盛りこみその具体化がはかられることとなります。しかし民主的運営ですから小数の意見も尊重され、慎重に審議されます。したがって小数の意見を出した会員もこの扱いに満足し、会員ぐるみの活動に喜んで参加いたします。

③ 指導者の質を高めること

指導者の良い悪いでクラブの運営が伸びたりしぼんだりいたします。指導者が感激性を持ち情熱をこめて役割に励むことは絶対必要ですが、集団活動ですのでそれだけではたいせつな責任を果たすことはできません。常に会員と接触し、社会の動きも学び、さらに運営技術も習得し、また人を扱う力量、ユーモアを持って、などいろいろな要素を身につけるよう努めてください。

④ 奉仕活動を効果的に取り入れること

老人クラブのそもそもの目的は孤独感から脱却するところにあります。そして仲間ができました。しかし孤独感というものはさらに広く社会へ向けてクラブ全体が融けこむことでなければ真の解決にはなりません。そのため会員の力を社会に役立てるよう奉仕活動を取り入れましょう。しかもこれには奉仕を受ける相手があるのですから、相手がどういうことをしてもらいたいのか、自分たちの力でどういうことが相手に喜ばれるか、そういう研究をして、効果的に取り組んでください。

⑤ 社会資源を積極的に取り入れること

社会資源とはクラブ活動に役立つすべてのものです。老人福祉の考え方、制度、機関、施設、人、金、物などあらゆるものです。老人クラブからの活用をこれらの社会資源は待っています。遠慮しないで積極的に活用しましょう。そのためには相手側に老人クラブをよく理解してもらうことがたいせつです。

(4) 老人クラブの主要活動項目

① 教養を主とした活動

世の移り変りに遅れないよう学習をします。頭の運動ですからぼけを防ぐことにもなり若返りの方法と云えます。

② 健康を主とした活動

老後不安の一番大きな原因はからだが丈夫でなくなることです。健康体操、散歩、スポーツ、簡単な医学の勉強などで身も心も健康を保つよう努めましょう。

③ 楽しみを主とした活動

遊びとかレクリエーションと言われる活動です。老人クラブにふさわしい種目になるべくたくさん選び、仲良く楽しみましょう。

④ 地域社会との交流

老人クラブは地域から離れて孤立してはなりません。常に地域の人たちと接触をはかり、老人クラブを知ってもらい、老人福祉の推進についての理解を深めてもらいましょう。また老人クラブで地域のために役立つことを積極的にいたしましょう。

(5) 老人クラブの組織について心得ておくこと

① 企画や行事を会員ぐるみで

クラブ活動は敬老会のようなお客様として招待されるものではありません。老人みずからの意志によって成立しています。そこで、活動の企画も運営も会員全体の責任で行います。敬老会と根本的に違うということをよく理解しておいてください。

② 会員の態度

会員はクラブの趣旨に賛同し、参加を志した人びとですから、会の発展に幹部に協力し、積極的に努めねばなりません。会長や幹部がうまくやってくれるだろうといったお客様意識は、クラブ運営の基本である自主性（会員ぐるみの姿勢）を減退させることにもなりかねません。

③ 会員の年齢層による役割

会員の年齢により、その体力や能力に違いがでてきます。したがって会員がクラブに尽す役割をおよそ次のような基準で考えてみましょう。

60才前後～初老期で身も心も青壮年期の延長です。元気な立ちふるまいが可能な人たちですので、先輩を立てながら、元気な活動を提供したいものです。

70才前後～中老年期ですから、老年期のうちでもっとも充実した期間といえます。そこでこの年齢は別な言い方をすれば老盛期なのです。クラブ活動について、積み上げてきた人生の貫録を十分に発揮してください。クラブの中心となる人たちです。

75才前後から～完成期、つまり人生の仕上げの年齢です。したがって元老的存在の妙味を生かし、クラブの相談役としての役割が適当です。そうは言ってもまだまだ元気な人も居り、中心的な存在で活躍を続けることも会員の納得を得ることであれば大いに結構でしょう。

④ 役員の態度

会員が老人クラブ活動の本質に合うことのできるよう指導する立場を自覚し、およそ次のことを守るようにしてください。

ア. 会員に対し、個人的意志のおしつけは避けるよう、民主主義の原則でクラブを会員ぐるみで運営するよう心掛ける。

イ. 会員と積極的な接触をはかる。人間的ふれあいが充分でなければ運営がうまく行く筈がありません。クラブを運営するために、役員は役員としての立場から、会員

は会員としての立ち場から互いに協力し合うことが理想なのですから、役員だから一般会員より上級の会員だといった態度は好ましくありません。しかし一方では、指導者として資質を高め、会員からの信用を得るよう心掛けるべきなのです。

※ 1. 主として以上の内容について講演をした。そして講演を補足するための資料として日本の全国老人クラブ連合会発行「老人クラブ運営指針」、市町村老人クラブ連合会運営指針、同じく全国社会福祉協議会発行「村田松男著老人クラブ活動のすすめ」それぞれ若干数を予め提供しておいたので、それらを読み研究するよう勧めた。

※ 2. この要旨に加え各国参加者に合うよう、その国の老人福祉の制度ならびに前回実施した日系老人生活実態調査のなかから関係個所を適宜紹介するよう努めた。

II 資 料 篇



1. ブラジル国

その1 ブラジル日系社会の老人福祉活動 (国際協力事業団サンパウロ支部管内の場合)

(1) 年 金

- ア. 資料「ブラジルの社会保障制度」のとおり。
- イ. 日系老人に対する受給指導「農業者老齢年金をもらうには」後綴。

(2) 生活保護

サンパウロ日伯援護協会（援協）福祉部援護課が窓口となって身寄りのない日系人を対象に世話している。

79年度年間延保護者数は941名、この内生活保護関係者は352名(37.4%)であった。

(注) 前掲の回答表には国の施策としても存在(○印)する模様であるが、ここではその説明がない。ただし資料その4に「生活扶助」等で説明されている。

(3) 援護謝金

日本国籍の生活困窮者を保護する篤志家に対する謝礼として、在サンパウロ総領事館から在外邦人保護謝金が一括援協へ支給されているが、援協ではこれを福祉団体（希望の家、憩の園、援協）に配分している。

79年度総実績は350件

(4) 医療保険

別添資料「ブラジルの社会保障制度」のとおり。

(5) 健康診査

ア. サンパウロ州はPosto de Saude（保健所）を各Bairro毎に設け、内科、結核、妊婦の無料健康診断に応じている。

イ. 援協は9月の老人週間行事の一環として70才以上の日系老人を対象に79年度より老人無料健康診断を開始した。

79年度 150名、 80年度 150名

(6) 施 療

ア. U.S.P大学病院、パウリスタ医大等の公共の医療機関で一部の困窮者に対し無料の施療を実施している。

イ. 慈善団体のサンタカーザ病院でも困窮者に対する無料または低額による施療が行われている。

ただし、ア.イ.は言葉の問題、順番待ち等の問題があって、日系人（特に一世）の利用者は少ない。

ウ. 援協は施療の必要な保護者に対し援協診療所で無料診療するほか、入院の必要な者には他の医療機関へ入院させ、その医療費も援協が負担している。このこともあって、援協の援護費の80%は医療費で占められている。

(7) 職業紹介

援協福祉部相談課にくる相談者を指導している。

79年度実績 20件

(8) 老人ホーム

サンパウロ及びその近郊に50の老人ホームがあるといわれているが、その殆どが民間（宗教団体、民族系）の慈善団体によって自主運営されている。入寮費は無料及び一部個人負担である。特別養護老人ホーム（ねたきり）は民間団体の高額有料施設が最近急に増えてきたといわれている。

（注） 第1回調査報告（昭和54年2月）から日系老人ホームの事情を再掲しておく。

憩の園（救済会経営）	140名（在園）
サントス厚生ホーム（サンパウロ日伯援護協会経営）	47
和順会老人ホーム（在マリंगा伯国浄土宗経営）	8
セントラル老人ホーム（在フェラス・デ・ヴァスコンセロス私営）	15
ペンソン（民間下宿・民家等委託）	70
計	280

このほか日系以外5施設に邦人38名が在園している。なお、国としての連邦又は州等の公的な施設はまだない。

(9) 老人クラブ自主的活動

ブラジル日系老人クラブ連合会（老ク連）所属の老人クラブ数は92クラブ（当支部管内88クラブ会員7,500名）あり、主に会員相互の親睦を中心とした月例活動が行われている。

老人学級、趣味のクラブ活動等の自主活動となると、老ク連、援協等の指導によりわずかにモジ及びオウリーニョス等で2～3クラブが実施している程度であり、これからといった状態である。

(10) 老人クラブに対する育成指導

老ク連、援協が育成・指導にあたっているが、活動資金不足、指導者及び専門家の不足という状況の中にあって、関係者の献身的な協力によって、徐々にその成果をあげつつある。

老ク連79年9月～80年8月の実績

ア. 老人クラブ研修会 6回

イ. 老人週間、レクリエーション研修会、全伯老人クラブ芸能祭、老ク連全伯大会創作品

展示即売会の開催

(11) 敬老会行事

各地の日本人会の行事として特に地方都市で行われている。マリリア、パウルー等は活発である。

(12) 相談指導

援協福祉部相談課で受け付けた面接、調査、指導は79年度約2,000件であった。

老ク連は79年7月旧事務所(1部屋)から広い新事務所に移転したのを機会に、結婚相談室を設けて専門担当者を配して相談指導の充実を計っている。

79年度結婚相談 190件

その2 農業者老齢年金の手引き

農業者老齢年金を受ける資格は、満65才になるまで少なくとも1年以上農業に従事していた人。

満65才になるまで、とびとびでも良いから農業者として通算3ケ年以上働いていた人。

1. 借地農、歩合農を自営でやっていた人。
2. コロノ、日傭いで農業で働いて来た人。

地主の場合

1. 1ヶ所だけに土地をもって営農している人。
2. 人を傭わず自家労働でやっている人。
3. 息子名義の農場で働いている老父母。

上記に該当する人は次の書類をととのえ、申請書をもって下さい。

◎ 65才以上の方

1. 無収入証明書(現居住地区の警察署又は政府機関から発行されたもの)
2. 農業者証明書(地主の場合は出荷伝票、傭人の場合はパトロンの証明書、及び2人の保証人)
3. 身分証明書(日本人の場合モデル19, 20)
4. 結婚証明書(夫婦健在の場合)
死亡証明書(どちらか1人死亡の場合)
5. 写真3枚(3×4)

上記の書類が揃いましたら各地区のシンジカット・ルラールで申請用紙を本人出頭(代理人は認めません)の上受取り下さい。申請書受取りの時、必ずボ語に詳しい方をお連れ下さい。記入方法は係員が親切に説明してくれます。

書類が受理され、手続きがおえたら、4ヶ月から5ヶ月で支払が開始されます。

支払は毎月決った日に、その居住地区で指定された銀行から、カルネ(支払手帳)により

支払われます。

受給額は最低給料の50%です。

夫婦の場合は、夫だけに支給されますが、支払を受けていた夫が死亡した場合、その妻が最低給料の30%をつづけて支給されます。(1975年12月11日付法律第6179号による)。

その他、人を傭って営農しているパトロンは、65才以上の老人の場合フン・ルールの掛金を新法令(1976年)の公布されて以来2年間支払った分の掛金に相当する恩給の交付を受けることになります。

◎ 農業に従事したことのない高令者と不具者が年金を受けるには

70才以上の老人又は不具者で働くことが出来なくなった人、その他収入のない仕事にある人、収入があっても最低給料額の50%に達せず自分で暮して行けない人。扶養者にやしなってもらえない人は、都市農村をとわず次の場合年金を受けることが出来ます。

1. 12ヶ月間続けてINPSを支払っていた場合。
2. 5ヶ年間何らかの社会保障院がきめた仕事をやってきた場合(例えば女中、家僕、庭番)

上記の1又は2に該当する人には次のように支払われる。

1. 申請書を出した日から国が決めた最低給料の50%をINPSかFRが支払う。
2. 医療扶助もINPSやFRと同じように取扱われます。

上記の支払をためて、一度にももらうことは出来ません。

年令の証明は出生証明か労働手帳、その他法的に証明出来るものでよい。

不具者は社会保障院の指定する医者が診断する。

無収入証明書(アテスト・デ・ボブレーザ)は居住する地区の警察署または政府機関から発行されたものであること。

毎月の支払はINPSでもFRでも同じ条件で支払われます。

1. 毎月の支払額は最低給料の変動で変わります。
2. 毎月の支払額から差し引かれるものも、増額するものもありません。

サンパウロ 日伯援護協会

その3 在サンパウロ各国のコロニア(移民)に対する母国政府関係からの援助活動調査

1. アメリカ移民

- 福祉団体なし
- 何らかの事情でアメリカ人が生活に困窮し援助を要請してきた場合、アメリカ本国への帰国を促しその解決方法としている。帰国に関する諸経費は国が一時立替え、本人及び身内の者が返還しやすい方法が考えられ(分割払い、又は社会保険からの差引き)

全額支給もある。

窓口……領事館，大使館

- 短期間のホテル代の支給

2. ベルギー移民

- 福祉団体があり，困窮者の援助にあたっている。

経費は主にコロニアの人々の協力と思われ，領事館の援助は不明。

3. フランス移民

- 福祉団体はあるが具体的活動については不明
- 社会保険がフランス国内にいる人々と同様に適用される。（病気，出産，恩給等）

4. 中国移民

- 文化協会のようなものがあり，中国語講座，ブラジル語講座を開いてコロニアの便宜をはかっている。

診療所併設経費はコロニアの人々の協力

- 老人ホーム…老人により自主的に運営される下宿風のもの，管理人や職員はいない，食事も自分達で作っている。

5. ドイツ移民

- 福祉団体あり，独自の老人ホーム，ドイツ病院あり
- 寝たきり老人のための医療施設の整備された老人ホーム計画中。経費はドイツ系大企業，個人篤志家等の寄付が多く本国政府からの補助有無については明言なし

以上の情報は各領事館の受付係より与えられたもので正確さに欠ける。なべて協力的に情報を提供した領事館は少なく，特にフランス領事館は忙しい，時間がないと拒否的態度であった。

その4 ブラジルの社会保障制度概況

当国の社会保障制度は，内国社会保障院（INSTITUTO NACIONAL DE PROVIDENCIA SOCIAL）略称I.N.P.Sが全国的な組織をもって，医療保障，生活扶助，葬祭扶助，出産扶助を行っており，年金制度として（社会保障年金）（農業者老令福祉年金）（身体障害者福祉年金）を取り扱っており，社会保障制度としては唯一のもので，連邦政府社会福祉省（厚生省とも訳されるMINISTERIO DE PREVIDENCIA E ASSI-

STENCIA SOCIAL)の管轄下にある。

I.N.P.Sの財源としては、労働法規に定められたところにより使用人及雇用主ともに労働契約と同時に使用人は月収の8%、雇用主は使用人の月収の8%をI.N.P.Sに納入、又雇用主や自由職業従事者(弁護士、医師、芸能人等)などがI.N.P.Sの保障制度を利用するため最高限度(最低給料の20倍額までの率)で納入する自主納入者(CONTRIBUENTE AUTONOMO)による16%の納入金が充てられる。

(労働契約)は使用人所持の労働手帖によって行われ、労働手帖によりI.N.P.Sに登録される。また自主納入者は納入証によって登録をうける。そして次のような保障を受けることが出来る。

(1) 医 療

病気、治療の場合I.N.P.S直営または契約病院による診察、治療、検査、入院の措置が受けられる。その費用は全額I.N.P.Sの負担となっている。

現状では診察、治療、検査、入院ともに緊急な場合を除き早朝より列に並んで受け付けて貰うための順番を待ち、受け付けられたあとも1ヶ月及至2ヶ月の措置期間を待たされることが多い。

(2) 生活扶助

病弱等で就労不能の場合I.N.P.S医師の証明により月収の70%を就労が可能になるまで毎月支給を受けることが出来る。

又就労していた戸主(夫)が死亡の場合、未亡人に対し再婚しないかぎり夫の死亡時受け取っていた平均月収の50%を毎月支給を受けることが出来る。

扶養家族手当として満14才以下の子供に対し毎月最低給料の5%分が支給される。

(3) 葬祭扶助

死亡の場合普通葬儀費用にみあう、最低給料の2倍額の支給が受けられる。

(4) 出産扶助

出産の場合、入院措置はスムーズに行われ帝王切開等特殊な場合を除き費用はI.N.P.Sが負担。出産扶助として最低給料の1ヶ月分の支給が受けられる。

(5) 社会保障年金(APOSENTAOORIA COMPULSORIA)

労働手帖又は自主納入によって登録されて35年以上(女子は30年)の者及び60才未満で登録をして65才までI.N.P.Sに義務納金を行なった者は死亡時まで年金を受け取る資格が出来る。35年間(女子30年)登録されている者には最終年の月収平均額の100%、35年未満で5年以上登録され65才に達した者は最終年の月収平均額の70%に登録年数年1%を加算したものを毎月支給される。但し最高額には制限があり、掛金基本給の10倍までと見てよい。

(6) 農業者老令福祉年金 (I.N.P.S / FUNRURAL)

65才以上の者で使用人を使つたことのない農業者、及び使用人としてのみ働いて来た農業労働者に対してと、70才以上の納税義務を持たない者でまた現在迄労働手帖によって働いたこともない者（主に農業労働者）に対して月額最低給料の50%が支給される。前者は農業改革院（INCRA）に登録されている地主2名による保証、農業をしていたと言う証明書類等複雑な手続きが必要であり受給している者は少ない。後者の70才以上の場合は割合受給出来る可能性が多い。

(7) 身体障害者福祉年金 (AUXILIO INVALIDEZ)

労働手帖を持つたことのない（就労したことのない）身体障害者に対して、その保護者や本人が生活に困窮していると認められ、又I.N.P.S医師によって就労不可能という証明を得た場合、毎月最低給料の50%の支給を受けることが出来る。

以上の社会保障は当国に永住権を持っている者に対して国籍、人種を問わず適用される。

I.N.P.Sに登録されている者に対する保障は種々の受給書類等複雑なことがあるとしても確実に行われている。しかし労働手帖を持たなかった者（日系の老人移住者は殆んどこれに相当）に対する保障制度(6)及び(7)はここ2年位前より実施されたものであり諸手続きに対し6ヶ月～1ケ年もかかることがある。また申請して受給出来るまでの手続きは容易ではない。(6)(7)の年金の支給は重複は許されず夫婦の場合には夫のみが対象者となり、また一家族で身障者と重複しても別々には受給出来ない。(6)(7)に対する最低給料基準は国内での最高額となっている。

（注） なお第1回調査報告（昭和54年2月）に「ブラジルに於ける社会福祉対策」が詳細に紹介してあるので、併せて参考とされたい。

2. アルゼンチン国

その1 アルゼンチンの社会保障制度解説

LA SEGURIDAD SOCIAL EN LA ARGENTINA より

概 要

- I. アルゼンチン共和国の概略
- II. 社会保障の概念と方針
- III. 老年身障, 死亡
 - 1. 国家保障制度(恩給)
 - 1.1 前 歴
 - 1.2 運営及び業務組織
 - 1.3 適用分野
 - 1.4 福祉面での給付
 - 1.5 資金調達
 - 1.6 依存関係にある労働者及び自治権のある労働者のための制度
 - 1.7 補足制度
 - 1.8 管理面での手続き
 - 1.9 責務未遂行による罰則
 - 2. 課税されない年金制度
 - 3. 雇用者が雇い人に対し与える義務を負う生命保険
- IV. 家族の扶養金
 - 1. 前歴 — 管理義務
 - 2. 適用分野
 - 3. 福祉面での給付
 - 4. 資金調達
- V. 母 性
- VI. 職務中災害と職業病
- VII. 病 気
 - 1 前 歴
 - 2. 労働者
 - 3. 退職者と恩給を受けている者
- VIII. 失 業

Ⅱ. 社会保障の国際関係

1. 国際協定

2 国際機構

I. アルゼンチン共和国の概略

アルゼンチン共和国は、国土面積2,792千平方キロメートルで、南米大陸の南緯21度から53度にわたり広がっている。平原と山岳及びメセタ地帯が交互にあり、国土を縫って流れる河川は大西洋に注ぐ。西経では、アルゼンチン共和国は、経度53度と73度の間にあり、アンデス山脈の西に位置している。国境に隣接する国々は、北はボリビアとパラグアイ、東はブラジルとウルグアイ、西はチリである。

人口は2,638万人（1979年推定）で、人口密度は1平方kmあたり94人である。だが、この数字は人口統計の現実を表わしてはいない。というのは、835万人がブエノスアイレス市とその近郊に集中しているからである。

1970年から1975年の期間中、年平均人口増加率は13.4%で、このうち出生率は21.8%、死亡率は8.8%である。

都市人口は79%に昇り、農村人口は21%である。なお文盲率は6%と推定される。

アルゼンチン共和国は、連邦国家で、22の州、連邦直轄領1、南太平洋の島々と連邦首都ブエノスアイレスから成り立っている。法律は（特に社会保障の法律は）連邦的性格を持っており、国家全地方で有効である。

Ⅱ. 社会保障の概念と方針

a) 社会保障とは、国民の生活水準を維持するため、または社会的に保護を必要とするような偶発事件に関係する場合に、国の責任において、資金や施設等を提供して困った人々を助け、あるいは国民を一定の生活水準に引き上げるための制度である。

社会保障はその目的のため、保障の対象となる国民生活の最低基準を流動的な現実としてとらえ、この制度の適用分野を広げ、新たに保護可能な偶発事件の項目を組み入れるなど、その運営及び技術能率の向上をめざす必要があり、当国においてもそのための努力を進めている。

これらの内容を着々と実現していくことから見て、社会保障とは、社会組織によって満たされるべき、人間の譲渡できない権利と定義されうる。

社会保障は、それ自体の最終目的を達成すると消滅してしまうものではなく、福祉全般に取り組む政策と密接に連結することによって、経済及び社会の発展の手段となりうるし、ま

た、国民所得の再分配も可能にする。

- b) 社会保障の方針は、その目的及び実施に関して、アルゼンチン共和国憲法及び既定の国家計画の中に記されている。

目的の達成は、社会福祉庁が責任を負う。同時に、社会保障に当然付属する次の事項に関する責任も負う — 健康の維持増進、住居の確保、危険の予防、家族、婦人、若者及び年少者の保護、スポーツの振興、観光の整備、その他、国家の参加、助力、保護を必要とする諸活動。

職務遂行のため、社会福祉庁は国務省と、次の分野で協力する — 社会救済事業、公衆衛生、スポーツ及び観光、住居と都市計画、年少者及び家族、社会保障の各分野。

社会保障の国家的組織の助長、運営、統制に関する事柄は、全国民に病気、職務上の事故、老弱、身障、死亡、失業、家族の悩み、その他、社会的偶発事件の場合に当組織が保護することを保証している以上、社会保障の範囲内である。

Ⅱ 老年、身障、死亡

老年、身障、死亡の偶発事件の保護については、保障の国家的組織及び課税されない年金の制度により、受給該当者に対し一定の資金を提供する点から考慮してきた。一方、施設に関しては、第Ⅶ章で述べる衛生制度及び社会事業の管轄として扱うことになる。

保障の国家的組織は、雇い人と雇用者の依存関係の中にいる労働者のための制度に基づいており、また、それらの業務内容にも合わせている。一方、自治権のある労働者のための制度では、各々の労働者の属する職務的範疇に応じた国家への支払い金を考慮し、さらに、この制度では、利潤の多い活動を何もしていない人の入会をも認めている。

恩給制度では、給付金は補助的なものではなく、入会者が元、受け取っていた報酬あるいは収入の代わりとして位置づけている。それにより、収入を得ていた時と同じ水準の生活を維持できるよう配慮している。

課税されない年金の制度は、救済的性格を持ち、保障組織により保護されない困った人々を助ける。

1. 国家保障制度（恩給）

1.1 前 歴

アルゼンチンの社会保障の前歴は、奉仕を提供した、限られた数の役人を保護、または、国家のために戦った人々に報いる目的で、植民地時代から、恩給、報酬、贈与金という形をとっていた。

このような恩恵的な規定に並行して、職業別の協同組合やグループの結束を基盤とする相互扶助から生じたその他の規定も発達させた。

のちに、最高裁判所の役員と裁判官、教育者、行政に携わる者、司法官に恩給を与える法律を公布した。

制定された恩給制度は、1904年、「公務員のための恩給及び年金銀行」の設立と共に実施開始となった。のちに、鉄道従業員のための恩給制度を1915年に設立し、続いて公務に携わる者のために1921年、銀行員のために1923年、新聞記者のために1939年、船乗りのために1939年、貿易に携わる者のために1944年、工業に携わる者のために1946年、農民のために1954年、公共事業の経営者のために1954年、専門家のために1954年、自治権のある労働者のために1954年、家政婦のために1956年、それぞれ設立された。

1969年1月1日より、以前に制定された全ての恩給制度は2つにまとめられた。つまり1つは、依存関係にある労働者（法律18037）、もう1つは、自治権のある労働者（法律18038）のためのもので、3つの国立保障銀行が管理する。

アルゼンチンが連邦政府の形をとっているからには、さらに、県や市役所の長を保護する恩給制度が存在する。

県のいくつかでは、専門家のための特別な制度を設けているところもある。

ブエノスアイレス市市役所の役員は、市政社会保障制度に入っている。

国家の司法、法律関係に携わる役員、行政、各省、各庁に携わる役員は、恩給権利の決定及び福祉の給付金に関する事項で、より有利な規定を享受でき、当然、社会保障の一般制度にも編入されている。国家の総裁及び内務省に携わる職員、軍隊及び保安（アルゼンチン連邦警察、国家憲兵隊、アルゼンチン海軍総督、連邦懲治監職）の役員は、特別な退職制度で保護されている。

これらの国家的、県の、市の制度とは別に、労働者が提供した労働率仕は、それが依存関係、あるいは自治的なものであれ、政令－法律9316/46で定められた、交互組織に依拠して、福祉面での支給を得られるよう計算される。

1.2 運営及び業務組織

a) 社会保障国務省：恩給制度を管轄、運営する。

b) 国立保障銀行：

a. 工業、商業、市民活動

b. 国家職員及び公務員

c. 自治権のある労働者

国立保障銀行は、多様な国家恩給制度を管理する専門組織であり、また、法人及び自

立経済の性格を備え、地方分権の実体として機能している。

- c) 社会保障の徴収金の国務局：当局は、法人及び自立経済の性格を備えた組織で、社会保障の国家的組織の全徴収金及び分配金、さらに社会福祉省の附属機関のその他の資金を統一して徴収する責を負い、社会保障債務の負債者に対する裁判行動を促進させ、国内での徴収活動及び国立保障銀行に関連した手続きを処理し、経済計画に直接関係した研究及び国勢調査を実行する。
- d) 社会保障の国家委員会：当委員会は、国家保障銀行により下された決議に対して控訴する行政機関であり、また、徴収額不支払いにより生じる訴訟問題を解決する法廷でもある。

1.3 適用分野

依存関係にある労働者及び自治権のある労働者のための恩給制度は、国家的性格を備えたものである。すなわち、各々の適用範囲は、アルゼンチン共和国全土で有効である。

国家恩給制度は、国籍にかかわらず労働者全てに必然的に適用される。

法律18038では、さらに55才以下の納税者全てに対し、たとえ、利潤の多い活動をしていない場合、あるいは、他の恩給制度に加入している場合でも、自治権のある労働者の恩給制度に自発的に入会するのを認めている。

1.4 福祉面での給付

依存関係にある労働者、及び自治権のある労働者のためのこの2つの保障制度は、老年、身障、死亡の偶発事件に際し、金で福祉面での支給を与え労働者を保護するものである。恩給と呼ばれるこの福祉は（普通、高齢者、身障者、葬式の補助金、権利の譲受人への年金）、以下詳しく述べていく条件により給付される。

1.4.1 普通恩給

- a) 依存関係にある労働者： この恩給は合計30年間勤務し、そのうち15年間国家への支払い金を収めた、男性は60才から、女性は55才から、与えられる。勤務年数不足による年齢の超過分は、勤務不足年数1年につき年齢2才超過の比率で補うことが可能。

普通恩給の月々の給付金は、退職直前の5年間で最も利益が多かった3年間（継続した3年間でなくともよい）に受けていた報酬の月平均額の70%から82%までに相当。この比率は恩給要請者の年齢により決まる。（60才から62才までは70%、63才は78%、64才は80%、65才以上は82%。）

恩給給付金額を計算するため報酬の平均値を決定するにあたり、多様な、報酬の一般水準及び退職時に施行されていた修正指数を取り扱う社会保障国務局により定められた係数を適用して行なう。

b) 自治権のある労働者： 普通恩給を受ける権利があるのは、男性は65才から、女性には60才からで、合計勤務年数が30年で、制度に入会して10年以上経っており、1978年1月1日からは19年間国家に支払い金を収めた者である。最低必要勤務年数の条件のみが不十分な場合、勤務年数不足による年齢の超過分は、勤務不足年数1年につき2才超過の比率で補うことができる。

普通恩給の給付金は、各々の労働者の属する職務範疇における総額平均額の70%に相当し、30年間毎年国家に支払い金を収めながら勤務した場合は上記の平均額の1%が加算される。自治権のある労働者及び依存関係にある労働者の勤務年数を連続して、あるいは、同時に数える場合は、給付金は両方とも最低必要勤務年数の比率で、各々の制度を適用した結果を合計し決定される。

1.4.2 高齢者のための恩給

a) 依存関係にある労働者： この恩給を受ける権利があるのは、男女の別にかかわらず65才からで、合計勤務年数が10年、退職直前の8年間のうち最低5年間福祉面での支給を受けていた者。

高齢者のための恩給給付金の月額は、退職直前の5年間のうち最も利益の多かった3年間に受けた報酬月平均額の60%に相当する。

b) 自治権のある労働者： 高齢者のための恩給を受ける権利があるのは、男女の別にかかわらず70才からで、合計勤務年数が10年、そのうちの最低5年は、この恩給の申請直前8年間に含まれていること。また、5年以上入会していること。

この恩給の給付金月額は、各々の労働者の属する職務範疇における総額平均額の50%に相当し、勤務しながら10年以上毎年国家に支払い金を収めた場合は、総額の1%が加算される。

1.4.3 身障者のための恩給

身障者のための恩給を受ける権利があるのは、年齢、勤務年数に関係なく、勤務中に事故が発生し、肉体的あるいは精神的に労働不能になってしまった労働者で、依存関係にある労働者の制度及び自治権のある労働者の制度に加入している者。自発的に入会した者の場合、最低、入会年数が3年を経ているなければならない。

身障者になった労働者が、以前の習慣勤務に変わる他の分野での専門能力を持つ場合は、年齢、専門分野、能力階級、当該組織専門医の報告書を考慮して、その能力を評価する。身障者の評価は、その能力を見積る規準を厳しく統一して、各々の専門組織により行なわれる。

身障者のための恩給は、社会保障的性格も備えている。つまり、国立保障銀行の定める所により、定期的に医師の検査を受けることができ、その場合、規準量に合わせ治療薬やリハビリテーションを受けることもできる。

報酬またはこれに代わる福祉面の支給金を受ける期間内に、身体の負傷が治癒すると証明あるいは想定されるような一時的な身障者に対しては、この身障者のための恩給を受ける権利は与えられない。上記の福祉面の支給金は、依存関係にある労働者は受け取り可能で、自治権のある労働者は1年間可能である。

1.4.4 権利の譲受人への年金

恩給を受けている者、あるいはその権利を保有している労働者が死亡した場合、依存関係にある労働者、自治権のある労働者のどちらの制度においても、死亡した者の次の遺族が年金を受けられる： 未亡人、労働能力のない寡夫、18才以下の未婚の子供、その死亡した親の死去するまで共に暮らしていた50才以上の娘、未亡人になった、あるいは離婚した、あるいは夫側の都合で別居している娘、両親あるいは片親のいない18才以下の孫、死亡した者の妻及び18才以下の子供を除いて、その他の権利の譲り受け人は、死去した日に権利の譲り受けを引き受けた者でなければならない。が、妻子を除く親族の中で、この年金を受ける権利の順序は定まっていない。権利受け取り制限年数は18年であるが、権利の譲り受け人が労働不能者、あるいは中学校、高校の学生である場合はこの限りでない。その場合は、制限年数は21年まで延長される。

年金給付額は、死亡した者が元受けていた恩給の75%に相当する。

1.4.5 葬式の補助金

国家保障制度から恩給を受けていた者の葬式の補助金については、法律21074で定められている。

この補助金は、関係する理事機関により支払われるもので、支払い額は、最低3ヶ月分の給料の総額に相当する。また、支払い先は、死亡した者の葬式の費用を賄ったと保証される納税者である。

1.4.6 恩給及び年金の最低、最高額

恩給及び年金の最低額は、1946年より定められており、それぞれの給付金額については定期的に修正されている。

1958年より、福祉面での給付金の最高金額が定められ、定期的にその額は修正されてきた。そして1976年には、最低額の1.5倍以内と定められ、その年からは福祉面での給付金の変動に応じて調整されている。

1.4.7 福祉面での給付金の変動

国立保障銀行の定める恩給、年金の給付額は一定でない。このように変動するのは、報酬の一般水準が上下するからである。

1.5 資金調達

- a) 依存関係にある労働者： この恩給制度の資金調達は、労働者による、国家へ支払う出資金と、労働者の受ける報酬の何パーセントかを雇用者側が集めて献金としたものに基づいている。

雇用者は、国家へ支払う出資金を一時預る代理人となり、法的に決められた期間、労働者側の出資金及び雇用者側の献金を保管する義務を負う。

現在、雇用者側の献金は15%で、労働者側の出資金は11%である。

1973年より、献金及び出資金に従う報酬の最高額は廃止された。

農牧地域では、田園地方の労働者に支払われた報酬に関係する出資金及び献金の供託金は、収獲物及び農地を売る値段から差し引いて準備する。その際、収獲物及び農地の買い取り者あるいは中介者が、保管の代理人となる。

- b) 自治権のある労働者： この恩給制度は、もっぱら労働者が出資金で資金調達されており、指定された14種類の各々に対し定められた額の月々の12%に相当する。これらの額は、毎年、大統領権限により報酬の一般水準の変動を考慮して定められる。法律により、各々の労働者が従事している活動は、最低職種として何種か定められている。

自治権のある労働者が最低職種以外の職種に変わる場合は、毎年、定められた期間にこの制度の入会手続きを行えばよい。

1.6 依存関係にある労働者及び自治権のある労働者のための制度

依存関係にある労働者及び自治権のある労働者のための恩給及び年金制度については、取り扱われる労働活動の内容に応じて、年令及び勤務年数を定めるのは大統領権限に委されている。また、老人及び若くして既に働けなくなった者の勤務年数については国家権限に委されている。この場合、年令及び勤務年数の制限について、普通恩給に関し定められた制限より5年以上減らしてはならない。

労働者側の出資金は一般制度の施行通り11%であるが、一方、雇用者側の献金は社会福祉省の権限内で17%に上げることが認められている。

なおこの制限決定を含めて、恩給及び年金制度の施行は委員会の補佐を必要とする。

次に、現在施行中のそれぞれの制度について表で示す。

依存関係にある労働者

- 航空業務に携わる者
- 積荷を縛る者
- 南極地方で働いている者
- 冷凍倉庫で働く者

- 肉 屋
- 肉加工職人
- 盲 人
- 教 員
- 国境周辺の学校の教員
- 船に乗って、港の泥さらいまたはブイを設ける者
- 船の積み荷人の監督
- 船の積荷人
- 石油及びガスの採掘地で働く者
- 鉄の運搬船で働く者
- 鉄道・ 機関車の機関手，火夫，転轍手
- 鉄道： 鉄道員
- 鉄道： プエルタタスティル，ソコンバ間の支線で働く者
- 鉄道： 信号手
- 鍛鋼炉で働く者
- 港の突き棒者
- 国会で働いている者
- 鉄を薄板にする，製鋼，溶解するのに携わる者
- 非衛生的な場所あるいは環境で働く者
- 花こう岩，石英の屋外採掘場で働く者
- 炭鉱夫
- 身障者
- 水夫，漁夫
- レーヨンの防積業務に携わる者
- 船の警備員
- 衛生員
- 工業安全保障に携わる者
- 電気業務に携わる者
- 地下で働く者
- ガスや石油の採掘口で働く者
- 電話局員，または電話交換手
- 電信手
- バス，タクシーなどの運転手
- 荷物運搬の運転手

— ガラス工業に携わる者

自治権のある労働者

— 盲 人

— 身障者

— 漁 夫

— タクシー運転手

— 荷物運搬の運転手

1.7 補足制度

恩給制度により、恩給の給付額を報酬の何パーセントかに制限し、また恩給の給付額の最高額も制限したことにより、ある決められた企業及び活動に従事する労働者のための補足的な資金が増加した。その企業及び活動自体で、この制度に関して資金調達、管理する。

1971年には、パイロットのための補足資金が制定され、1973年には、商船隊の職員のための補足資金が制定された。これらは、法律20.155に従っているもので、この法律は、社会保障に関する協約を通して補足資金制度を増設していくことを扱っている。後に、教員、電話局員、通信関係者、秘書のための補足資金制度が創設された。

1.8 管理面での手続き

社会保障の制度には、管理面での手続きを調整する独立した規則はない。だが、各種の制度が扱うそれぞれの異なる処理を総合的立場で調整をはかる特別な規則を定めている。さらに、処理を規則づける各々の組織の管理事項を定めている。

なお、管理上の手続きは一般に証明、申し立て、検察、手段などの職業の訴訟上の手段及び裁定された事項により特徴づけられる。

当事者が新たに裁定要素を提供する場合は、一般的に言って、2種の訴訟があげられる。1つは、福祉面での支給の申請人の訴訟。もう1つは、負債として持つ債務を取り立てる組織側の訴訟である。

a) 恩給の申請者は、自分自身で訟訴を起こすか、または、代行人に委せる(法律17.040)。また関係した書式類に従って、保障銀行あるいは国内地方代表事務所で手続きを開始する。社会保障制度加入者は、各々の恩給に対し定められた法律により要求される事項を証明しなければならない。その際、場合、年齢、死亡、親族、勤務年数、国家への出資金等により証明される前歴及び書類を参考にする。

この手続きは、申請された恩給を承諾するか拒否するかの管理的解決により終了する。

承諾した場合には、この手続きは福祉面での給付金を支払うことにより終了する。申

請が拒絶された場合には、申請者は国立保障銀行を通し申請権を取り戻す手段を取るか、または直接控訴の手段に訴えるか、補助金で間に合わせるかである。（法律14.236, 13条）

控訴された審理の検査は国家保障委員会の仕事であり、社会保障副省、国立保障銀行の責任者、国立社会保障徴収局の協力を得て遂行する。これらの協力機関は、管理面で統一することを確約しなければならない。

国立社会保障委員会は、新しい情況証拠を受け、既に受けとった証拠を評価し、適用した手続き及び権利を裁定することができる。上記の委員会の裁決に対し、国立職業控訴院を通し控訴することができる。この控訴院は起こった権利問題を裁定する。さらには、当院に、より良い見通しを求めて方策を要請することもできる。（法律14.236, 14条）

- b) 負債として持つ金額を徴収する責任者あるいは担当者に対して訴訟を起こしている理事組織について取り扱う場合は、続けてゆくべき手続きに関しては、法律18.820に示してある。違反を検査し、負債を定める検査官が記録した事項に基づき開始される。責任者は、申し立てをして、有効と思われる証拠を申し出るのに15日間与えられる。その期間が過ぎると、国立保障徴収局は、提出された記録と控訴を考慮に入れて決定を下し、国立社会保障委員会に決定事項を渡す。

管理上の裁定が有罪になった場合は、責任者は、国立職業控訴院を通しての控訴手段をとることができるよう罰金を寄託しなければならない。

違反者が15日過ぎても控訴を申し立てなかった場合、または、裁定が有罪となった場合、記録あるいは裁定の証書は、関係ある法廷で国庫執行の訴訟を奨励するに十分なものとなる。

1.9 責務未遂行による罰則

社会保障の規準を果たさない場合の罰則は、規準未遂行の結果適用可能と考えられる罰則を通して、雇用者、労働者、恩給を受けている者に対し法律が課している責務を果たすまで続けられる。

依存関係にある労働者のための恩給制度では、雇用者は、この組織の資金調達に関する事項に対して主な責任を負っている。というのは、雇用者自身の名前を提供しているだけでなく、労働者側の出資金を保管し、銀行の預金係の役目をも担っているからである。

雇用者が犯しうる最悪の責務未遂行は、保管された出資金の寄託を怠ることである。その場合には、不忠実な受託者は、指摘される。法律18.820により、労働者が出資金を寄託しない雇用者は、通告をうけて15日たっても実行しない場合、1ヶ月から1年の懲役を科せられる。

労働者側の出資金と雇用者側の献金を入金する責務を怠った場合は、罰金を科し、また1ヶ月あるいは3ヶ月以上の遅延により10%から30%の追加罰金を科す。負債の実施に伴い生じる罰則、追加罰金と同じように、支払うべき出資金を自治権のある労働者が支払わない場合、上記の罰則を科す。

労働者と雇用者が団結して、出資金及び献金を支払わなくても済むよう黙認した場合、または、雇用者が科される罰金とは別に、法律では雇用者に対し、例えば、出資金を保管しなかった場合は告訴するなどいろいろな罰則を定めている。

一方、恩給を受けている者で、職場に復帰したことを知らせる責務を怠った場合は、恩給給付金を調整するため、新たに受けるようになった報酬の計算をする権利を失う。さらには、法律的に偽って受けていた恩給の総額を国家に返さなければならない。この場合、雇用者がその雇い人が恩給を受けていると知りながら、そのことを国立保障銀行に通告しない時には、その雇い人が不正に受けていた恩給給付金額に従い罰金が雇用者にも科される。

最後に、この他にも雇用者及び労働者が負う責務はいろいろある。例えば、名前を登記すること、入会すると、情報を提供すること、書類を提出すること、証書を提出することなどである。これらを怠った場合は、それぞれに対し罰則が定められている。

2. 課税されない年金制度

資産のない、恩給あるいは年金の権利もない、食料も要求する権利もない、65才以上の人あるいは労働不能の人は、課税されない年金を受ける権利がある。また、年金の額は各人に対し一律である。

この年金は、報酬の水準の変動に応じて調整される。

この章では、さらに、出資金を収めていなくとも無料で与えてよい年金についても定めている。この年金受け取り対象者は、国家に特別な形で市民的あるいは軍事的奉仕をした者である。また、元大統領、元副大統領、最高裁判所の元裁判官、科学あるいは芸術面の国家の賞の一等受賞者、ノーベル賞受賞者などに対しても特別な法律により年金が定められている。

この年金制度の管理は、国家社会保障省の援助を得て、国家保護総局が責を負う。また、資金調達については、社会福祉省の資金で行われる。

課税されない年金及び無料で与えられる年金の制度では、葬式の補助金を取り扱う法律21.074がまた適用される。その内容については、恩給制度の福祉面での支給の項ですでに記述した。

一方、労働不能者のための課税されない年金を受けている者は、家族扶養金も受けることができる。

3. 雇用者が雇い人に対し与える義務を負う生命保険

恩給制度により、権利の譲り受け人に対し年金という形で与えられる保護に加えて、都市の雇い人及び田園地域の雇い人を含む依存関係にある労働者は、死亡及び完全な身体障害の危険の際に保障が与えられている。この保障は、雇用者の責務であり、小売物価指数の変動に応じて毎年調整される賠償金を前もって定めておいて、生命保険という形で与える。（法令1567/74）また、現在ではその額は60万ペソである。

さらに、公務員、あるいは恩給を受けている者は、集団生命保険を享受できる。この保険は、公務員には義務的で、恩給を受けている者には選択的であり、死亡、完全なあるいは永久的な身体障害の危険に際して、医師の診断なしで、最低及び一律の保険金を与えられるものである。管理は国立貯蓄保険銀行が行う。国家公務員のために制定された、雇用者が雇い人に対し与える義務を負う生命保険の給付金は、恩給制度で記述した福祉面での給付金と仕事上の事故及び職業病の福祉面での給付金と重なってもさしつかえない。

今まで述べてきた生命保険は、次にあげるものとは無関係である — 労働法により、雇用者に対し、その雇い人が死亡した場合の権利の譲り受け人を満足させるべく課した責務。死亡の場合の賠償金（この金額は勤務年数により定められる）。

V 家族の扶養金

1. 前歴 —— 管理業務

1957年、労働者の専門組織及び雇用者の専門組織を始めとして、労働集団会議を通して、商業及び工業に携わる人々の家族の扶養金としての賠償基金が制定された。この管理はそれぞれの国立保障銀行に委任されていた。後に、これらの基金は、現在の、商業及び工業に携わる者のための家族補助銀行内に設立された。1965年には、船の積荷に携わる者のための家族補助銀行が創設された。

工業銀行及び商業銀行の協約では、これらの銀行創設に参加した専門組織の代表者が業務に、直接携わることを定めている。それゆえに、船の積荷に携わる者のための家族補助銀行の頭取は、大統領権限により任命され、この銀行の関係者は幹部会の代理人を務める。

1969年1月1日より、法律18017の法令に従い家族補助計画が組み入れられた。

2. 適用分野

家族補助計画は、家政婦の仕事を除いて、義務を果たしている依存関係にある労働者全員を義務的に保障する。

商業及び市民活動に携わる人々のための家族補助制度の適用分野は次々と広げられていった。つまり、1959年には、交通の私企業及び市民活動に携わる者も編入され、1964年に

は、田園地方の労働者、1965年には、公衆衛生の確立に努めた者も編入された。

工業の制度には、その制度設立時から、工業企業で働く者は組み込まれている。

船の積荷に携わる者のための家族補助銀行には、積荷関係者の他に人夫頭、代理人、照準者、夜警などの本国の港にある私企業全ての仕事に携わっている者を含む。また同様に、船長、河川の道案内人も含む。

1969年には、私的活動に対し定められていた規定に、国家企業及び国政局に携わっている者に対し、家族給付金の分野で施行されていた規定が適用された。

1974年より、保障制度の恩給及び年金を受けている者は、また1976年より、身体障害により課税されない年金制度の年金を受けている者は、労働者に対し与えられている家族給付金と同じ給付金を受けられる。

3. 福祉面での給付

家族給付金計画で制定された福祉面での給付は次の項目に対するものである—夫婦、出産前、母性、出産、養子、夫あるいは妻、子供、大家族、小学校、中、高等学校、小学校の援助、休暇の年額補助金。

夫婦、出産、養子に対する給付金は、雇用者に対しその報告をした月に、給付されるが一度のみである。この場合、最低6ヶ月を勤務し続けていることが要求される。

出産前の給付金は、医師の作製した妊娠証明書をあらかじめ提出しておく、その女性労働者の妊娠期間中毎月支払われる。男性労働者に対しても、その妻が妊娠している時は同じ給付金が与えられる。が、この場合、その妻は依存関係の職に従事している者であってはならない。女性労働者、男性労働者に対し3ヶ月を勤務し続けていることが要求される。

夫あるいは妻、子供、大家族、学校に対する給付金は、毎月与えられる。子供に対する給付金は、1才から15才まで、学生の場合は21才まで支払われる。子供が不具者の場合は年令制限がない。

小学校の援助の給付金は、年に一度、毎年3月に支払われるか、新学年開始月に支払われる。

学校に対する給付金は、公立あるいは私立の学校に毎日通っている子供を持つ労働者に支払われる。学校は、中学校、高校、その他の学校であること。

大家族に対する給付金は、21才以下あるいは不具者の子供を最低3人以上持つ労働者に支払われる。上記の給付金は3人目からの各子供に与えられる。

休暇の年額補助給付金は、給付金の概念において毎年1月に労働者が受け取る権利のある額の2倍である。しかし、夫婦、母性、出産、養子、小学校の援助金の給付金は除く。

給付金額は定期的に調整されるが、1978年1月1日現在は次の通りである。

夫婦	\$ 5 0,0 0 0 .
出産前	\$ 6,0 0 0 .

母 性	: 受けていた報酬と同額
出 産	\$ 1 5 0,0 0 0 .
養 子	\$ 1 5 0,0 0 0 .
夫あるいは妻	\$ 3,0 0 0 .
子 供	\$ 6,0 0 0 .
不具の子供	\$ 1 2,0 0 0 .
大家族	\$ 6,0 0 0 .
小学校	\$ 6,0 0 0 .
小学校 (大家族)	\$ 9,0 0 0 .
中学校及び高校	\$ 9,0 0 0 .
中学校及び高校 (大家族)	\$ 1 2,0 0 0 .
小学校の援助	\$ 2 0,0 0 0 .
休暇の補助金	: 毎年 1 月に受け取る給付額の 2 倍。

4. 資金調達

家族扶養給付金計画の資金調達は、私企業においては、雇用者側の献金を通してもっぱら賄われ、献金額は、雇用者が従業員に与える月給の総額の 1 2 % に等しい。

商業及び工業に携わっている者のための家族扶養補助金の制度では、雇用者が直接、月給に添えて家族扶養給付金を支払う。その際、家族扶養給付金として支払われた金額を労働者側の出資金で賄った結果の残金を保管する仕組みを通して行われる。

それに対し、船の積荷に携わる者のための家族扶養給付金銀行は、該当する労働者に給付金を与える義務があり、また雇用者からは献金を受ける義務を持つ。

出生に対する給付金は、銀行より直接支払われるもので、銀行の預金総額から調達される。

現在、商業に携わる者のための家族扶養補助銀行は、ある決まった田園地方でのみ労働者に直接、給付金を支払う。

V 母 性

1 9 3 4 年に制定された母性保障は 1 9 6 8 年 1 2 月 3 1 日まで 施行されていたもので、労働者、雇用者、国家の出資金により資金調達され、給付金は一回のみ、一律の額であった。

家族扶養給付金を取り扱う法律 1 8 ・ 0 1 7 により、以前施行されていた制度を廃止し、新たに母性に対する給付金制度を制定した。その内容は、出産の理由により、法律で定められている休暇をとり欠勤する期間中、月給に等しい額の給付金を与えるというものである。

依存関係にある女性労働者はすべてこの福祉支給金を受ける権利があるが、その職場に勤務

し始めて最低10ヶ月経ていなければならない。

労働協約法に従い、出産前の女性労働者は、出産前45日、出産後45日は労働してはならない。しかし、本人の希望がある場合、出産前の休暇は30日に減らすことができるが、この場合、出産後の休暇は60日に延長される。

この期間中、雇用者は、保護されている労働者が休暇を取っていることを忘れずに、その労働者の勤務地位を確保しておかなければならない。

母性に対する給付金は、出産前に対する給付金、出産に対する給付金により補足される。出産前及び出産に対する給付金については、Ⅳ章で述べてある。

Ⅶ 職務中災害と職業病

法律により、雇用者は、その従業員の職場における、あるいは職場から居住地の途中またその逆の場合、さらに職業上の動機による4日間以上の労働不能となるような職務上災害や職業病に対し責任を持つ。

身体の一部もしくは全部の永久障害、あるいは死亡に対する賠償は、雇用者または保険会社によりなされる。

社会保障省の管轄は、保証基金と称される特別責務で、裁判で判定された雇用者の完全な不払い能力のために支払い不可能な賠償を払うことを目的とする。

賠償額は、被災者の半日給の1,000倍をもって決定するか、場合により、部分的かつ永久的障害の結果、前述の賃金から減った分の1,000倍とする。

致命的な事故や完全障害、永久障害の場合は、賠償最高額は最低賃金の120倍まで上がる。

被災障害者が他者による看護を永久的に必要とする場合、この金額は50%の率で増大する。

一時的障害の場合は、災害の日から日給75%に等しい総額で賠償する。但し、障害が30日以上におよぶ場合は、この賠償は賃金の100%にまで上がる。1年目の最終日を過ぎると、障害は賠償効果では永久的とみなされ、一時的障害の続いた期間中渡された金額にあたる賠償は、割り引き不可能となる。

いかなる場合に於いても、雇用者は被災者もしくは病人に対し、場合に応じて医薬上の救護を義務づけられており、死亡の場合は、最高、最低賃金の3倍まで葬式料負担が義務とされている。

Ⅷ 病 気

1. 前 歴

アルゼンチン共和国では、労働者の職務関係での病気の場合、賃金支払いの維持と治療用

医薬の世話を保証するため、経済面と看護面での福祉関係の支給を確保する制度が設けられている。

1944年、法令30556により、勤労者が病気の場合、医薬救護と報酬支払い、さらに労働不能状態が終了するまでの雇用維持を保証する法律が設立された。しかもこの制度では、予防策の恩恵を予見しており、最低年1回の医療検診を義務づけ、さらに労働者1人1人の医学カルテ作成をも指図している。

1974年に法令化された法律20748により、国家健康全賠償制度（SNIS）が創設され、国民の基本法としての健康を宣言し、国家に対し無差別でこの法律を保証することを義務づけた。

2 労働者——福祉面での支給及び管理組織

現在、勤務中の労働者は、以下に共通する病気、事故の危険から批護されている。

(a) （法律20744により承認された）責務契約制度により、労働者の勤務年数が5年以上か否かによって、それぞれ3ヶ月間、6ヶ月間の報酬の受領が確保され、この期限は、労働者に家族の扶養義務がある場合、さらに2倍にされる。上記の期限継続が不可能と考えられる場合は、雇用者は労働者に対し、一年間の職の保持が義務づけられており、また病気の結果、部分的な労働の不能が生じるなど、労働者が以前の仕事を継続できない状態にある場合は、雇用者は報酬の差別なく、別の仕事を与える義務がある。

(b) 医学的治療を保証する社会事業制度

同業組合を源とする社会事業は、相互扶助とともに自発的に発生したもので、労働者の自発的な出資により維持され、労働者自身さらにその家族の健康留意を目的としたものであった。

この組合の姿勢が特別法の数法に採用され、決定した活動実施のために加盟・義務的共同出資による職務集団の社会事業が設立された。（銀行、ガラス、保険、地方労働者、肉、公的労働者の職域など）

1970年、この社会福祉支給形体の結果、発展が拡大されたことに注目して、社会事業機能の法規化とその経済的安定を保証することを目的として法律18610が制定された。

設定された制度は、国家、準国家、半官、半民、現存企業によって異なる社会事業の様々な性格・形式に留意し、さらに現事業に欠如している職業上の活動のために、新事業設定を奨励した。

法律18610により、社会事業の維持を目的として、入会者の共同出資義務と企業の献金が、それぞれ家族負担で2%ないし3%、報酬の4.5%で設定され、以前は職務の集団的慣例であったものを一般的標準に変えた。

社会事業は、現在、全労働者に対する衛生診療サービス支給用に、受け取る収入の70%をあてることが義務づけられている。衛生診療サービスとは、診療所あるいは自宅での医

療検診、診断、歯科治療及び検診、救急のサービスをいう。残りの30%は、それ以外の社会事業に対する財務的援助としてあてられ、優先物資の調達、旅行、スポーツ、レクリエーション、教育、住宅、補助金などの他の福祉サービスの調整に向けられる。

預かった資金や献金は雇用者の手によって、活動に応じた社会事業の指図に従い、あるいは社会事業のない場合は、適用可能な仕事の集団協約に署名した職業組合の指図に従って、保管される。

採用した形式が多様なため、同法律は、社会事業を定義づけていないが、所属する私企業活動に応じた形体とは異なる独自の運営と財務形体をとること、及び、国家社会事業協会（INOS）の技術・財務統制に加わることを決めている。

INOSとは、社会事業の諸活動を整理、構成、奨励する社会保障省の管轄下に権利分散された一機構である。国家、労働者、雇用者の代表で構成される幹部会が指揮をとり、社会事業に助言を与え、社会事業の国勢調査を行うことが義務づけられている。これはちょうど、労働者の共同出資金と雇用者の献金、により設立された再分配基金の運営と同じである。

再分配基金の資産は、公的機関の設置容量の増加・改良に利用可能であるし、また、目的が社会福祉面での支給の増加であれ、改良であれ、いずれの場合にも、社会福祉省の設定する優先物資と一致した活動・計画の実施にも利用可能である。

独自の救済機関の設置がない時に、社会事業かサービス支給者に支払う医療費及び病床者の料金は、労働者総同盟、内科医、歯科医、生物化学者、私有療養所の諸同盟からの代表よりなる国家同数委員会により定められている。

委員会が医療費、療養所料金の決定に到達できない場合は、調停的審判を与えられたINOSの会長がサービス支給者及び社会事業に対して強制的判定を行なう。（法律19710）

病床者と同様に歩行可能者の医療関係支給は、次の形式に従い、1つもしくは数種を採用して、考慮される。頭割り支給、有価証券、あるいは福祉面での支給（すなわち医療行為）。これら形式の利用のために一定期間ごとに再調整可能な、価格統制人名簿が用いられている。

3. 退職者と恩給を受けている者——福祉面での支給及び管理機構

法律19.032により、退職者と恩給を受けている者のための国家社会福祉サービス協会が設置され、退職制度及び課税されない恩給制度の恩恵者に対して、受給による資産の2%さらに労働報酬の1%の出資義務を通して医療救済を行なっている。

Ⅶ 失 業

以前には、失業保険、もしくは余儀ない休業に対する保険の制度は設立されていなかった。

これに対し、職務契約の不可抗力による任意の決裂に関して、法令が制定され、労働関係の契約解消の予告、及び勤務年数に従った勤労、賠償の支払いが雇用者の義務とされている。

労働省は、就職サービスを機構に組み入れ、労働力の需要と供給を調整し、勤労者の就職を促進している。

1967年に、法律17258により、建設産業の従業員に対する失業基金が創設された。これは支払われる再分配の4%を雇用者が出資して運営される。退職する時に限って、勤労者は自分の名義で預金した資金を受け取ることができる。

一方、銀行業者及び保険会社従業員は、雇用者が普通額以上の賠償を支払う場合を除いては、正当な理由なくして解雇されることはない。

食肉関係及び港湾では、時間制保証が制定され、労働者が仕事不足の場合、最低の報酬が保証されている。

Ⅸ 社会保障の国際関係

1 国際協定

社会保障に関する法律の国際化原則は、これら法律が人間として生来持つべきものとする生活権の保障にもとづくものであるとの考えにしたがい、アルゼンチン共和国は当事者の居住地がどこであるかに関わらず、これらに関わりのある国際協約だけでなく、さらに、社会保障問題の相互性を持つ2ヶ国間協定の調停をも賛同するに至った。

現在までに、アルゼンチン共和国は同形式の協約を、イタリア(1961)、スペイン(1966)、ポルトガル(1966)、チリ(1971)、ウルグアイ(1974)と取り交わし、同様の協約をペルーとも締結する方向に進んでいる。さらに、1972年には、アメリカ合衆国との間に、両国の国土における利益支払いの相互作用に関する協約がすでに調印されており、1971年にはボリビアとの間に調印された季節労働者に関する協約の実現化が行なわれた。

退職に関する相互作用の諸協約は、算定可能なサービスの全体化及び実現される出資の原則に基づいており、契約相手国では、支給されるサービスもしくは分配金などの恩恵を国内で要求し、支給・分配されるようにする働きをする。

そして、諸協約は、一般的原則の例外をも考慮しているが、これは期間の変更及び臨時の刷新の場合、労働者の参加する制度に出現した法律及び義務の維持を確定する。

同様に各制度が相手国の領土内に居住を設定する場合は、各制度の受益者に対し、制限なく支払うことを予測している。我が国では、同法令は法律中に確認されており、その意味で

関係者の要求を満足させている。

職務中の事故に関しては、ヨーロッパ諸国、アメリカ諸国との間に協約が結ばれており、署名したいかなる国においても賠償要求の権利が与えられている。

大使館及び領事館の機能及び労働者にも適用可能な社会保障制度に関して、アルゼンチン共和国は、外交関係及び領事関係に関するウィーン協約に加入した。

2. 国際機構

アルゼンチン共和国は、下記の特別国際機構に加入した。国際社会保障連合、アメリカ社会保障会議、イベロアメリカ社会保障機構、国際労働機構（O I T）。

上記の4機構との関係はまず第一に、労働省がO I Tと永久関係にあるのと同様に、社会保障省を通じて維持される。

国際社会保障（A I S S）は、スイスのジュネーブに本部を持ち、国際労働事務所が協力運営する自治的国際機構である。1927年に設立され、アルゼンチン共和国は、1948年及び1959年の法令により制定された内容に従って、1959年同機構に加入手続きをとった。

A I S Sはその目的として、全世界の社会保障の防衛・奨励・発展に関する国際計画に協力する。そのために、技術会議、円卓会議及びセミナーを組織し、情報・経験の照合、調査、アンケートを交換し、技術援助を提供し、さらに社会保障に関する資料の公表・分配を行なっている。構成機関は3年に一度開かれ、参加協会の代表者により構成される総会及び理事会、指導局、総裁室、一般事務及び財務局から成る。こうして、常設委員会が設立され、様々な声明に於ける社会保障を検討し、アメリカ社会保障常設委員会と共に、アメリカ域内で組織化されている。

アメリカ社会保障委員会（C I S S）はメキシコ市に本拠を置く国際機構で、アメリカの社会保障の諸協会指導者及び、1940年12月のリマ労働者病院の公式落成に参加した外交代表によって意見の一致を見た目的をもとに設立された。当時のペルー・アルゼンチン共和国大使は我が国の代表として各々の条令に署名した。

C I S Sは、アメリカ諸国の社会保障に関する諸管理局、諸協会の協力を発展させ容易にする任務をもつ。こうした効果を得るために、参加機関に情報・経験の交換を奨励することを目的に諸国際委員会を後援する。また、一定の地域に特有の問題を研究するため、地域別セミナーを開催する。社会保障・社会医療・福祉サービスに関する研究・情報を公表する。さらに、社会保障の独自の問題の分析に関して主導権をとる。

行政機関であるアメリカ社会保障常設委員会（C P I S S）、及び、技術・運営機能を果たす総務局を考慮に入れる。アメリカ諸地方社会保障委員会は、前述のとおりA I S Sと共に組織され、それぞれの分派に於いて常設委員会に依存する。また、社会保障研究アメリカセンター（C I E S S）も同様である。

イベロアメリカ社会保障機構（OISS）はスペインのマドリードに本部を置く国際的・地方的・技術的かつ専門的機構である。1951年に設立され、アルゼンチン共和国は、法令7133-68により権限を与えられた社会保障省の決議案№1/69をもって1969年、加入を具現化した。

その目的は、社会保障の相互経験を整理、交換、利用することにより、イベロアメリカ諸国及びフィリピンの経済的、社会的福祉を奨励することにある。議事会、指導局、常設委員会及び行政機能を果たす総務局は、OISSの諸機関である。

OISSは、加入諸機関に対し、国際技術訓練センターで研修を提供する。また奨学金支給も行なう。さらに社会保障に関する法制、資料収集、参考書目の情報、技術相談、技術協力集会を提供する。

国際労働機構（OIT）は、ベルサイユ条約に於いて設立された内容に合致して、1919年に設置された。その目的は、世界各国間において、完全就職、生活水準の向上、専門訓練、労働時間、最低賃金、教育及び専門化の機会均等、労働に関する法律集、などの労働の本質に関する計画を奨励することにある。こうして、完全医療の保護と援助を必要とする労働者たちに基本的収入を約束する目的で、社会保障の拡大化をめざすものである。

OITの諸機関は、総務会、運営理事会、国際労働事務所である。この最後の機関は、行政的機能を果たす。本部はスイスのジュネーブにある。

アルゼンチン共和国は、OITによって承認された協約を数多く批准し、その多くが社会保障に関係するものである。

3. ペルー 国

その 1. ペルーにおける老人福祉施策等の概況

1. 年金、医療保険について

当国では全ての事業体（個人営業を含む）は、その雇傭する労働者にペルー社会保険に加入せしめる義務があり、雇傭主並びに労働者は、定められた掛金を納入しなければならない様規定されているので雇傭労働者については本制度によって医療保険、年金が保証されている。

加入者の実態等についての統計は整備されておらず、約250～300万が加入しているとのことである。

当該保険加入者は男子60才以上、女子55才以上になって、それまでに前者は15年以上、後者は13年以上掛金を納入していた場合、年金の受給資格が生ずる。

また、上記年令以前でも男子なら30年、女子は25年以上掛金を納入したものについてはその受給が認められている。

支給率等は別に定められているが、年々の物価上昇等をにらみあわせ適宜調整されている。（後綴・その2社会保険料参照のこと）

2. 日系団体による福祉活動について、

全ペルー日系団体の中枢にあるペルー中央日本人会の一部門救済センターによって行なわれている。

資金は日本政府外務省困窮者援護謝金と救済センターの自己資金によって賄われており、本年医療センターの開設を見たことによってより広範な福祉活動が期待されている。

3. その他の福祉施策について、

ペルー政府による福祉施策は、それまでの JAN (JUNTA DE ASISTENCIA NACIONAL) を再構成した INAPROMEF (INSTITUTO NACIONAL DE ASISTENCIA y PROMOCION DEL MEMOR. y LA FAMILIA - 1977年11月8日発足) を中心として行われているが未だ、宗教団体の慈善活動に負うところが大きい。

4. 老人ホーム（養老院）について

13の国家による困窮老人収容所と民間団体による10の施設がある。

(例) デサンバラード養老院 (AU. Brasil 496・Brena)

宗教法人（カトリック教）によって運営されているもので450人収容可能である。運営費は INAPROMEF より月々の補助金他多くを寄付金によっている。同系で、チャクラカーヨ（122人収容）、カヤオ（97人収容）にも養老院を運営している。日系困窮老人中希望者の大半はこの養老院で世話を受けることになる。現在約30人の邦人が余生を送っている。

なおイスラエル慈善協会、イタリア慈善協会による老人施設規模は小さく、それぞれ同国系困窮者の救済が中心。

その2 社会保険料

1. ペルー社会保険 (SEGURO SOCIAL DEL PERU) (DL 20212)

A. 健康保険制度 SISTEMA NACIONAL DE PRESTACIONES DE SALUD

a) 職員 (EMPLEADOS)

労働報酬額につき、月収 S/12,000- を限度とし、雇用者 3.5%、従業員 3% を納付する。

S/. 12,000.- 超 S/. 24,000.- 以下の金額については、従業員のみ 3.0% を支払う。

これらの保険料は DS 001.75.TR (FEB 11, 1975) により承認されたカテゴリー表により算出する。

b) 労務員 (OBREROS)

16 に分類された平均週給額に対し、雇用者は 6%、労務者は 3% を納付する。最高平均週給は S/. 1,600- である。(DL 14482, 15条)

任意の被保険者は 60 才迄は、報酬額の 7.5%、未成年者は 6% を納付する。

(DL 18982, 1条)

B. 年金制度 SISTEMA NACIONAL DE PENSIONES

労働者の報酬額につき雇用者は 5% 労働者は 2.5% を納付する。報酬額は月額 S/. 37,500.- をもって上限とする。(DL 19690, 6条 a項及び経過規定 第5条, 第6条) この新保険料率は 1975 年 1 月 1 日より発効した。(DL 19990, 経過規定 第5条) その適用には、1975 年 2 月 11 日付 DS 001.75.TR にて承認されたカテゴリー毎の料率表によることとされている。

S/. 37,500- 超 S/. 56,250.- 以下の部分については労働者のみが 2% の保険料を支払う。(DL 19990, 10条)

この保険料の支払は 1973 年 5 月 1 日以降行なわれ、職員及び労務員の区別なく適用され、旧来の労務員年金基金 (FONDO DE JUBILACION OBRERA) 及び職員社会保険年金基金 (CAJA DE PENSIONES DEL SEGURO SOCIAL DEL EMPLEADO) に対する保険料支払を代替するものである。

ペルー社会保険 (SEGURO SOCIAL DEL PERU) に対する保険料支払制度に関する保険料対象報酬 (REMUNERACION ASEGURABLE) についての現行概念は DL 20808 第3条の定義にもとづくことに留意されたし。

2. 職業訓練所 (SERVICIO NACIONAL DE APRENDIZAJE Y TRABAJO INDUSTRIAL SENATI) のための公課。

雇用者 (自然人又は法人) が支払う報酬額の 1.5 %

この拠出金は各労働者の月給のうち S/. 24,000.- 迄につき支払われ、企業が全額負担する。この拠出金は製造工業に従事する労働者に支払われる報酬額に対し課されるが、対象となる企業は、年平均 15 人以上の労働者を有する企業である。

(LEY 13771 第3条 第4条 DS 16F(25・5・62)第19条 a項, DL 18983)

製造業以外の経済活動をも兼営する企業は、工業活動に従事する労働者の報酬額についてのみ上記拠出を行う。(DL 18983 第5条)

3. 最低賃金引き上げに伴う社会保険料の改訂

東京銀行リマ支店情報 (1980. 9. 3)

8 月 28 日付官報に掲載された RESOLUCION SUPREMA 071.80 TR にて 1980 年 9 月 1 日より最低賃銀が引上げられることになりましたので内容ご報告申し上げます。

1) リマ県リマ郡の場合につき、1980 年 5 月 1 日付にて改正された旧最低賃銀と比較すると下記の通りです。

	新 最 低 賃 銀	旧 最 低 賃 銀
根拠法規	071.80. TR	038.80. TR
同上日付	AUG 27TH 1980	APR 11TH 1980
月 給	S/. 25,350. -	S/. 22,020.-
日 給	S/. 845. -	S/. 734.-

2) 最低賃銀の引上げに伴ない 1980 税務年度の第 4・5 分類所得に対する追加控除、扶養控除、等の所得控除額は下記の通りとなります。

1. 個人控除 年間最低賃銀の $(1\frac{3}{4})$ S/. 53,240.0.-
2. 第 4・5 分類所得の追加特別控除 (2) S/. 608,400.0.-
3. 配偶者 (1) S/. 304,200.0.-
4. 21 才未満の息子、独身、または離婚したあるいは
寡婦たる娘、国内で高等教育を受けている子供、不具
の子供 $(\frac{3}{4})$ S/. 228,200.0.-
5. 未成年または就職不能の不具者たる孫、曾孫 $(\frac{3}{8})$ S/. 114,100.-
6. 両親 $(\frac{3}{8})$ S/. 114,100.0.-
7. 祖父母、曾祖父母、継父母 $(\frac{3}{8})$ S/. 114,100.0.-
8. 未成年または就職不能の不具者たる兄弟、姉妹 $(\frac{3}{8})$ S/. 114,100.0.-

9. 裁判所命令により扶養する義務を有する離婚した配偶者（3/8）S/. 114,100.-

（注1） 扶養家族控除はペルーに居住する扶養家族についてのみなされ且つ扶養家族の収入が年間を通じS/.152,100.-（年間最低賃銀の半額）を越えない場合に認められる。

（注2） 所得税法（D.S.287-68.HC）第41条の認める控除を行なった課税所得に対する10%相当額の特別控除はS/. 608,400.-（2 SMVA）を超えることが出来ない。

3) 最低賃銀の引上げに伴うペルー社会保障（健康保険制度、年金制度）の保険料、掛け金並びに FONAVI（国家住宅基金）拠出金は下記の通りとなります。

（ペルー社会保障健康保険・保険料、年金・掛け金、共に同額）

負担者	料率	新保険料・掛け金	旧保険料・掛け金
会社	5%	俸給 S/. 127,000.- を上限として 一人当り MAX. S/. 6350.-	俸給 S/. 111,000.- を上限として 一人当り MAX. S/. 5,550.-
従業員	2.5%	俸給 S/. 190,500 を上限として 一人当り MAX. S/. 4,763.-	俸給 S/. 165,500.- を上限として 一人当り MAX. S/. 4,163.-

（FONAVI）

負担者	料率	新拠出金	旧拠出金
会社	4%	俸給 S/. 126,750.- を上限として 一人当り MAX. S/. 5,070.-	俸給 S/. 110,100.- を上限として 一人当り MAX. S/. 4,404.-
従業員	0.5%	俸給 S/. 126,750.- を上限として 一人当り MAX. S/. 634.-	俸給 S/. 110,100.- を上限として 一人当り MAX. S/. 551.-

Ⅲ 先進国における日系社会の研究（米国）

昭和53年以来今回まで3年継続して南米日系社会の老人問題について調査と指導にたずさわってきたが、その考察の参考とするため先進国の老人福祉の現状を研究する目的で、本年は旅程の関係から米国を選定し、ロスアンゼルス市に寄航した。短時日の滞在のため全般掌握は到底不可能ながら資料蒐集と老人施設の視察を行なった。

1. 資料蒐集と南加日系パイオニア・センター

(1) 資料蒐集

10月8日、ロスアンゼルス市の南サン・ペドロ街（リトル・トウキョウ地域）に所在する日米文化会館内の南加日系パイオニア・センター事務所を訪問し、片木健一マネージャと面談のうえ、次の資料を得た。

◎ Your social security

- Social security At Your house
- Estimating Your social security retirement check
for workers who reached 62 before 1979
- If you work after You retire
- Ssl for the aged, blind, and disabled in California
- Medicare coverage in a skilled nursing facility.
- Medicare for people under 65 With permanent Kidney Failure

◎ Your Medicare Handbook

△ Pioneer Center Annual 1979-1980

※ 1. 今回の派遣業務に特に関連あると思われるものを◎印資料から抄訳し、本稿3で紹介する。

※ 2. △印資料からは「南加パイオニア・センターの概観とその会則の概要」として次の(2)に紹介する。

(2) 南加日系パイオニア・センターの概観とその会則の概要

南加日系パイオニア・センターは、非営利高齢者団体である。1969年10月に、少数の一世、二世、三世有志によって“憩いの家”式構想のもとに創立されたものであるが、以来老人団体とは思えぬ程の活力を発揮して、今では年間延人員10万人に及ぶ利用者に重宝がられる程の大発展を遂げ得たのである。

当センターの活動範囲は、20部門にわたっており、ここではそれを総括し、次の二種類に大別してみる。その①は娯楽、教養、趣味の活動であり、②は高齢者昼食会サービス公共福祉機関利用の援助あつ旋、並びに通称CETAと呼ばれている政府による一種の失

業救済事業につながるサービスである。

この部門では一分においては英語に弱い高齢者に対する、家庭看護援助および家庭看護講習等のサービスを行っており、他方では二世初老者を対象に引退生活の準備セミナー等を行なっている。

上記の娯楽、教養、趣味の活動はすべて会費または一般寄付金によって自給自足式に運営されている。だが高齢者昼食会は、Older American Act 法により、費用の70%を下付され、残りの30%を地元社会（リトルトウキョウとボイルハイト）よりの奉仕努力、会場提供、会食者よりの1食75セント程度の任意寄付、その他各方面よりの諸種寄贈等によって賄われている。なお公共福祉機関利用あつ旋サービス、家庭看護サービス、二世初老者の引退生活準備サービス等は、前記のCEITAよりの交付金によって運営されているのである。

<会則の概要>

名称 本会は法人名を Japanese Community Pioneer Center、日本名を日系人パイオニア・センターと称す。

目的 本会は日系高齢者の必要とする社交、慰安、娯楽、教養、保健、医療等々の面に於ける各種サービスを提供することを目的とする。

法人組織 本会は加州の非営利法人団体の法規に準じて組織された自治団体であって、その財産及び収入は、すべて上記目的遂行にのみ使用される。

会員 本会は、本会の目的に賛同し、規定の会費を納入する下記4種類の会員をもって構成される。

- ①パイオニア会員 55歳以上の個人で年額7ドルの会費を納入する者。
- ②青壮年会員 54歳以下の個人で年額7ドルの会費を納入する者。
- ③後援団体 本会支持のために年額25ドル以上の寄付をする団体。
- ④終身会員 一度に100ドル以上の会費を納入する個人。

運営機関

総会 本会の最高議決機関は総会であって、年1回開催の定期総会と、必要に応じて随時開催される臨時総会の2種類に分れており、会則の採用及び修正、理事の選挙、その他運営上のすべての重要事項の決定権を有するものである。

理事会 （記載省略）

幹部会 本会の幹部会は、毎年理事会において選挙された下記役員によって構成される会務執行機関である。

（会長以下記載省略）

委員会 （記載省略）

部門 本会理事会は、本会運営上必要とする各種活動及びサービス部門を随時設置し得る。現在の部門は下記の通りである。

旅行部、手芸部（毎週水曜）、木曜座談会（毎週木曜）美術部（毎月1回）会員部、渉外部、財務部、民謡民舞部（毎週土曜）、書道教室（毎週土曜）詩吟教室（毎週土曜）、俳句教室（第1日曜）、川柳教室（第3金曜）、社会福祉サービス、囲碁将棋クラブ（週7日）、会報（年鑑、パイオニア伝記“歩みの跡” Nikkei Senior Citizen News Letter）、秋の演芸会、図書部、高齢者昼食会（週5日）、Nisei Senior Citizens Project、短歌教室。

2. 日系福祉施設等の視察

(1) 日米文化会館

日系人が集まっているリトル・トゥキョウ地区の生活文化の中心的建物。前記パイオニア、センターの主な活動拠点となっている。

(2) 引退者ホーム（Little Tokyo Towers）

日米文化会館に隣接する16階建て住宅である。

室数300（2DK）、居住者360人（内訳男子1に対し女子3の割合。ただしほとんどがひとり暮らしである）

入所資格は現役を引退した健康な老人で、収入の1/4を室料として負担できる者となっている。現在負担している室料は月額で最低50ドルから最高300ドルである。ただしすべて室の規模が同じで、室料の高低からくる差別はいっさいなされていない。2つの部屋と台所、風呂、トイレが占有で、廊下も広く、内外の環境が良い上に交通の便利な地点にあるため、入居を志望する者が多く、現在600名の待機者が居るという。

建物の管理はタワー管理事務所が行い、掃除も行き届いている。なお建設費には10年返済契約の公費が投資されているとのことである。

＜居住者 島本さつきさんの室を見せてもらう＞

島本さんはハワイ生れの二世で81才。夫を亡くしたあと独身で通してこられた。実子に恵まれず、里子を育て今では大学を卒業して働いているとか。食事は自炊、ただし昼食は毎週5回を1階ホールの高齢者昼食会で済ませていられる。訪問時に同じ在住者の友人が遊びに来ていて、歓談のひとときを楽しんでおられた。

さらにもう1人の老婦人の室と図書室を拝見した。

＜高齢者昼食会について＞

昼食会支配人山木エミ女史（パイオニア・センター職員）より昼食会に招待を受けて参加させてもらう。

以下山木女史の話から昼食会のあらましを紹介しよう。

パイオニア・センター高齢者昼食会は、リトルトウキョウとボイルハイト地域の高齢者に、バランスのとれた温かい昼食を、毎週5日提供している。(毎回350食)この活動は1976年4月2日に北サンビドロ街の旧合同教会地階の社交室で開始した。そして現在は昼食会専属栄養士の献立によりリトルトウキョウ・タワーズのケチンと、エバグリーン街バプテスト教会の食堂で、来会者一同にサーブしている。そのための会場はタワーズと教会から無料提供を受けている。

この企画の費用の70%は、連邦政府のOlder American Act TitleⅢ基金から、ロサンゼルス市の高齢者課を経て、主催団体のパイオニア・センターに下付され、残りの30%は地元社会よりのお金の寄付と、in kindという寄付で賄っている。in kindの寄付は、昼食会と事務所の無料提供、事務所、食事場、料理場でのサービス奉仕(Volunteer Service、各種物品寄付、専門家の無料サービス等)であり、それを時価に換算し政府に報告することになっている。

昼食会の参加資格は60才以上。ただし60才以下でも配偶者が60才以上であれば認められる。住所はかならずしもリトルトウキョウ、ボイルハイトに限定はせず、参加希望で来所する高齢者はOKである。なお参加者全員は食堂入口に備えつけの寄付箱に地元寄付30%の一部として75セントの標準寄付を入れることにしている。その入れ方としてはあくまで寄付なのであるから各自が任意に備えつけの紙入れに封入し、無記名で投入することになっている。

なお、昼食会は8つのサービスを高齢者に提供する目的を持っている。それは

- ① 健康保持に必要な栄養食を提供すること。
- ② 高齢者が常になにか適当な趣味を持ち、豊かな人生が送れるよう、その機会を与えること。
- ③ 新しい友達ができるように交友の機会を提供すること。
- ④ 高齢者になにか社会奉仕ができるように、その機会を与えること。
- ⑤ 適当な娯楽教養の機会を提供すること。
- ⑥ 老人に必要ないろいろのインフォメーション、すなわち、ソーシャル・セキュリテイ、政府からの生活補助、買物、その他の情報や援助を与えること。
- ⑦ 交通の不便な高齢者のためには、昼食会への往復の便を与えたり、外出不能な老人には、1日60名内外の昼食配達をする等の便宜をはかること。
- ⑧ 高齢者のために日英両語に堪能な栄養士から、栄養学の講義を受けさせること。

※ このほか、昼食会参加者は、だれでも主催団体パイオニア・センターの娯楽部門である団体旅行、囲碁将棋、民謡クラス等に参加ができ、また教養部門の俳句、川柳、短歌、書道、詩吟、英会話、絵画等のクラスにも参加ができる。

(3) 日系敬老ホーム

ロスアンゼルス市内東部にあるナーシングホームで、本館と南敬老ホームがそれぞれ自主経営をしている。

◎ 日系敬老ホーム（本館）

アクティブプログラマー岩本女史より大略次のような説明を受けた。

- ① 10年前に、近くの日系病院入院者のうちから、ねたきり老人を引き取って世話を
する目的で事業を開始した。その後対象者が増えたため、5年前に南館を増設した。

- ② この工賃は日系社会が総額の $\frac{1}{2}$ を負担し、残りを国からの借財で賄った。

- ③ 在院者数87名（うち $\frac{3}{4}$ が女性である）。

最高年齢102才、平均85.2才。自力で歩行可能な者4名、あとはおおむね車椅子利用。

- ④ 職員数65名（各職種合計）、勤務は3交代制となっている。

- ⑤ ボランティア登録者はおよそ65名前後。

ボランティア活動が盛んで、主としてそれは次の人たちである。

日系商社の貿易懇話会婦人部員

教会・仏道会の会員

一世有志

ハイスクルの学生（日系人以外）

USA大学の学生

◎ 南敬老ホーム

職員 INAMURA 女史による説明は次の通り。

- ① 在院者数96名。歩行可能者はほとんど居ない。

- ② 年齢（最高102才、最低56才、平均年齢一男81.1才、女86.2才）

内 訳

年齢群	50～69	70～79	80～89	90～99	100～102	計
男	3	8	7	7	1	26
女	1	11	38	19	1	70
計	4	19	45	26	2	96

- ③ 職員数 60名（各職種合計）、3交代制。

- ④ ボランティア登録者およそ本館と同じ位。

- ⑤ 在院費用 私費払い6名、あとの54名はメディケア（本稿3で紹介）から出る。

※ 医師は本館ともにホームには常駐していない。在院者それぞれがその出身地域毎のホームドクターにより責任ある世話を受けている。ホームドクターは必要に応じて往診をする仕組みである。

3 米国社会保障制度のうち老人福祉に関係のある事項

(1) ソーシャル・セキュリティー (social security)

目 的

働いている人が退職したり、重い身体障害をおこしたり、死亡したりした場合に、本人または被扶養者に給付される。

給付の種類

毎月の給付には次のものがある。

退職給付 退職した場合 62才から。

身体障害者給付 65才未満で重い身体障害にかかった場合。

遺族給付 本人が死亡した場合、本人の家族の中、一定の人に給付される。一定の人とは普通には死んだ人の妻または夫が該当する。

なお、葬儀費用として255ドル支給される。

給付の条件

月々の給付支給を本人または家族が受けるには、それ以前にソーシャル・セキュリティープログラムの下で、一定量の仕事のクレジットを持たねばならない。

退職給付を受けるに必要な積立て期間 (例示)

下記の年に62才になる場合	必要な年数
1975	6
1977	6 $\frac{1}{2}$
1979	7
1981	7 $\frac{1}{2}$
1983	8
1987	9
1991以降	10

説 明

50ドル以上の給料で、4半期働くごとに4半期分のソーシャル・セキュリティー適用の資格が得られる。1月から12月まで働くと4半期の資格が4つ (1年) 得られる。

自家経営者の場合は、自家経営の純益が400ドル以上あれば1年に1カ年分の資格が得られる。

- 遺族給付を受けるのに必要な積立て期間 (記載省略)
- 身体障害者に必要な積立て期間 (記載省略)

給付の額

一般には一定年数の平均所得によって試算される。遺族が受ける場合も本人の平均所得によってきまる。そして将来生活費があがるにつれて給付も自動的にかえる。

給付月額例示（本人退職）

退職年齢	平均年収額	923ドル以下	3,000ドル	4,000ドル	5,000ドル	6,000ドル	8,000ドル	10,000ドル
62才	給付月額	86.40	178.60	210.10	243.60	275.30	342.30	379.20
65才	給付月額	107.90	223.20	262.60	304.50	334.10	427.80	474.00

給付の財源

基本となる考え

被雇用者、雇用者、自家営業者は働いている期間中、特別信託基金にソーシャル・セキュリティの分担金を払い込む。分担金の一部は別の病院保険信託基金に振りこまれ、働いている人とその扶養家族に病院保険受給の資格が生じた時、入院費を支払う上の助けになる。

分担金の割合

被雇用者の場合、被雇用者と雇用者が半分ずつ負担する。

自家営業者の場合は被雇用者と雇用者が払いこむ分担金の合計より少し低い割合で払い込めばよい。ただし病院保険分担金の割合は、被雇用者、雇用者と自家営業者は同じ割合である。

これらの割合は将来増加する予定で、1978年では被雇用者と雇用者はそれぞれ被雇用者給与の6.05%のところ、1981年には6.30%、1986年には6.45%まで上ることになっている。自家営業者の場合は1978年に8.10%、1986年には8.50%となる。なお、病院保険の割合は1978年の1.10%が、1981年に1.35%、1986年には1.50%となることが見込まれている。

これに対し、連邦政府から財務省一般基金による特定出費がなされる。

ソーシャル・セキュリティの経過と現状

- この制度は1935年に創設された。当初は商工業従事者だけを対象として、その人が退職したとき本人だけに適用されたが、1939年にその人が扶養する配偶者、親、18才未満の子、その他の家族等の被扶養者に対しても支払われ、本人が死亡した場合の遺族給付も扱われることになり、さらに1950年代には、ほとんどの自家営業者、州公務員、地方公務員、家庭雇用者、農業雇用者、軍人、聖職者にまで行きわたった。つまり現在は合衆国のほとんどすべての職種で働く人々に適用されている。

そこで次のようなことが云える。

- 合衆国で働く人の10人中9人までが、このソーシャル・セキュリティの保障プログラムに参加している。
- この国のほぼ7人に1人は毎月ソーシャル・セキュリティの給付を受けている。
- この国の65才以上の老齢人口のほとんどを占めるおよそ2,200万人がメデケアによる健康保険に加入している。

(2) メディケア (Medicare)

目的 65才以上の人と65才以下でも身体障害のある人のための健康保険制度である。保険加入者に対し医療上の支払いが援助される。連邦政府社会福祉局により運営される。

保険の種類

病院保険 医療上必要な入院費と、退院後の専門看護施設入所費用およびホーム・ヘルス・サービス機関による家庭での医療費の支払いが援助される。

医療保険 医師への支払い、外来患者としての費用、その他病院保険で支払われない一定の医療に必要なものや、治療に対して支払われる。

被保険者の資格

病院保険

ソーシャル・セキュリティの給付を受ける資格があれば、65才になると、自動的に病院保険保護を受けることができる。

その資格がない場合には加入申込みをして月々40ドルの保険料を納めるかソーシャル・セキュリティ・プログラムの下でなんらかの仕事をすることが必要である。

医療保険

メデケアの病院保険に加入する人は、医療保険にも加入しなければならない。毎月の掛金は6,70ドルとなっているが医療費の上昇につれてふえることがある。

メディケアカード

メディケアのサービスを受ける時にならず提示する。これはソーシャル・セキュリティ事務所から加入者あてに郵送される。

カードには加入しているメディケアの種類と有効期間が始まった日付が記入してある。またメディケアの請求番号(9桁の数字と一つのアルファベット文字)が記入されている。

サービスの内容

病院に入院した場合（病院保険）

- 次の4つの条件がすべて満たされていれば、本人の入院費の支払いを援助する。
 - ① 医者がその病気またはけがの治療のために入院を指示したとき。
 - ② 病院でしか受けられない手当を必要とするとき。
 - ③ その病院がメディケアの加盟病院であるとき。
 - ④ その病院の施設利用調査委員会が本人の入院を認めたとき。
 - 自己負担分～各給付期間毎に最初の92ドルを支払う。

入院期間60日までは入院費からこの自己負担分を引いた残額が保険給付となる。

入院期間61日から90日まではメディケアが支払う全費用のうち、1日について23ドルを引いた残額を本人が支払う。

90日以上入院するときは60日間の特別延長制度を利用し、1月につき46ドルが本人負担となる。
 - 入院中受けられる主なサービス
 - ① セミ・プライベート・ルーム（1室に2～4ベット）
 - ② 特別食を含むすべての食事
 - ③ 通常の看護サービス
 - ④ 集中治療病棟の費用
 - ⑤ 入院中、病院から投与される薬剤
 - ⑥ 病院の請求書に含まれているラボラトリーテスト
 - ⑦ 放射線療法を含むX線および他の放射線サービス
 - ⑧ ギブス、包帯、副木のような医療用品
 - ⑨ 車椅子等の器機の利用
 - ⑩ 手術室およびリカバリールームの費用
 - ⑪ 物理療法、作業療法、言語障害治療のようなリハビリテーションサービス
- ※ 医者の診療サービスは、病院保険で扱わず、医療保険で支払われる。

専門看護施設へ入所した場合（病院保険）

病院を退院後、メディケアに加盟している専門看護施設へ入所したときは、その支払いを援助する。

※ 専門看護施設とは、専門的看護やリハビリテーション・サービス、その他の関連する医療サービスをする施設である。

ホーム・ヘルス・サービス（病院保険）

病気とかけがのために外出ができず、専門的医療サービスをパートタイムで必要とするとき、病院保険か医療保険のどちらかに加盟しているホーム・ヘルス・サービス

機関によるサービスに対する費用の支払いを援助する。ただし、個人の身のまわりの世話や家政的必要を満たすためのサービスは自己負担となる。

○ 受けられる主なサービス

- ① パートタイムの専門的看護
- ② 物理療法
- ③ 言語障害治療

医者にかかる場合（医療保険）

診療所，病院，専門看護施設，患者の自宅等で保険でカバーする医療費の支払いを援助する。

年間60ドルの医療保険自己負担額を支払ったあとは，医者から請求される適正料金の80%を保険が負担する。

○ 主な医者のサービス

- ① 医療および手術
- ② 治療の一部としての診断用テストおよび処置
- ③ その他医者の診療で通常行われる次のような有料のサービス
 - △ 治療の一部としてのX線
 - △ 看護婦のサービス
 - △ 薬剤及びワクチン類
 - △ 医療品
 - △ 物理療法および言語障害治療

(3) 高齢者援護の宣言

（Pioneer Center Annual 1979～1980所載，

都良氏論稿 Briefings From Older American Actより抄録）

米国の高齢者援護法案は1965年に出て，その後数回にわたり改正されたが，その基幹となるものは，やはり1965年のそれである。この法案はまことに歴大なもので，ここでは第一条本法案の目的と定義（Title I. Declaration of Objectivities, Definitions）を紹介する。

合衆国国会は次の事を決議して茲に宣言する。米国の民主的各個人の伝統的本来の尊厳を保つために，合衆国政府は高齢者に対して義務と責任をとり，彼等を助けて機会均等たらしめるために，次の目的を達成する。

1. 米国における，生活規準に適する一定の収入を引退者に支給する。
2. 身体および精神の保健のために経済状態に関係なく，最善を尽すこととする。
3. 各個人が望む住宅に適当な費用で住めるようにする。
4. 療養院で十分に快復期の手当をするようにする。

5. 年齢の差別なく雇用される機会を与える。
6. 国家経済に永年貢献して引退したが故に、健康と名誉と尊厳を保つようにする。
7. 意義ある広範囲な文化、娯楽、公共活動を可能ならしめる。
8. 必要に応じて低運賃交通の便を含む効果的な公共援助を提供する。
9. 実際的研究が証明し、直接保健福利を増進し得るサービスを提供する。
10. 高齢者は自由と独立、彼等自身の生活のために自発的行動をとる権利がある。

以上で高齢者援護法案の骨格が大体明らかにされている。現行のすべての援護事業は、この骨格に基づいて遂行され、幾度の改正案もこの骨格に手をつけていない。

